

平成19年第4回竜王町議会定例会（第3号）

平成19年12月19日

午後1時00分開議

於 議 場

1 議 事 日 程（3日目）

日程第 1 一般質問

## 一 般 質 問

- |    |   |         |
|----|---|---------|
| 1  | 幼稚園保育時間延長の考えは .....                       | 岡山富男議員  |
| 2  | 青年の城路線に松が丘団地乗り入れを .....                   | 岡山富男議員  |
| 3  | 特別支援教育体制について .....                        | 岡山富男議員  |
| 4  | 山薬師地先の下水道工事について .....                     | 山添勝之議員  |
| 5  | 竜王町玄関口 善光寺川について .....                     | 山添勝之議員  |
| 6  | 安吉橋の架け替え改修に伴う旧県道敷地の整備について .....           | 小森重剛議員  |
| 7  | 滞納整理の現状について .....                         | 貴多正幸議員  |
| 8  | 第三セクターの統合等、高率運営について .....                 | 圖司重夫議員  |
| 9  | 「アグリパーク竜王」のこれからについて .....                 | 山田義明議員  |
| 10 | 集落での寄付の集め方について指導を .....                   | 若井敏子議員  |
| 11 | 阿智村に学ぶ住民参加システム .....                      | 若井敏子議員  |
| 12 | あらためて合併は住民投票で .....                       | 若井敏子議員  |
| 13 | 篠原駅の改修について .....                          | 若井敏子議員  |
| 14 | 学校給食に週5日間米飯給食を .....                      | 岡山富男議員  |
| 15 | 竜王町農業の振興について .....                        | 大橋 弘議員  |
| 16 | 全国学力テストの結果の分析と基礎学力を高める教育推進方策について<br>..... | 蔵口嘉寿男議員 |
| 17 | 岡屋地先 県有地開発について .....                      | 山添勝之議員  |
| 18 | 祖父川東部に広がる一団農地の地産地消を實踐できる活動拠点の整備<br>.....  | 小森重剛議員  |
| 19 | 火災の事後処理について .....                         | 菱田三男議員  |
| 20 | 介護保険を利用しなくても生活できる施策の充実を .....             | 貴多正幸議員  |
| 21 | 山口町長の再出馬について .....                        | 圖司重夫議員  |
| 22 | 行財政改革について .....                           | 山田義明議員  |
| 23 | 医療制度改革について .....                          | 若井敏子議員  |

## 2 会議に出席した議員（12名）

1番	岡山 富男	2番	大橋 弘
3番	村田 通男	4番	山田 義明
5番	山添 勝之	6番	圖司 重夫
7番	貴多 正幸	8番	蔵口 嘉寿男
9番	菱田 三男	10番	小森 重剛
11番	若井 敏子	12番	寺島 健一

## 3 会議に欠席した議員

なし

## 4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	山口喜代治	副町長	勝見久男
教育長	岩井實成	会計管理者	青木進
総務政策主監	小西久次	住民福祉主監	北川治郎
産業建設主監	宮本博昭	総務課長	赤佐九彦
生活安全課長	福山忠雄	住民税務課長	山添登代一
健康推進課長	竹山喜美枝	産業振興課長兼農業委員会事務局長	川部治夫
建設水道課長	田中秀樹	教育次長	松浦つや子
学務課長	木村公信		

## 5 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	布施九蔵	書記	古株三容子
--------	------	----	-------

開議 午後 1 時 0 0 分

○議長（寺島健一） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、12人であります。よって定足数に達していますので、これより平成19年第4回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。これより議事に入ります。

~~~~~

## 日程第 1 一般質問

○議長（寺島健一） 日程第1 一般質問を行います。

質問および答弁は、簡単明瞭に要旨のみ願います。発言通告書が先に提出されておりますので、それに従い質問願います。

それでは、1番、岡山富男議員。

1番（岡山富男） 平成19年第4回定例会一般質問。私は4問の質問をさせていただきます。ちょっと声が出なくて申しわけないですけど、聞き取れなくて皆さんにはご迷惑をかけますけど、よろしくお願ひしたいと思います。「幼稚園保育時間延長の考えは」ということで質問させていただきます。

竜王町では、現在幼稚園の3歳児の保育時間が9時～11時30分までで、4歳・5歳児が13時30分で終わっている状態です。最近では女性が仕事をされている方が大半ですが、子どもを幼稚園に入れると幼稚園の保育時間が短く、仕事をしたくても我慢しなければなりません。今後も少子化現象に伴い、幼稚園に入園される園児は段々減少していくと思います。

そこで、町長がいつも言われています「若者が住みたくなるまち」、これに対処するには、特色のある取り組みとして、その1つに幼稚園保育時間の延長を取り上げ、女性が安心して仕事に就けるようなまちづくりを考えてはどうかと思います。町長の考えをお伺ひいたします。

また、最近、4歳児以下の保護者にアンケート調査をされましたが、その内容と結果はどうだったのか、お伺ひいたします。

○議長（寺島健一） 岩井教育長。

教育長（岩井實成） 岡山富男議員の「幼稚園保育時間延長について」のご質問に、幼稚園教育を所管いたしております教育委員会の立場からお答えいたします。

現在、幼稚園では、家庭との連携を図りながら、生涯にわたる人間形成の基礎を培い、早い時期から子どもたちに社会性を身につけさせるため、様々な環境設

定のもと幼児教育を推進しているところでございます。

そして、町長が提言されておられます「若者が住みたくなるまち」、これに関連しましては、子育て支援のために地域の人々に施設や機能を開放し、多様な教育相談に応じるなど、幼稚園を地域の幼児教育のセンター的な役割を果たすよう努めているところでございます。

特に、議員が危惧されておりますように、近年、少子化や核家族化、保護者の就業形態の多様化に対応すべく、本町立幼稚園の「預かり保育」についても検討を進めているところでございます。

現在、幼稚園の保育時間につきましては、文部科学省が提示している幼稚園教育要領の教育課程の編成規定に基づきまして、1日の教育時間は4時間を標準としております。給食等をはさみまして、午前9時から午後1時30分の保育時間となっております。また、3歳児保育の実施に伴いまして、3歳児における心身の発達や幼稚園を含めた一日の生活リズムの定着などを配慮しまして、3歳児につきましては1・2学期を午前9時から11時30分までとし、3学期は4・5歳児と同様の保育時間で運営を行っております。

そのような中で、先に述べられました「子育て支援」の一環として、教育委員会では竜王町幼稚園教育推進委員会を設置いたしまして、幼稚園の「預かり保育」の検討を進めておるところでございます。この「預かり保育」は、平成12年に文部科学省が定義しているところでありまして、地域の実態や保護者の要請により教育課程の教育時間終了後に希望する者を対象として行うというものでございます。したがって、まず竜王町の保護者のニーズを把握するという趣旨で、平成19年9月1日現在、0歳児から3歳児の子どもさんがおられる保護者を対象に、今年度10月にアンケート調査を実施いたしました。この調査内容につきましては、担当課長であります学務課長からお答えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（寺島健一） 木村学務課長。

学務課長（木村公信） 岡山富男議員の「預かり保育」のアンケート調査の内容及び結果についてのご質問にお答えいたします。

この調査の内容は、竜王町幼稚園教育推進委員会におきまして、既に周辺市町で実施されておられる取り組み等を参考に作成していただきました。具体的には、保護者から見た「預かり保育」の必要性、年齢別幼児の昼間の居場所、保護者の生活様式、保護者の「預かり保育」に対する思いとその需要の有無、そして、

預かり時間や預かり方法などの要望についての内容でありました。

調査対象幼児の保護者498名にアンケート調査を実施させていただき、その内、285名の皆様から回答をいただき、回収率は約57%でありました。特にその中で、保護者から見た預かり保育の必要性、ニーズにつきましては、約72%の保護者が預かり保育システムの設置を希望されたという結果が出ました。

その理由の主なものとしたしましては、現在の社会情勢や生活様式から、特に母親が子育てと両立しながら仕事に就きたいという理由が最も多くありました。次いで、少子化の影響から近所に同年代の子どもが少なく、帰宅後、子どもが友だちと一緒に遊ぶ機会が少ないこと、また、親としても自分の生活に余裕を持ち、自分の時間を持ちたいという理由もあげられました。

今後は、これらの結果を竜王町幼稚園教育推進委員会に今年度中に報告をさせていただき、保護者の思いや、子どもも含めた家庭や地域での生活事情と共に、幼児の生活リズムを踏まえた中で、竜王町立幼稚園としての適切な体制について検討を重ねてまいりたいと考えております。

この「預かり保育」を試行あるいは実施に際しましては、幼稚園の体制確認、受け入れ基準の設定、保育時間および保育料の設定、施設および運営上の財政的負担等、多くの検討事項がございます。

これらのことにつきましては、来年度、幼稚園教育推進委員会におきまして、周辺市町の実施体制等を参考にさせていただき、教育活動の一環として試行あるいは実施するという基本姿勢を持ちながら、竜王町の特性やニーズに適合した、より良い構想をつくり上げていきたいと考えております。議員の皆様はじめ、地域の皆様のご理解と、各方面からのご支援・ご指導をいただきますことをお願い申し上げます。

○議長（寺島健一） 1番、岡山富男議員。

1番（岡山富男） 特に今のアンケート調査の中で、女性の方が仕事をしたいというのがもう72%と、特に多いということも考えられます。

その中で、私のところにも実は子どももいますので、アンケートを見させてもらいました。その中で、特に、最後の延長保育の時間帯が3時ということを書いていました。仕事をしたいと言われてます。女性が仕事をされるのも男性が仕事をされるのも一緒なのです。8時から5時まで、この間というのをどのように考えておられるのか。パートさんを考えた上での仕事というように考えておられるのか。それは検討していただきたいし、答えていただきたいなと思います。

また、1つの考え方なのですが、やはり8時から5時までしていただく。その間、職員さんというのは、やはり8時間のぎりぎりまでされていますので、それは難しいと思います。やはり、その中でひとつ考えられるのは、フレックスタイム制、朝の7時から4時まで、9時から6時までとか、10時から7時まで、前が7時半からとか、いろいろなことを考えられると思います。それによって2分割して、子どもたちがいる時間は職員もしっかりとたくさんいる、きちんといますよと。そして、過ぎたあとには、それだけ職員がいなくてもいけるという感覚だから、そういう2交代制の考えを持っていただきたいなど。やはり、それによって、職員が足りないとかどうとかではなしに、町民さんがそれで安心して預けられる、そして働ける。働くことによって、やはり町の方にも税金という形で返ってくるのと違いますかね。働かれたらその分が。やはり、そういうところもあると思います。そういうことで、一つひとつ考えていただきたい。そこら辺は、教育長また課長、どう思っておられるのですか。

○議長（寺島健一） 木村学務課長。

学務課長（木村公信） 岡山富男議員の再質問についてお答えいたします。

まず、アンケート実施を要する際に、特に教育委員会から、預かり保育とは、周辺市町で行われている実態について、こういうものですよという形でご紹介をさせていただきました。その中に、特に周辺市町で実施されておる場合、預かり保育あるいは延長保育の終了時間が16時というのが大変多くございました。そういうものを一旦例示をさせていただきました。その中で、アンケート調査を行わせていただきまして、実際、希望の調査の中で、この4時という提示をした加減かどうかはわかりませんが、「希望時間、何時までが適切かと思われる」そのご回答には4時というお答えが一番多かったようでございます。

その中には、議員が仰せのとおり、就労に関してはパートあるいは正規、いろいろな就労の仕方がございまして、6時まで7時までというようなご希望も確かにございました。

しかし、この預かり保育を考える場合に、先ほどの答弁でも教育長から申しましたように、教育の一環として考えるということで、一番主眼に置かなければならないのは、ご指摘の保護者の就労体制、これももちろん重要なことではございますけれども、子どもたちの発達段階における心身の安全性と言いますか、幼稚園の子どもたちが外で生活する、その耐え得る時間というものを考えていかなければならないと思いますし、それに沿った指導計画というものも大変必要なこと

ではないかと思えます。

それから、2点目の指導体制のことをございますけれども、フレックスタイム、あるいは専門的な方の増員というものも周辺市町ではございますし、特に多いのが、預かり保育あるいは延長保育に対して専門の職員を臨時でお雇いされているという実態が大変多いようでございます。

幼稚園の職員がそのまま手助けをする部分と、専門的な立場で園児を見守る職員、そういう配置につきましても委員会の方で考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺島健一） 1番、岡山富男議員。

1番（岡山富男） とにかく「委員会で、委員会で」と言われていますが、ひとつ委員会の構成メンバーは、何人で、どういう方がされているのか。

さっきの中でも、やはり臨時職員とか職員、そこに目を当てているのではなしに、やはり地域の方にも協力はできるところがあると思うのですよ。協力できるということは、地域の方に何も呼びかけをしないのですか。やはり地域の方によっては、呼びかけして、何人もボランティアとしてでも参加しますよと言う方も出てくると思うのです。子どもが好きだから、それによって見ましよう、この時間は空いているから見ましようという方もおられると思うのです。専門職ではないから、そこまでできないけれども、少しぐらいだったらできますよとかいうので、そういうようなのを町としては考えていくべきではないか。何でもかんでも縛るという感覚を教育委員会はよく持っていると思います。そうではないということ。それをしっかりと考えてほしいなと思うのですけれども、その点は。

○議長（寺島健一） 木村学務課長。

学務課長（木村公信） まず、竜王町の幼稚園教育推進委員会のメンバー構成でございますけれども、10人の委員さんによりまして構成されております。それは教育関係者、あるいは行政機関の職員さん、それから幼稚園の保護者の代表の方、それから学識経験者というふうな分類で、10人の委員さんによりまして構成されております。

それから、実際の運営の中で、ボランティアの活用とかいうところにつきましてご指摘をいただきました。ただいま小中学校、あるいは幼稚園の方でもいろいろな教育の中で社会人活用、あるいは地域の人材活用、ボランティアさんの活用と言いますか、そういうところで大変お世話になっております。

この預かり保育に関しましても、そのボランティアさんのできる範囲、できる



お仕事の内容等をしっかりと考えた中で、協力していただけるところにつきましては、広くご協力をお願いしてまいりたいと思っております。

○議長（寺島健一） 次の質問に移ってください。1番、岡山富男議員。

1番（岡山富男） 2問目の質問をさせていただきます。青年の城路線に松が丘団地乗り入れをということをお願いします。

現在、松が丘団地の皆さんは、小口や薬師から近江バスを利用して通勤・通学をされておりますが、バス停からの学生が夕方帰って来るのに道路の街灯が暗くて危険な感じに思われ、そのことを最近特に耳にします。誘拐事件が発生しないとは言いきれませんが、そのため保護者が迎えにいかれている姿が見受けられます。

松が丘は350戸世帯以上で、町内でも人口が増えている団地であり、自治会として深刻に考えておられ、アンケート調査をされたと聞いておりますが、その内容と結果はどうだったのか、お伺いします。

行政内部や公共交通対策協議会では、青年の城路線に松が丘団地乗り入れの検討は考えておられるのか、また、公共交通対策協議会は年に何回開催されているのか、お伺いいたします。

○議長（寺島健一） 小西総務政策主監。

総務政策主監（小西久次） 岡山議員さんからの、路線バスの松が丘団地への乗り入れに関するご質問にお答えいたしたいと思っております。

現在、竜王町内で運行されておりますバス路線については、近江鉄道バスにおいて、近江八幡駅からそれぞれ、主要地方道近江八幡・竜王線を通りダイハツ工業滋賀竜王工場へ行くコミュニティバス「八幡・竜王線」、県道春日・竜王線を通り竜王町総合庁舎を經由して岡屋方面へ行く「岡屋線」に加え、国道477号を通り希望が丘文化公園東ゲートへ行く「青年の城線」の3路線があります。

議員御指摘のとおり、松が丘団地につきましては新しく入居される世帯も多く、バスの利用対象となります高校生等の若い世代も、平成21年度までは100人を超える状況にあります。

これまで松が丘自治会からは、松が丘団地への路線バスの乗り入れを希望されていたことから、町としましても運行の可能性について研究・検討していく中で、近江鉄道株式会社様から、青年の城線は自主運行路線であるので、松が丘団地への経路や運行時間、便数の変更については比較的实现の可能性が高いとの回答があったことから、松が丘自治会としても、本当にどの程度の希望者があるのかを把握するために、今年の6月と10月の2回、住民アンケートを実施されたところ

るでございます。

その2回のアンケートの結果をまとめると、バスの利用者の行き先は近江八幡駅がほとんどで、松が丘団地にバス停留所ができれば多くの方の利用が見込める一方、朝・夕の運行時間が住民の希望に合わない場合は定期券購入者があまり見込めない。また、希望運行時間帯は、朝については、松が丘団地を6時30分前後と7時15分頃の発便、夕方は、近江八幡駅を17時30分頃と18時30分頃の発便を希望する、というものであったと伺っております。

現在、このアンケートの結果を受け、松が丘自治会と町、それから近江鉄道バスの三者で、運行に向けた具体的検討を続けているところでございます。

なお、公共交通対策協議会については、不定期の開催であります。この三者の協議がある程度整った時点において開催し、具体的内容についてご報告したいと考えております。以上、岡山議員さんへの回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 1番、岡山富男議員。

1番（岡山富男） 特にこの質問は、私以外にも何人かの議員さんからも、また前議員さんからも質問されていると思うのです。

その中でも特に、今、主監が言われました公共交通対策協議会の18年度の会議、これは実際に数字で出ていますように、0回なのです。といいますのは、17年度のときにコミュニティバス、近江八幡山之上線、その時には何回か会議をされた。それが終われば何もしていない。ただ協議会だけが残っているという感じ。やはり竜王町全体を見てみますと、もっともっとバスを使いたい、また、それによって、行きたくても行けない、現にそういう方がたくさんおられます。

今、私は通勤とか通学者の方だけを取り上げましたが、老人の方、お年寄りの方もやはり、病院に行きたくても行けない、そういう方がたくさんおられるのです。そういうところはやはりもっともっと町として汲み上げていかないといけない。やはりそれが公共交通対策協議会の中で議論をする場所ではないかなと思うのです。それも何も無い。まして19年度も今の時点では何もされていない。そういうように伺っております。

やはりそういうところは町はどう考えているのか。町民さんの立場に立ってこの協議会を立ち上げたのではないですか。その点はどう考えておられるのですか。

○議長（寺島健一） 小西総務政策主監。

総務政策主監（小西久次） 岡山議員さんの再度のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

ただいまも町民の立場に立った公共交通の施策をというご意見でございます。公共交通対策協議会は、ご存知のように平成16年度から設置されました。これにつきましては、具体的な路線にかかる生活交通の確保のための計画策定という目的、また生活交通のあり方についてということで、この要綱等も定めております。

確かに、議員ご承知のように、平成17年までぐらいはコミュニティバスの関係でいろいろ協議をしていただきました。一番身近な開催は平成18年3月でございます。基本的に今申しましたように、今後、生活交通のあり方等につきましては、議員ご意見のように、今後、高齢化が進み庁舎等の公共施設へのコミュニティバスの乗り入れ等の住民要望も、集落を回らせていただきますと要望されております。また、今後におきまして運行社会実験等も検討に入れまして、公共交通対策協議会を立ち上げるよう検討していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 1番、岡山議員。

1番（岡山富男） 検討は本当にしてもらえるのかなと思っておりますけれどもね。

特にこのことは、やはり今後を考えておられる町長が中心核づくり、この核づくりによって、バスが町内を運行するという考え方を持っておられると思うのです。やはり、そういうところはどこら辺まで考えておられるのか。町内の全体的な。と言いますのは、竜王町は、南北にはこのバスが走っているのです。東西というのが弱いのですよ。だから、そういうところは、もう町長はご承知のとおりだと思っております。やはり、そこら辺は今後の課題という形で町長がどういうように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（寺島健一） 山口町長。

町長（山口喜代治） 岡山議員の公共交通に対するご質問でございます。

これにつきましては、私は、中心核づくり以前に竜王町にこのバスを運行されました。しかし、なかなか利用がなかったということで現在では廃止でございますが、これからの動向によりまして、昨年も中学生の新春の座談会の折、竜王町は本当に交通が不便だと、私が町長をしたらコミュニティバスを走らせますよとか、いろいろな若い方々が構想を持っておられます。

そうしたことで、今年の新春対談にも私もその話をさせてもらいました。遅まきながらも、やはり調査をまずしていかなければならないということと、やはりこれからの交通機関というものも大切でございます。昨今の車社会に慣れますと、

より便利をしているというのが実態でございますけれども、また交通弱者の皆さん方を対象に考えていかなければならないということはかねがね思っておるところでございますので、これにつきまして、先般もこの方向性を示していきたいという話をしておるわけでございます。

そういったことで、公共交通対策委員会もできております。こういうことを通じまして、まず調査を始めていきたいと思っておりますので、ご理解を賜わりたいと思います。

○議長（寺島健一） 次の質問に移ってください。1番、岡山富男議員。

1番（岡山富男） 3問目の質問をさせていただきます。特別支援教育体制について、お伺いいたします。

平成19年度より特別支援教育がスタートしましたが、体制が十分に整っておらず、児童の精神的不安定が続いているケースもあるようです。そのことにより保護者からも不安な気持ちが目立つようになってきました。

全国的には「学習面」か「行動面」に困難性を持つ児童生徒が70万人いるといわれています。診断を受けた個々の障害の特性に合わせた支援を大切にすべきであると考えます。

法律(現行法)の歪みの部分で、発達障害の児童生徒数が1学級8名とする特別支援学級の在籍数のあり方は、特別支援教育の本来の主旨とは異なります。また、特別支援学級への通級指導は、それぞれに応じて週5時間の場合もあれば週20時間の場合もあるというように、その子のニーズに合わせて一般のクラスから通級する形が本来のあるべき姿です。一生涯の中の必要な時期に必要な場所で、必要かつ適切な支援が行われることが重要かと思いますが、教育長の考えをお伺いいたします。

また、1つ目として、教職員全体の専門性の向上と特別支援学級を担当する教諭への支援体制、2つ目に、個別の教育支援計画および指導計画の充実(個別のタイムスケジュールやルールカードの使用等含む)、3番目、特別支援教育コーディネーターの具体的な役割の3点について、お伺いいたします。

○議長（寺島健一） 岩井教育長。

教育長（岩井實成） 岡山富男議員のご質問にお答えしたいと思います。

議員ご高承の通り、今年度4月から特別支援教育を本格実施し、町内の各幼稚園、小・中学校とも、校内委員会の設置をはじめ特別支援教育コーディネーターを複数指名し、個別の指導計画の作成と体制を整えてまいりました。

これらの体制における数字上の達成率では100%ではありますが、LD、ADHD、高機能発達障害といわれる子どもたちの実態把握につきましては、まだまだ不十分なところがございます。

専門家のご意見などを伺いながら指導を進めているところでございますけれども、一人ひとりの障害が異なり、個別の教育支援となると試行錯誤の毎日であり、子どもも保護者の方々も、それぞれの障害に対応する指導の在り方について、まだまだ不安を抱えている状態でございます。また、特別支援学級は、児童生徒の在籍定員数は公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律で、8名と定められております。その特別支援学級在籍数の実数は、全国平均では1学級2.84人ですが、竜王町の特別支援学級在籍数は、滋賀県内平均の2.6人を大きく超える学級もございます。

竜王町のそれぞれの学校での特別支援学級についての現在の在籍数でございますけれども、竜王小学校におきましては、知的障害学級7名、肢体不自由学級1名、情緒障害3名であり、竜王西小学校では、知的障害学級4名、情緒障害学級8名であり、竜王中学校では、知的障害学級3名、情緒障害学級3名となっております。

そこで、滋賀県では独自に基準を設けておられまして、それぞれの学級で7～8名在籍している学級につきましては、週12時間の非常勤講師を配置しております。複数指導が行える体制をとっております。今年度は、竜王小学校の知的障害学級と竜王西小学校の情緒障害学級へ、それぞれ非常勤講師の配置をいただいているところでございます。

また、普通学級から特別支援学級への通級指導につきましても、現在は特別支援学級の在籍人数が多いということでもありますので、実施はいたしておりません。しかし、少人数指導や、それによる習熟度別指導など、学習の形態を校内体制の工夫などによりまして、次年度も、子どもたちの実状に寄り添った指導となるよう、各学校での取組みが考えられております。

そして、特別支援学級への通級指導は、学校教育法現行の規定で最大週8時間程度と定められております。ご指摘の中にあります週20時間の実施という形は、通級指導とはいえないものでございます。

以上、ご理解いただきますように、よろしくお願ひいたします。また、議員からご質問をいただいております教職員への支援体制、個別の支援計画の充実および特別支援教育コーディネーターの役割等につきましては、学務課長から説明さ

せていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（寺島健一） 木村学務課長。

学務課長（木村公信） 続きまして、岡山富男議員のご質問にお答へします。

まず、1点目の「教職員全体の専門性の向上と特別支援学級担任への支援体制」について、お答へをいたします。

竜王町も数年前から、他市町よりも多く特別支援教育に関する研修に取り組み、教職員の専門性の向上に向け、特別支援教育そのものの理解から、具体的な支援の在り方についての研修、指導計画の作成に関する研修、そして、実際の指導に当たる特別支援学級担任の研修を実施しております。

しかし、個別の教育ニーズの把握と実行につきましては、子どもの姿を一番身近で接しておられる保護者のご協力をお願いしないことには、適切な指導には結びつきません。その意味から、今後は、保護者と学校教職員との綿密な連携について、一層働きかけを行いたいと考えております。

次に、2点目の「個別の支援計画や指導計画の充実」につきましては、タイムスケジュールやルールカードといった支援道具が適切であり、効果があったものにつきましては、学年間の引き継ぎだけでなく、幼稚園から小学校、小学校から中学校へ引き続き利用するなど、校種間を越えても活用されるようになってきております。今後もさらなる工夫を図り、特別支援学級担任をはじめ学校全体が個別の対応を共通理解するよう働きかけてまいります。

最後に、3点目の「特別支援教育コーディネーターの具体的な役割」は、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係機関と学校との連絡調整、保護者からの相談窓口を担うことなどが、文部科学省局長通知により法律的にも定められております。しかし、1人でこの役割を担うことは難しいため、教育委員会では各校園の管理職をはじめ、複数の担当者で対応するよう指導しており、複数配置の体制を今年度からとっております。

今後は、その校内委員会やコーディネーターの連携の工夫および機能の充実へと、取り組みを深めて行きたいと考えております。以上、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 1番、岡山富男議員。

1番（岡山富男） ありがとうございます。特に問題なのは、朝の時間なのですよ。

朝の時間帯に、通学してきて教室に入って、そこに先生がいない。どうしたらいい

いのかわからない。普通と言っては悪いですけども、通常のクラスでしたら、すぐに遊んだりとか、いろいろなことができると思うんですけども、そうではなしに、やはり求めているというのがあると思うのです。

やはり、そこら辺を理解してもらっているのかどうか。それが無いのですよ。だから、時には暴れたり机を蹴ったりとか、やはり不満を持つ。何で私のところにいないのだということがあると思うのですよ。やはり、そういうのは、もっともっと理解をしてあげて、その子の立場に立って勉強を教える。落ち着いてやれば、みなできる子なのです。そういう子がたくさんいるのに、そこを突き放したり、そういうことをするというのはおかしいのではないかなと思っております。やはり、その場に行った時点からついてあげるといっていい体制にもっていいあげてほしいと思います。

また、子どもたちは、時には普通の学級の方へ行くと思います。そこへ先生が連れて行った場合、その時に、こちらの方の学級の先生がいなくなったりして不安になったりとかいう場合もあります。そこら辺の対策・対応はどういうようにしているのかと思います。

また、幼・小・中連携というように課長も言われましたが、実際に小学校から中学校に入って行く時に、小学校と中学校も連携をしておりますよと言われても、3月になれば、その先生がずっと対応されていても4月になって転勤されたら。その場合には、その時点で全くわからなくなるというパターンがあると思うのです。そういう時のきちんとした複数の方との対応、この方は来年も残っておられる、残ってもらえるという方とやってもらえるのかどうか。そういうのをもっともっと考えていただけたらと思うのですよ。それが初めての連携が中学校との連携で、その子が中学校に行った時にもしっかりと対応をできると思うのですけれども、そこら辺の考えをお伺いいたします。

○議長（寺島健一） 木村学務課長。

学務課長（木村公信） 岡山議員の再度の質問についてお答えいたします。

まず、1点目でございますけれども、議員ご指摘のとおり、担任あるいは学校の職員が、目が届かない、あるいは死角となってしまう時間、特に朝の時間についてご指摘がございました。

ご承知のように、各小中学校、幼稚園も含めてでございますけれども、朝の打ち合わせ等々で、職員が一堂に介してその日の打ち合わせをするというふうな時間が組まれております。そんな時間帯に本町の方が配置をしております支援員あ

るいはスクーリングケアサポーターさん、そういう方々の活用時間について、死角とならないようなきめ細かな配慮というものも、今教えていただいたことを参考にしまして取り組んでまいりたいと考えております。

もちろん、そういう支援員さん、あるいは補助員さんだけに頼るのではなくて、学校の職員の校内体制といたしましても、きめ細かな体制ができるような配置、弾力的な配置というもの、そういうものも小・中学校、あるいは幼稚園の方にも指導してまいりたいと考えます。

それから、2番目の交流学級、以前は障害児学級、今は特別支援学級と申しますけれども、そちらの方から普通学級に行く交流学級、あるいは普通学級から特別支援学級の方に行く通級学級、それらにつきましては、担任の先生が一人ひとり子どもたちに付き添って、最後まで目を離さずという形につきましては、先ほど教育長の方からの答弁でもございました人数的な問題がありますので、その引き継ぎ、あるいはその子どもにとってどういう方法がよいのかというのを子どもについてじっくり考えた中で、そのような取り組みをしていただくこと、これも小・中学校につきましては指導をしてまいりたいと思います。

それから、3点目の幼・小連携、あるいは小・中の連携というものでございますけれども、各小・中学校におきましては、学年を進級する際、あるいは校種が変わる場合、卒業・入学という場合につきましては、小・中連絡会、あるいは幼・小連絡会というものを開きまして、一人ひとりの子どもたち、特に課題を有する子どもたち、身体的な課題、いろいろな課題がございますけれども、そういう子どもたちにつきましては、やはりきめ細かい引き継ぎをさせていただきまして、十分な体制が新しい学年、あるいは新しい校種におきましても行き届くような配慮をしておりますけれども、まだまだ抜けておるところ、あるいは保護者のご要望にそぐわない、沿いきれない部分があろうかと思えます。そういうようなことが極力少なくなるような引き継ぎについて努力をしていただく、工夫を図っていただくというふうな指導も、3学期当初の校園長会におきましても指導をしてまいりたいと思います。

○議長（寺島健一） 1番、岡山富男議員。

1番（岡山富男） 特に今、課長も言われましたが、教育長も言われていますように、人数的な問題に対して、やはり県を頼ることはもうできないと思えます。町としてどのように考えておられるのか。教育長は、どのように考えておられるのか、お伺いします。



○議長（寺島健一） 岩井教育長。

教育長（岩井實成） 特別支援学級の人数につきましては、先ほどお答えさせていただきましたように、一応7～8名を限度として、今決められております。それに対する指導につきましては、今、県からの1名の講師を頂戴しております。そして、また西小学校あたりではボランティアの方に協力を願って、その助任もしていただいております。

そういった中で、現時点では、定数といったものにつきまして、学級増につきましては県にも理解も得ていかなければならない部分もございます。県の規定の中で、やはり今のところはやっていかなければならないなという思いをいたしておりますので、よろしく願いしたいと思います。

それから、先ほど課長の方からいろいろ再質問に対してお答えをさせていただきました学校での対応は、やはりきちんと学校の方にも話をしていかなければならないと思いますし、今、特別支援学級の担任者連絡会といったものもしておりますし、そして、小・中の連絡会は、やはり組織として連絡会を持っておりますので、そういった心配のないように指示をしていきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（寺島健一） 5番、山添勝之議員。

5番（山添勝之） 14期の新人議員として、初めての一般質問に臨みたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

平成19年第4回定例一般質問、5番、山添勝之。質問事項、山薬師地先の下水道工事について。

広く国民は、文化的な生活を保障されております。下水道は、文化的生活のバロメーターと昔から言われておりました。

我が竜王町においては、昭和61年度から下水道整備が始まったことは周知のとおりでございます。既に工事完了し供用されている地域の方々は、その恩恵に浴されておられることと思います。しかしながら、いまだ工事も行われていない地域もあるわけでございます。いったい何年が経過しているのだろうかと思いません。

本年度に、やっと山薬師地先の方で工事が着手されましたが、何年か前に松が丘団地の下水道本管が、山薬師の集落内を通過して祖父川の下をくぐり、県道の本管に接続されました。なんで山薬師の中を他集落の下水道管が入っているのだ。当時、山薬師の下水をその管にポンプアップしてでも、早期の着工を役員さんは

希望されたそうです。しかしながら、残念ながら聞き入れてもらえなかったとのこと。多くの方から、「山薬師はおとなし過ぎるんや」と言われていたものです。

今行われる工事もポンプアップで対応されるとお聞きしておりますが、同じ工法であれば、工事費も当時の方が安価に行えたのではないかと思います。今でも年配の方々は、この話題が出たら必ず、「心底から怒っているのだ」というふうによくの方がおっしゃいます。

そこで、下水道計画における今日までの考え方と今後の計画、併せて山薬師地先の工事が今日に至った経緯等についてお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

建設水道課長（田中秀樹） 山添議員さんのご質問にお答えいたします。

さて、本町の公共下水道整備工事につきましては、議員ご高承のとおり、昭和61年12月に都市計画決定を受けて、昭和62年8月から山之上地先において工事着手いたしました。

ご質問の1点目、下水道計画における今日までの考え方と今後の計画についてでございます。下水道は、各家庭等で発生した汚水を、集落内に張り巡らした下水道管に排水し、町内に6箇所ある県の流域下水道幹線管渠に投入し、琵琶湖の湖南中部浄化センターで処理しています。下水道の管の大きさは、処理する区域の排水量等によって異なってきますことから、竜王町では、町内を10の処理分区に分けて、市街化区域、将来の市街化想定区域、住宅団地、町の土地利用構想等をもとに、管の大きさを決定することとしています。下水道工事は、これらの計画に基づき下流から順次整備を進めている状況であります。

竜王町は、平地部に集落が点在している状況から、集落と集落間、また流域下水道管の投入点までの距離が大変長くなり、多額の工事費が必要となっております。このことは、町財政の適正な予算配分調整の結果からも、工事着手以来、今日まで21年余りの年数を経ても、まだ全町完了までは至っていない現状であります。

今後の予定につきましては、来年度は希望が丘団地までの幹線管渠の埋設、岡屋南部の一部への下水道管の埋設を予定しております。

ご質問の2点目、山薬師地先の工事が今日に至った経緯等についてでございます。平成11年当時に祖父川の下に下水道管が埋設された時に、なぜその時に山薬師の下水道整備を行い、管を接続しなかったのかとのことでございます。

下水道整備にあたりましては、先の下水道計画の考え方の中で述べさせていた  
だきましたとおり、各処理分区ごとに区域を決定し、下水道管の大きさを決めて  
下流から順次施行してきております。松が丘団地の処理分区は、予算、維持管理、  
地形等を考慮し、山薬師の処理分区と異なる計画決定をしました。このことから  
接続できない状況となりましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、松が丘団地からの処理分区の流域下水道管への投入箇所は加与丁地先で  
あり、山薬師からの処理分区の流域下水道管への投入箇所は弓削地先となってお  
ります。下水道工事は、流域下水道管への接続箇所から工事にかかっているところ  
でありまして、山薬師は上流部であることから順次、計画を進めてきました関係  
で遅くなりました。当時、もう少し詳しく理解がいただけるよう説明がなされて  
おれば良かったのではないかと、その経緯を振り返りつつ考えるところでござ  
います。

現在、山薬師地先の工事が一日でも早く完了できるよう進めていますので、地  
域皆様方のご理解とご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げ、ご回答  
とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 5番、山添勝之議員。

5番（山添勝之） どうも、ありがとうございます。山薬師のみならず、やはり全  
集落が早く下水道を完了されますように祈念するところでございますが、再質問  
をさせていただきます。

平成18年度の下水道事業特別会計決算によりますと、歳入は7億6,214万  
2,000円、歳出は7億2,617万5,000円であり、3,596万7,000  
円を翌年度に繰り越しておりますが、この数字だけを見れば誠に結構かと思う  
わけでございますが、18年度の未収額が585万5,000円となっております  
して、前年度と比較すると、23万1,000円の増加でございます。

一方で、気になる18年度の下水道の町債残高は55億8,735万2,000  
円となっております、17年度と比較しても2,152万2,000円増加して  
おります。

もちろん、この増加は、下水道事業の普及に伴うものと思えますけれども、下  
水道だけで約56億円の借金になります。町民1万3,000人とすると、一人  
当たり43万円もが下水道だけの借金でございます。

平成19年の3月末で竜王町の下水道普及率は、農業集落排水事業を含めて7  
6.7%だそうですが、滋賀県全体では82.2%に比べると、まだ5.5%も低

いということですが。

そこで、供用開始された地区においても、いまだ使用されていない家庭があるかと思えます。ただいま申し上げました下水道の財政状況の観点などからいっても、早く使用されるように推進をしておられるとは思いますが、現在の未使用状況をお尋ねいたします。

また、使用料の完全徴収に向けての方法はどんな方法をとっておられるのか、お尋ねします。

また、先ほど質問でも言いましたが、松が丘地区における供用状況、この件についても併せてお尋ねします。よろしくお願いいたします。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

建設水道課長（田中秀樹） ただいま山添議員さんから再質問を3点受けました。

まず1点目、供用開始された地区での未使用状況についてでございます。本年4月1日現在の公共下水道の水洗化率は、84.3%でございます。水洗化率が90%以上の集落につきましては、農業集落排水処理区を除いて12集落あります。供用開始後の地区の家庭の水洗化につきましては、供用開始後3年以内に水洗化していただくことになっております。

町といたしましては、毎年9月10日が「下水道の日」と定められていることから、この時期に合わせて、町の広報により水洗化のPRを行い、普及啓発に努めているところであります。

また、使用料につきましては、未収金のことではありますが、これは滞納整理ということで鋭意努力をしているところでございます。

3点目、松が丘団地の接続はいつ頃かということですが、現在、地元関係者の方と接続に向けて打ち合わせを行っているところでありますので、ご理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ですが、再質問のご回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 5番、山添勝之議員。

5番（山添勝之） ありがとうございます。できるだけ松が丘さんの方においても早く供用されるように、町を挙げてがんばっていただきたいと思いますところがございます。ありがとうございます。

○議長（寺島健一） 5番、山添勝之議員。

5番（山添勝之） 5番、山添勝之。質問事項、竜王町玄関口 善光寺川について。

今、竜王ではインターチェンジ周辺の開発を推進しておることは周知のとおり

でございます。アウトレットモールも平成22年の開業予定に向けて着々と準備が進められているように聞いております。また、そのほかにも数多くの企業の招致をするべく、日々努力をしておられるわけでございます。

今まではそうでもなかったのですけれども、今日この頃においては、名神竜王インターチェンジを降りて、すぐ前の善光寺川は、「竜王の顔」として認識されているように思います。過日、私の京都の友人が来訪しました。かねてより私は、竜王町は、この界隈を中心に拓けていくんだと力説しておいたからか、彼も趣をもって見てくれていたのだらうと思います。我が家に来る前にその周囲を車であちこち見廻ったと言っておりました。

そして、来て開口一番、「お前が言うように、あの辺りが竜王町の表玄関ならば、川の中や堤防やらの草むらを何とかせんあかん。あれでは誰も来てくれない」と、言っておりました。まさしく私は、かねてより執行部に対し、あの場所の草刈をして綺麗にして欲しいと再三再四申ししてきましたが、執行部はその都度、県からの補助がないのでどうしようもないとの言葉を担当者から聞いておりました。

町外からの来訪者からも指摘があるように、「竜王の顔」となるインターチェンジ周辺の整備と併せて、美観活動等の対策についてお尋ねします。よろしく願いいたします。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

建設水道課長（田中秀樹） 山添議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、竜王インター周辺は、竜王の西の玄関口としての位置付けを、町の将来計画にも掲げて各種施策を推進しているところであります。

善光寺川は、昭和初期には大変きれいな砂の河川だったと聞き及んでおります。その後、河川周辺の開発に伴い、河川の富栄養化が進み、雑草の繁茂が増してきました。平成7年から、県事業による「善光寺川通常砂防事業」として整備が行われて、整備後は、生態系を保全した大変きれいな河川としてよみがえりましたが、今日では、また雑草が生い茂ってきました。

今日までも、善光寺川の環境整備につきましては、県に対して強くお願いしてきましたが、県の財政事情と併せて危険度の判断等によりその緊急性が上位にないことから、実施までには至っておりません。また、町内の県管理の一級河川においても同じような現況であります。

県においては、このような状況の河川を数多く抱えておりまして、「限られた予

算内で対応するためには、住民に協力してもらわなければならない」との方針が出され、広く県民協働という活動の中で実施されているところであります。このようなことから、集落周辺の河川除草につきましては、河川愛護作業の中で地域の皆様方が主体的にお取組みをいただき、積極的に環境美化に努めていただいております。

しかしながら、集落周辺から離れたこのような場所の河川管理については、なかなかご理解が得られないところでありますが、町の玄関口であり、「インターチェンジ活用産業振興」を推進させるためにも、住民皆様方のご理解とご協力がぜひとも必要であると考えています。今後の手法等につきましては、関係地域の皆様方とご相談させていただきながら対応策を考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます、誠に簡単ではありますがお返答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 5番、山添勝之議員。

5番（山添勝之） ただいまのご答弁を聞いておりますと、もうひとつ踏み込んで解決しようという気力がないように思われます。

それで、今の答弁の中に「河川愛護」という言葉が出てきました。地域住民の協力を得て現在やってもらっているということでございます。まさしく、私は、自分の住むところは自分で守ろう、こういう精神が大切なことであると思っております。

しかし、私が今提案しているこの案件については、もっと規模が地元の小さい川でなしに、ああいう大きな善光寺川というような規模が大きくて、そして集落から離れていて、これは先ほどの答弁の中にもございましたけれども、いわゆる竜王の顔としての、竜王全体の問題であります。執行部も、地域にこれをおろさずに、町全体の問題として取り組むべきであろうと思います。

そして、その予算は、「県に、県に」と言っていないで、町単でも事業として取り組むべきであろうと考えていただきたいと思います。その点、ひとつお尋ねします。

また、その草刈りは、1年に2回、3回としなければ、きれいにはならないと思います。それで、そのうちの1回ぐらいは、1つの方法として、執行部各課より何名か出ていただいて、そして、また町内の全区長のお力をお借りして、各区から2名とか3名とか出ていただいて、また議員の方からも全部出て、それから、またいろいろな団体がございますね。例えば、出して悪いのですが、ライオンズさんなどは、まさしく地域の発展のために努力していただける団体でございます

ので、そういうところにもお声かけをして、そして出役をお願いして、草刈り作業を行う、こういう前向きな計画を持ったらどうかなと思うところでございます。そういうことについても、ひとつお尋ねしたいと思います。

そして、こういう行動をとることによって、愛する竜王を住みよいきれいな町にしていこうと思う心は、必ず住民さん全体に大きく訴えることになろうと思うところでございます。今後の発展に寄与するわけでございますから、ひとつ執行部の方も、先に申しましたが、きついことを言いましたが、前向きな考え方でもって進んでいていただきたいと思いますが、いかがなものでしょうか。お聞きします。

○議長（寺島健一） 山口町長。

町長（山口喜代治） ただいま山添議員さんから、非常に貴重なお話をいただきました。この善光寺川周辺、当然、竜王インターもそうでございますが、私も顔としてあの辺はすっかりきれいにさせていただきたいということで、ごみ拾いの方もやかましく言ってしてもらっているところでございます。

そして、善光寺川の改修でございますが、これは前任者の福島町長がかなり力説いたしまして改修を始めてもらいました。その時に、私もその改修のあとを見ますと、ブロックを張った上にまた土砂が塗りつけてあると、これはどういうことかという話をしておりました。これは、砂防河川法としては自然に戻すのだというようなことを言われて、こんなことをしたら、また草が生えるではないかということで、自分もかねがね善光寺川の、今おっしゃるように、草が繁茂し、これは本当に見苦しいなということのかねがね思っておるところでございますし、まだ区長会には申し上げておらなかったわけですが、この問題につきましては、全区を挙げてひとつ、善光寺川だけでなく、非常に河川、また道路敷の子どもたちが通学する路線においては、全町挙げて各それぞれの区でまたご協力をいただきながら、そういう草刈り等にできるだけ、重機というものは大変でございますので、人力でできる範囲はしていただきたいなということを区長会で申し上げたいということをかねがね思っておって、まだその話は出ておりませんけれども、今おっしゃるように、それぞれの地域から、それぞれの団体から実践して、そういう作業を行ってはどうかということをお願いいたしました。まさに、私はそのとおりにしていかなければいけないなと思っております。

こういったことで、やはり自分たちの町は自分たちで美しくするというところでございます。自分の集落のことを申すまでもございませぬけれども、それぞれの

地域の議員さんも、いろいろなこういう手助けはしてもらっていますが、実は、うちの山田議員も通学道路とか周辺を率先して草刈りを2回やってもらっています。そういうようなことで、やはりそれぞれが気がついたところには、ひとつできる範囲でしていただければありがたいなと思っております。そういったことで、私も一部お手伝いをさせてもらっている点もございます。

そういったことで、ひとつ全町挙げて、今山添議員がおっしゃられましたことが実行に移るように、ひとつ進めていただければありがたいなと思いますし、また我々といたしましてもその方向性で進めていきたいと思っておりますので、今後とも皆さん方のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げまして、お答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 5番、山添議員。

5番（山添勝之） 今、町長から力強いお答えをいただきました。ぜひこれに向かって、竜王のために進んでいっていただきたいと思うところでございます。ありがとうございました。質問終わります。

○議長（寺島健一） この際申し上げます。ここで、午後2時35分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時22分

再開 午後2時35分

○議長（寺島健一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番、小森重剛議員。

○10番（小森重剛） 14期議会議員になりまして、平成19年第4回定例会においてここに登壇させていただき、私に発言の機会を与えていただいたことにつきまして、深く感謝いたしますとともに、住民の皆さんの代弁者として自覚を持って質問させていただきますので、行政当局の誠意あるご回答をよろしくお願いいたします。それでは、質問に入らせていただきます。安吉橋の架け替え改修に伴う旧県道敷地の整備についてということで質問させていただきます。

主要地方道、近江八幡・竜王線の日野川に架かる安吉橋については、昨年3月に架け替え改修工事が竣工され、大型車のスムーズな離合や自転車・歩行者の安全が確保されることとなり、安心して通行できるようになったことに感謝申し上げます。ありがとうございました。

しかし、残地となった旧県道敷地について、近江八幡市側は道路盛土を撤去され農地として復元されておりますが、竜王町側は従前の状態で放置されているの



が現状です。現在の状況では旧道路敷地内に進入することもできず、ごみの散乱が目立ってきたのが実状でございます。

このような市町で異なる対応がなされている状況をご説明いただくとともに、この旧道路敷地の利用方法の計画について、町当局のお考えをお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

建設水道課長（田中秀樹） 小森議員のご質問にお答えします。

この旧県道敷地は、平成18年4月に完成しました安吉橋の付替えにより道路法線が変更になりましたことから、残地として残った敷地であります。この土地は県の行政財産であります。

この残地の活用と整備の方法でございますが、近江八幡市側は排水路等の付替え敷地として活用されております。竜王町側につきましては、新設道路と工場に挟まれた土地利用となっております。近江八幡市側とは周辺の土地利用が異なっている状況であり、同じ扱いとはなっておりません。

竜王町側の残地の形態につきましては、旧県道の坂の部分そのまま、勾配もあり、平面利用としては利用効率が悪いものと考えます。また、残地に隣接して近江八幡市において、日野川対岸より都市計画幹線街路として「船木弓削線」が計画決定されておまして、構造物等の土地利用については制限が生じてくることも考えられるところでもあります。

滋賀県東近江地域振興局に確認いたしますと、残地は、現時点ではまだ行政財産となっており、処分にあたっては普通財産に所管換えを行い、時価での処分となるとのことでした。公共使用という目的での取得においても、無償譲渡は無く、原則時価での処分という回答でありました。

工事着手前から、この残地発生はわかっていたことから、この利活用については、関係者とも打合せを行い、地域での活用、町が買上げ水防倉庫としての活用などの話もございましたが、残地が変則なこと、集落から遠いなど条件的にも悪く、町といたしましては、予算の効率的な活用の中において、現時点では、この残地を町が取得することとはしてはございません。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、ゴミの散乱が目立ってきており、竜王町への入口をより美しくするためにも、この残地の管理につきましては、県に対しまして強く働き掛けをして行く所存でございます。以上、誠に簡単ですが、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 10番、小森重剛議員。

○10番（小森重剛） 今、回答をいただいたのですが、例えばの例を申しますと、自分の家を直す場合でも、新築なり改築する場合、ここが余地が出てくるねという時には、当然その余地は今後どうしていきべきかということ計画を立てて改築なり新築なりをされると思うのですよ。

確かに、安吉橋は狭いから早く改修をしろということがよくあって、早く道を便利にして、道をつけた方がいいなと言って取り掛かれたのは事実、私も結構だなと思うのですよ。けれども、法線が変わるについては、必ず残地が出るということは当然始めから予測されたことですので、これについては、当然県に対しても、この残地については県の所有地であるのなら、県さんどうしてくれるのだと。それだったら竜王町さんなりに無償でも払い下げるから、このような不整形な土地は使えないからというような形で、トータル的な計画のもとでやっていただくのが当然、工事の計画だろうと思うのですよ。

これから開発の問題もいろいろ出ていますけれども、こういう不整形な土地が出てくるということは、今後また多々あるかと思うのです。町の土地にせよ、県の土地にしる、そういう時には、やはり開発をする時に、こういう余分と言うか、残地が出てきた場合には、引き続いてどうしていかということ、それをひくくめてひとつの工事の計画の中に入れていかなければ、あとこの中身で隣の、今、ムラテック竜王さんに持ってくださいと言っても、あの状態で見ただけには誰も持ちません。私がムラテックであれば、そんな土地は結構ですと。ましてや有償で買ってくださいなんてことはとても、言われても私はそんなものはいりませんと、無償なら考えてもいいですねというような形になろうかと思うので、ひとつその辺は、やはり一緒に道路をつける時に、一緒にセットものでやっていかないと、こんなものはできないのですよ。もういまさら誰も手を出しませんよ。その辺は、やはり併行してやってもらわないとだめだということは申しておきます。

それと、先ほどもちょっと回答を聞き逃したのですけれども、近江八幡市は、ああやってきちんと盛土、改築されて、農道なり排水路なりをされました。ちょっと私も勉強をしておりますので、あれはどういうような方法で生み出されたのか。本当に近江八幡市が独自の工事でやられたのか。それとも、県費なり何か、その辺の情報があれば、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。よろしく。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

建設水道課長（田中秀樹） ただいま小森議員さんから再度のご質問をいただきましたので、お答えいたします。

まず1点目、道路計画をする時は、当然、法線が変わると残地ができると。その残地の処理というのは当初計画からわかっていたではないかというご質問になります。確かに、近江八幡竜王線の法線が変わった関係で残地ができるということは、当初からわかっていました。そこで、先ほどもご回答をさせていただきましたが、この残地につきましては、当時地元さんにも何かいい方法はないかと、活用はないかと問いかけもさせていただきました。

しかし、いびつなことがある、土地がいびつであるとか、変則である。また、新の県道と工場の上に都市計画街路が入っているということで、構造物ができないといういろいろな条件の中から、なかなか今日までできなかったということがあります。

また、公共的に無償でも払い下げはできないかということがありましたが、これにつきましても再三、県の方にいろいろな全県下の中でも状況を確認させていただきながら、無償譲渡はないということで確認いたしました。

2点目、近江八幡市側の残地利用につきましては、聞き及んでおりますと、県の中の用水路の付け替えの中で出てきた工事というふうに聞いております。以上、簡単ですがご回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 10番、小森議員。

○10番（小森重剛） これが何か最後の質問らしいのです。

今、県の事業でというお話を聞いたのですが、こんなことが適切な言葉であるかないかは別にしまして、昔から「声の大きいところが勝つよ」というようなサイドで動かされた内容ではないということをお前は確信を持ちたいのですけれども、その辺、竜王より近江八幡の声の方が大きかったから近江八幡の声が通ったよというような世界でないことを願っておるのですけれども、その辺をひとつお聞かせ願いたいのと、もう1つは、できることならがんばっていただいて、あの不成形な土地ですので無償でいただいて、先ほど課長から回答いただいたように、弓削の地元になんか活用方法はないですかと、私も水防倉庫なり、それからあそこへ桜を植えてというような話も聞かせていただきました。あそこに桜を植えて、花見の場所、なおさら余計ごみができるよということで、あまり好ましくないねということで、地元としては、いろいろ活用方法はあまりないねということで町の方へお返しをしたと。

されど、来年で丸々2年を迎えるので、橋が竣工して道もできてから、まだいまだに何らかの行動がとれないということについては、本当に行政当局さんは、県に働きかけをして動いていただいているのかなということが疑問に思えてならないわけでございます。ひとつ、今も現在もこのような働きかけをしておるよということと、無償が、そこまでお話ができるのか、できないのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

建設水道課長（田中秀樹） 小森議員さんから再度のご質問をいただきました。

まず1点目、近江八幡市側の方の対応についてどうかということがありまして、県の方から詳しくは聞いておりません。それが1点でございます。

また、不成形な土地の利用につきまして、今現在、県の方に対しましては、今現在言っておりますことは、ごみ対策ということによっております。もともとの舗装のままで今残っております。それで草が生えないということがありますが、しかし今生えてきております。草を踏まえてまず管理をしてほしいということで、県の方としては、ごみが捨てられないように、車が入れない何らかの方法を考えなければいけないなということで、一部前向きな考えももっております。

3点目、無償譲渡の件につきましては、これにつきましては、再三再四、県の方にも状況をお願いしてまいりました。特に、公共的な、そしてまた日野川を守るという立場から、公共的に資材置き場にならないかという話はしておりますが、昨今のこういう県情勢の中におきましては、それは認められないということでしたので、これにつきましてはそういう状況ですが、再度、県の方に資材置き場なり何らかに、構造物はしなくても物は置けるような方法がないかということで打診はしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上、再質問のご回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 次に移ります。7番、貴多正幸議員。

7番（貴多正幸） 平成19年第4回定例会一般質問について、私は2問の質問をさせていただきたいと思っております。いささか緊張しておりますが、よろしく願いいたします。まず1点目ですが、滞納整理の現状についてお聞きしたいと思います。

今月12月は滞納整理強化月間ということで、係の職員の皆さまには大変ご苦労いただいていることと思っております。先日の議員研修の折りに、町税・保険料等の滞納額が1億4,000万円程度あるとお聞きしたのですが、現時点での詳細（内

訳)についてお聞きしたいと思います。

また、滞納整理を強化する意味で、臨時職員さんを10月から2名雇用されていますが、その成果と今後の滞納整理の見込みについてもお聞かせいただきたく、よろしく願いいたします。

○議長(寺島健一) 山添住民税務課長。

住民税務課長(山添登代一) ただいま、貴多議員から滞納整理の状況につきましてご質問をいただきましたので、お答え申し上げたいと思います。

町税滞納整理の現状でございますが、平成19年11月末現在の滞納繰越分の未収入額につきましてお答えさせていただきたいと思います。

千円以下の端数を除きますと、個人町民税が2,295万円、法人町民税が133万円、固定資産税が5,416万円、軽自動車税が212万円、国民健康保険税が4,802万円となっております。未収入金全体では、1億2,858万円となります。

また、現在の滞納繰越分の収入済額でございますが、合計では1,497万円あります。内訳といたしましては、個人町民税で211万円、固定資産税で791万円、軽自動車税で26万円、国民健康保険税では469万円で、それぞれ入金をいたしております。

次に、収納率の向上を図るため本年10月1日より臨時徴収員を設置いたしております。町税等の未納整理に努めておりますが、その成果と今後の見込みにつきましてお答えさせていただきます。

設置いたしましてから2ヶ月余りが経過したところでございますが、徴収員には事前の調査はもとより、本町の地理・地形についても把握してもらいながら、鋭意未納整理・徴収に努力いただいているところでございます。

本年11月末現在の滞納繰越分の収納率といたしましては、町税・国民健康保険税合わせまして10.4%の収納率となっております。前年度同時期では8.1%でありますので、比較しますと2.3ポイント上昇しているというような状況でございます。

このことが直接、徴収員設置の成果としてとらえることができるか否かについては、2ヶ月程度の経過だけでは一概に評価できない部分もあると思いますが、前年度の同時期と比較しますと、実績として収納が伸びておるのが現状でございます。

次に、今後の滞納整理でございますが、この年末には、滋賀県内滞納整理強化

月間になってございまして、これに合わせまして本町管理職も滞納整理係に加えた税務係職員とで徴収体制を整えながら、いっそうの未納整理に努めることといたしております。今後は、限られました陣容の中ではありますが、精力的に滞納整理に努めたいと考えております。また、今年度に引き続き地方税法第48条の規定によります町県民税の滋賀県への徴収の引き継ぎや、滋賀県職員の市町派遣によります共同徴収などを滋賀県に働きかけながら、様々な対応を駆使しながら、滞納繰越分のみならず現年度課税分の収納率向上に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、貴多議員さんのご質問への回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 7番、貴多議員。

7番（貴多正幸） すみません。誠に細かく教えていただきまして、ありがとうございました。

しかしながら、今現段階で1億2,858万円の滞納額があるというのは非常に驚いたことなのですけれども、前年度に比べると、収納率が11月末時点で2.3ポイント上昇しているのご説明いただいたのですけれども、ここでひとつまた聞きたいのですけれども、臨時職員さんにあたっては、町外の臨時職員さんだとお聞きしています。事前の調査や地理、家とかということも勉強してもらって行ってもらっているとは思いますが、やはり町内の方と町外の方ですと、やはりAさんの家と言ったところで、やはりなかなか把握しづらいこともあると思います。そうした場合、恐らく町の職員さんが付いて行くという形になると思うのです。額が大きい小さいは別として、やはり3人ないし2人で1人のところに行くというのはどうかというふうにも考えるのです。

それと、あと1つ、今月の『広報竜王12月号』の22ページだったと思うのですけれども、「県税や町税の納め忘れはありませんか」ということで載っております。ちょっと読ませていただきます。「皆さんから納めていただく県税や町税は、福祉、教育など、住民の皆さんの身近な行政サービスに使われる大切な財源です。滋賀県と竜王町では、12月を県内共通の滞納整理月間として、事情なく滞納されている人々に対し税の公平な負担の観点から、一斉に重点的な滞納整理を行います。もし、納税されていないと、財産、給与、預貯金などを調査し、差し押さえすることがありますので、もう一度納め忘れがないか、お確かめください」とあります。

ここでの差し押さえというのは、県税についてなのでしょうか。もしくは、町税も含めてなのでしょうか。また、差し押さえというのには、いくつかの種類があると思うのですけれども、預貯金だけでなく、建物・家具類も対象にされているのか、お聞きしたいと思います。

また、竜王町において、過去に差し押さをされて、それで滞納額が完納されたかについても、併せてお伺いしたいと思います。

○議長（寺島健一） 山添住民税務課長。

住民税務課長（山添登代一） ただいま貴多議員さんから再質問をいただきました2点につきまして、お答えさせていただきます。

まず、1点目の徴収員でございますが、現在2名配置をいただいておりますが、2名とも町外からの職員さんでございます。仰せのとおり、竜王町内の地理につきましては詳しくないということで、10月から職員1名と徴収員2名の3名で、徴収員を前に出しながら徴収の方法なりを勉強し、あるいは、地域に慣れていただくということで、10月上旬につきましては、そのような対応でさせていただいております。今後は、2名体制を基本としていきたいなと思っております。

ただ、町外の徴収員さんを例にとりますと、1名で回っていただいているという例もございます。その辺の対応のことにつきましては、今後研究をしながら進めてまいりたいと考えますので、よろしく願いいたします。

また、今月12月号の広報で記載をさせていただいております、滋賀県内の滞納整理の強化月間ということで、これに併せまして、町の方もその対応をさせていただいております。

差し押さえの関係が載っておるところでございますが、町におきましても、最終納付をいただけないというような事情がございますと、当然、関係法令によりまして、厳重な措置をさせていただくことになるわけでございます。

ただ、差し押さえに至るまでにはいろいろな経過がございますし、ご本人との面談なり訪問なりでの納税の意欲、あるいは納税する財産があるかないかということも必要になるわけでございますので、その調査も踏まえての上での執行となるうかと思えます。

今日までの差し押さえということでのご質問をいただいております中で、現在、差し押さえにつきましては、差し押さをさせていただいております。動産につきまして、土地家屋について差し押さを何件かさせていただいております。

この中での実績というお話でございますが、私は住民税務課の方に就任させて

いただきまして、差し押さえを解除したのが2件ございまして、これにつきましても、納付をいただいて解除するというところでございますので、実績的には、差し押さえの部分でも効果があるという現状でございます。以上、簡単でございますが、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 7番、貴多正幸議員。

7番（貴多正幸） ありがとうございます。差し押さえをして、やはりそれによって解除されるということは、払っていただけるということで、何らかの効果が非常にあると思うので、今後もよろしくお願ひしたいなと考えています。

やはり、収入未済額という額をちょっとでも減らしていただいて、不納欠損にならないように、ご努力をいただきたいなと考えています。

なぜそこまでこだわるかと言うと、時効が5年というのが非常に私の中で疑問にあるところなのですけれども、これについては国の方で決めておられることなので、ここでどうこう言っても仕方がないのかなと考えますが、竜王町では、滞納するということを許さず、不納欠損額を出さないという強い姿勢を貫いて、これからもいかれるのかどうかということをお聞きして、私の質問を終わりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（寺島健一） 山添住民税務課長。

住民税務課長（山添登代一） 貴多議員さんの再質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

不納欠損処分につきましては、極力減らすというようなご質問ではあるかと思ひますが、倒産とか、ものによりまして、どうしても調停時効によりまして不納欠損の処理を行う必要があるという部分が大なり小なり出てくるわけでございます。できるだけ不納欠損処分につきましては少ない対応での今後の徴収事務に努力をしまひたいと思ひますので、ご理解のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（寺島健一） 6番、圖司重夫議員。

6番（圖司重夫） 平成19年第4回定例会一般質問。第三セクターの統合等、効率運営について。

第三セクターの統合等、効率運営については、今まで何回か一般質問されてきましたが、竜王町行政改革集中改革プランの進行状況の中で、平成19年度は検討継続となっておりますが、現在における取り組み内容、また課題は何かを質問いたします。



道の駅「竜王かがみの里」およびアグリパーク竜王においては、それぞれ営業努力をされており、平成18年度の売上実績は2社ともに前年度より増加しております。道の駅においては、農産物の生産者別陳列から品種別陳列に変更、特産品については新しい商品、取引先の導入が進められております。

アグリパーク竜王は、施設周囲にまたがる観光農園・体験農園の紹介・宣伝をはじめ、農畜産物・食料品・果実酒等の販売、また遊園地施設の運営など、幅広い事業を展開されておられます。

しかしながら、運営の基本となる施設管理委託経費は、年々減少傾向にあるとはいえ、町財政における歳出経費に占める割合は高いものと思われま。財政の視点からも効率化が求められるべきと考えます。

あと、道の駅・アグリパーク竜王に関連して、観光協会のあり方、組織・法人化・事務所について、現段階での取り組みについてお伺いいたします。道の駅本来の役割である観光情報の発信基地として、国の施設「情報館」がありますが、この施設の有効利用についてもお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（寺島健一） 小西総務政策主監。

総務政策主監（小西久次） ただいま、圖司議員からの行政改革集中改革プランにも示しております、第三セクターの統合等に関わってのご質問につきまして、現在の取り組み状況について、お答えをさせていただきます。

まず、「(株)竜王かがみの里」ならびに「(株)アグリパーク竜王」にかかります第三セクターの運営状況につきましては、去る6月に収支等の状況報告がなされたとおり、売上実績は前年度より増加する等、一定の成果を上げていただいているところであります。

また、具体的な取り組み内容として、観光部門との調整や各種事業の連携、さらには有効な経営方策等について、第三セクター2社に地域振興事業団も加え、定期的な情報交換に努めていただいております。

次に、行政改革集中改革プランに示しております統合等の課題につきましては、若干の遅れはありますものの、行政としてもその実現に向け、具体的に関わりを持ちながらすすめをさせていただいているところであります。

統合計画にあります両社は、同種・同様な事業体といった見方もできますが、それぞれに関係する事業者および農業生産者等関係者や働く人たち、また、事業展開の機関・経緯・営業手法等も、個々それぞれの特徴がある部分もございます。

そうしたことを踏まえ、調整協議においては、関係者のコンセンサス、働く人

たちのモチベーション等にも配慮しながら、目的に沿った形での経営統合を果たしていくことが重要であります。そのために、引き続き十分な調整機能を発揮しつつ、現場の状況を踏まえながら、それぞれのメリットを最大限に見だし、目標の達成に向け精力的に取り組んで参りたいと考えております。

なお、具体的なすすめといたしましては、現場サイドでの意思統一は仕途えておりますものの、会社であり株主の皆さまの賛同をいただく必要がございますので、株式会社アグリパーク竜王においては来年3月に、株式会社竜王かがみの里にありましては、6月の株主総会に、それぞれ組織としての意思決定をしていただく予定をしております。

また、統合の時期の目安としては、公の施設にかかります指定管理者の更新時期を視野にいれますと、平成20年7月ないしは8月には統合を完了していることが必要であると考えております。そのため、この時期を目標として、「両社の財務経営分析」「経営統合の手法」「新組織の経営計画」「新組織再編手続き」「指定管理者制度対応」など、具体的な事項につきまして、一つずつ着実に進めていく計画であります。

なお、この統合によって望まれる組織の将来像は、竜王町の農業や観光を機軸とした地域経済の高まりを誘引していくことであると認識しておりますので、力強く経営統合をすすめてまいりたいと考えております。

次に、観光協会のあり方（組織、法人化・事務所）について、現段階での取り組みについてお答えをさせていただきます。観光協会につきましては、町の自律推進計画ならびに行政改革集中改革プランに基づき、観光協会の組織内部において組織・法人化・事務所等についての検討協議をしてきていただいております。

その具体的な検討事項として、事務所を庁舎からアグリパーク竜王へ移転することについて、現在1名である事務局体制の継続の是非について、今日の各種団体の会費徴収のあり方に対する町民の意見、また町の補助金に頼らない組織づくりなど将来にわたっての協会運営に係る経費捻出について、公の施設の指定管理制度への応募について、などについて検討をいただいていたところであります。

そうした協議・検討経過を踏まえますと、今日、観光協会が独自で自律推進を図ることには多くの課題があるとともに、現在検討されております第三セクターの統合にかかわり、観光協会の果たす役割について大きく期待をされております。

また、第三セクターが指定管理者となっております各施設は、町にとっては大

きな観光資源であることから、今後、第三セクターと観光協会が表裏一体となって地域づくりの中核を担っていただく必要があると考えております。ついては、竜王町の観光振興を産業として発展させるためにも、この第三セクターの経営統合を契機に、町観光協会においても自律から協働へと流れを変え、第三セクターと統合する方向で議論を深めていただいているところであります。

町といたしましても、第三セクター統合の段階を踏まえながら、観光部門をどのように融合させるのか、組織形態として最も効果が期待できる手法等、総合的に判断するため、関係者とも議論を重ねつつ、あるべき姿を展望し、堅実なすすめをしてまいる考えであります。

続きまして道の駅「情報館」の有効利用についてお答えいたします。議員ご高承のとおり、当町におけます道の駅「情報館」は、ドライバーの皆さんの休憩所やトイレ等を備えた道路情報を提供する施設として、年間大変多くの人々にご利用をいただいております。道の駅をご利用いただいている人々が年間約60万人程度でありますことから、これに近い人々がこの情報館もご利用いただいているものと想定しております。このようなことから、道の駅の中心的な施設の情報館を最大限に有効利用して、竜王町の観光資源や農業等の各種情報を発信していくことが、観光産業や農業等の基幹産業にも一層活力を与えていけるものと考えております。現在、この情報館には暫定的に観光案内所が設置され、町内の数多い観光地を紹介するとともに、農畜産物等の情報を発信しておりますが、竜王町の各種情報を集約して情報館で発信することができれば、さらなるご利用が進むものと考えております。

しかしながら、この情報館は道路施設の一部であることから、施設利用については許可が必要な場合もございますので、町といたしましては、認められることは積極的な支援をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

先に申し上げましたが、第三セクターの統合による取り組みにより、特に、竜王町の農業や観光を機軸とした地域内の産業や経済が高まり、暮らす人や訪れていただく人にとって魅力が創出されていくことが本来の目標と強く感じております。町行政といたしましても、さらにその目標に向かって、その着実な推進に向けまして引き続き努力を傾注してまいりたいと思っておりますので、議員皆さまをはじめ、関係者の皆さまや住民皆さま方のご理解、ご協力、さらなるご指導を賜りますようお願い申し上げます。圖司議員さんへのご回答とさせていただきます。

す。

○議長（寺島健一） 6番、圖司議員。

6番（圖司重夫） ただいま小西主監から、かなり具体的な部分までご回答をいただきまして、大変ありがとうございます。

小西主監も冒頭言われましたけれども、私も以前はたびたび道の駅に寄せていただいておりますけれども、18年度の売上につきましては、道の駅・アグリパーク竜王ともに、売上については上昇しております、道の駅につきましては、どの部門におきましても約108%から110%と、約1割前後上昇しています。かえって、アグリパークまた道の駅の従業員さんの数につきましては、役員さん、またパートの方、アルバイトの方、また道の駅については、資料によるものでございますけれども37名の方、またアグリパークにつきましては合計24名ということで、道の駅・アグリパークを入れますと、61名の方々が両施設で働いておられるということになります。

見方は違いますけれども、町の方からの持ち出しも、私も文中に言いましたけれども、平成18年8月までは施設管理委託料ということで、平成18年9月からは指定管理料ということで、町の方からの持ち出しもかなり多くなっておりまして、また、だいぶん以前になりますけれども、道の駅につきましては、またアグリパークもそうでしょうけれども、土地の取得税、取得費また建築費等、かなり棒大な金額が出ておりまして、それが現在の町の借金の一部にもなっているかなと思うのですけれども、翻って、従業員さんも本当にがんばっておられまして、たまたま見に行くと、本当に汗を流してがんばっておられるのですけれども、果してこの両施設の中でこの61名の方々、本当に適正な人数かなというふうな疑問もたまにわいてくることがありまして、今、どこの企業についても大変厳しいものでございまして、先日、ある人から聞きましたら、これは極端な例かも知れませんが、ある製造現場におきましては、もう管理者は要らないと、現場における管理者は要らないから、もうお前らは製造現場へ出てくれということで、極端に言いますと、製造現場でも管理者というのはもう1人か2人、あとは全部、昔習った、すべて製造できる方々ばかりですので、製造現場の方へ行かれているというようなことも聞き及びます。

これは極端な例で、道の駅またアグリパークには通じないところもあるかも知れませんが、やはりパートやアルバイトの方は時給でありますし、例えば、汗を流してがんばっておられる方々が少しでも給料を上げてほしい、時給を上げ

てほしいというような実感できる、個人的に能力の差はありますけれども、がんばった人ががんばっただけもらえるという能力制度をもっと取り入れていくべきではないのかなと思うわけでございます。そうなりますと、従業員さんの数も自然と減数ということも十分に考えられていくわけでございます。

あと1つは、南のアグリ、また北の道の駅ということでございますけれども、ひとつの経営体ということで、これは町の執行部の方も十分に考えておられると思いますけれども、アグリパークの方、また道の駅の方、やはり従業員が、「私はアグリにいるから」、「私はもう道の駅にいるから」ということではなくて、もっと人間的な交流もしていったらどうかということで、本当に株式会社として儲けの出る、また、株主さんに対しては配当もできるというような体制と思っておりますけれども、こちら辺について、再度ご回答をよろしく願いいたします。

○議長（寺島健一） 勝見副町長。

副町長（勝見久男） 「第三セクターの統合等、効率運営について」ということで、圖司議員さんの方から再質問をいただきましたので、私から再質問につきましてのご回答を申し上げたいと思います。

ただいまもお話がありましたとおり、特に道の駅「竜王かがみの里」さらにはアグリパーク竜王につきましては、それぞれ現場の皆さん方、特に臨時・パートで働いていただきます従業員の皆さん方の、本当にがんばりによりまして、いずれもその売上については、1割を超える売上アップをあげていただいているというところでございます。そういった中で、町の行財政改革集中改革プランによりまして、これの統合ということをお話をさせていただいているところでございます。

その中で、特に現在の体制についてであります。いずれの組織にいたしましても、現在の人員配置、あるいはまたいろいろな体制整備につきましては、まだまだ本当に十分かと言えば、もうひとつ充実していない部分もありますし、また、それぞれの現場において適切に運営がされているかということを考えますと、それぞれ立ち上がって、道の駅でありますと3年、4年目ということで、さらに充実していかなければならないという時期であろうかと思っております。そういうことも含めまして、この統合の話はそれぞれの現場の経営者の皆さん方、また従業員の皆さん方を含めまして話をさせていただいているところでございます。

まず1点目ですが、従業員さんの体制について、最小の人数で、また最適の配置・人員でということのご質問と、能力制度の導入というふうなところでござい

ますが、当然、第三セクターということでありまして株式会社組織でありますので、現実には、それが適切かと言いますと十分ではないかと思いますが、それぞれの現場におきましては、いわゆる能力主義と申しますか、やはり臨時・パートさんでありましていろいろな体系の方がございまして、それぞれ主任的な仕事をやっていただく方もありますし、本当に短時間のパートさんもあるわけございまして、そういったところでの待遇の問題でありますとか、勤務状態の問題でありますとか、それと、そういうところにつきましては現場の責任において、企業的な考え方で導入をして現実にはやっておっていただくということでございます。

そういうことで、特に今回の統合につきましては、やはりメリットが出てこないといけないわけでありまして、そういうことから考えますとなかなか、統合したからということで、即メリットが出てくるというところはなかなか難しいわけございまして、現実には、営業をそれぞれ各分野にわたってやっておっていただきますので、営業部分につきましては、さらに効率よく動かしていくということはこれから可能になるかと思いますが、人員を減らすというわけにもなかなかいきません。時間的に営業時間が長いということもありまして、人員がたくさん要るわけでございます。

それから、統合によりましてデメリットというものも出てくるわけございまして、やはり当然それぞれの部署の士気に影響してはならないということでありまして、当然、事業所経営と申しますか、それぞれの部署で経営をきちんとやっていただくというふうな模索もしていかないと、それぞれの甘えが出ては何もならないわけございまして、そういったことも、今、経営陣とは話をしているところでございます。

メリットと申しますのは、特に総務管理部門が今それぞれ別々にやっておりますし、その体制、いわゆる仕組みも全然違いますので、その辺のところの統合することによりまして、お互いにまたメリットも出てくるのではないかなとも思っているところでございます。

そして、特に、非常に統合を言い始めてから進捗が遅いのではないかというふうなことも今までから再三言われてきたところでございますけれども、これは、先ほども言いましたように、それぞれ第三セクターでありまして経営陣がおっていただきますし、従業員の皆さん方がたくさんおっていただくわけでありまして、当然、統合についてはまず経営陣の皆さん方にご理解をいただかなければ

ならないと。それから、また多くの従業員の皆さん方にも、やはり一定統合についての理解をいただきたいということで、今日までいろいろな機会を見つけてお話をさせていただいてきたところでございます。

そういった中で進めておりますが、特に、今それぞれの現場としましては、指定管理者制度になりまして、指定管理者として経営をきちんとやっていきたい。また、今までの経営からさらに多く改善してやっていきたいと、こういう思いがありますことから、いろいろな施設を整備したり、あるいはまた、いろいろな売り場の工夫をしたいということで、売上を上げることについて努力をいただいているところでございます。そういった中で、統合の話を持ち出しておりますので、なかなか進捗としましては、両方を一斉に考えていかなければならないということで、若干遅れている向きもあるわけでございます。

特に、この21年3月には指定管理の期間が切れます。その時期に、民間に負けない経営体となっていなければ、次回の指定管理が受けられないということになりますので、それぞれの部署についてはそのことで頭がいっぱいでございます。そういうことで、一生懸命改善をしていただいておりますので、それと併せて統合の話は今進めているということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。少し長くなりましたが、ご回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 6番、圖司議員。

6番（圖司重夫） ただいま副町長の方から、かなり具体的な、指定管理者制度の期限切れということも含めての具体的な対応もお聞きいたしました。本当にありがとうございました。難しい部分ではありますけれども、よろしくお願ひしたいなと思ひます。これで質問を終わります。

○議長（寺島健一） 4番、山田義明議員。

4番（山田義明） 平成19年第4回定例会一般質問につきまして、私は2問行わせていただきます。まず1問目でございます。「アグリパーク竜王」のこれからについて伺います。

日本の食料・農業・農村を取り巻く状況は依然、大変厳しい状態が続いており、米価の下落や原油価格の高騰により町内農家の皆さまは農業経営に大変なご苦労をされておられます。

そのような中、道の駅「かがみの里」や「アグリパーク竜王」においては関係者各位のご努力で直売所の売上げや来客数が年々増加し、好調に推移していることは大変ありがたいこととあります。これらの施設を今以上に活用し、農業の活

性を図りたいものであります。

さて、「アグリパーク竜王」では、観光バス客や来客車の増加により、駐車場やトイレの数も少なく受け入れ態勢が段々についていけない状態にあります。また、直売所ではスペースも狭いため、時間帯によりレジ前に行列ができ、品定めされるお客様の邪魔となったり、通路に販売品が置かれたりする場合は、通路の安全確保ができない状態です。これからの「アグリパーク竜王」の発展のために、施設の改善が望まれるところですが、改善策の検討等についてをお伺いいたします。以上、よろしく願いいたします。

○議長（寺島健一） 川部産業振興課長。

産業振興課長（川部治夫） 山田義明議員さんの質問にお答えいたします。

ご高承のとおり、アグリパーク竜王は、体験型農業公園として「自然の中の広場と新鮮果物・野菜」をキャッチフレーズに、平成7年4月に農村環境改善センターを開所し、以降、ふれあい広場、産地直売所、農村田園資料館等を整備し、また、平成8年4月からは第三セクター（株）アグリパーク竜王を設立して、これらの施設の管理運営を委託してきたところでございます。

一方、施設の利用状況におきましては、平成11年ごろから農業者の工夫と努力、さらには果樹や畑地が落ち着きを見せましたことから、果物や野菜の収穫量が増加し、高品質の生産物が安定的に確保されることとなりました。また、特産品も、町や地元の女性起業グループの皆さんにおける新たな商品開発等から、産地直売所にも観光客が増加し、販売スペースを特産品と果樹・野菜部門に分かれることや、地域の食材を生かしたミニレストランの営業が始められました。

このようなことから、平成12年度には、野菜販売部門と事務所（兼倉庫）のスペースを隣接地に増設いたしまして、今まで以上に地元産の果樹や野菜の販売に努め、（株）アグリパーク竜王の営業活動は事務所（兼倉庫）ならびに直売所の一部を使用しながら行いつつ、地域の活性化と地産地消を推進する代表的な施設として、今日まで広く活用をしていただいております。

しかし、ご承知のとおり、直売所自身のスペースは当初から拡張せずに狭い状況であり、また、レストラン部門と直売所の売り場レジが別々になっていること等から、時間においては混雑を招くなど、直売所に対するお客様の苦情をお聞きしている現状であります。さらに、昨今は年間約20万人以上の来園があり、特に果樹園観光シーズン中は観光バスでの団体が多くなり、多い日にはバス10台となることもあります。併せて、今年度よりバーベキューテラスが拡張されまし



たことから、これに伴う駐車場ならびにトイレが不足状態でお客様に大変ご不便をおかけしている状況であります。

こうしたことから、年々増加する来園者に対応するため、トイレならびに直売所、駐車場の確保と施設改善に向けて、現在、国・県等の補助事業を関係機関に働きかけを行っているところであります。

また、レストランと特産品ならびに山之上直売組合による果樹・野菜の直売所における売上レジの混雑解消につきましては、レジの一元化により対応ができないか、現在関係機関との協議検討を進めているところであります。

特に、アグリパークの施設につきましては、既に10年が経過していますことから、設備備品の老化や故障が近年頻発してまいりまして、これらの施設維持と共に設備備品の改修・改善をしていかなければならない状況であります。今後、これらを併せてアグリパーク全体の施設の改善を検討してまいりたいと考えております。以上、山田議員さんへのご回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 4番、山田議員。

4番（山田義明） 現在、前向きにいろいろと検討していただいております。本当にありがたいことでございます。

今までの年代よりか、また、今、団塊の世代という方の定年が迫ってきて、実際、団塊に入っておられるわけでございますが、そういった方たちもこれから段々と、こういったアグリパークの事業の関係に参画していただける予定だと思っております。

そういった関係で駐車場もそうですけれども、また直売所、その他トイレ等も非常にこういったことをやってもらうのにつきましては、それなりの規模拡大を図って、竜王町の観光収入というものにつきましても増収を図っていただくことが非常に大切でございます。ひとつ、またどうかこの辺を十分検討願いたいわけでございますが、実は、トイレ等の増設という面につきましても、また駐車場につきましても、こちら辺でひとつ道の駅という格好で、国道に接しているわけでございますが、そういった考え方で何とか、もしそういう格好で採択をしてもらえればありがたいなと思うのですが、そこら辺の検討はされているのかどうか、お尋ねしたいなと思うので、よろしく願いいたします。

○議長（寺島健一） 川部産業振興課長。

産業振興課長（川部治夫） 山田議員さんの再質問に対しまして、お答えを申し上げます。

今も山田議員さんの仰せのとおり、今後多くの皆さん方がたくさんこちらへ来ていただくということで、そうした意味での規模拡大、増収を図っていくということはもちろんのことでございます。

そうした中で、特にトイレ、駐車場をこれから整備していく中で、道の駅というお話がございます。これにつきましては、私ども道の駅竜王かがみの里設置をさせていただいた折りに、当時このアグリパーク竜王も道の駅というお話が実はございました。しかし、一度に2つもということはなかなか取り上げていただけないという経過がございまして、それ以後、これについての議論をしていないわけでございますけれども、先ほども申し上げました、これらの施設について、今、国・県に対しまして、これらの補助などを含めての協議をさせていただいている中には、実は国の方から1つの手法として、今、山田議員さんがおっしゃる道の駅というお話もいただいております。それも1つの検討課題の中に入れさせていただいて検討をさせていただいておりますことを申し上げさせていただいて、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 4番、山田議員。

4番（山田義明） ありがとうございます。ぜひ、こういった方向で竜王町の観光産業を活性化してもらって、また町民の福祉の向上に役立てていただければ結構だと思います。ひとつまたこれからもよろしくご検討を願って、話を前に進めていただくようよろしくお願いいたします。私の質問は終わりたいと思います。以上でございます。

○議長（寺島健一） この際申し上げます。ここで、午後3時55分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後3時45分

再開 午後3時55分

○議長（寺島健一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、若井敏子議員。

○11番（若井敏子） まず、集落での寄付の集め方について、町として指導をいただきたいということで質問します。

今年8月に甲賀市の住民が提訴していた問題で、募金や寄付を自治会費などに含めて徴収することは、憲法の思想、信条の自由を侵害し、民法の公序良俗に違反する」「募金は任意で行われるべきで、強制されるべきではない」「集金の負担解消を理由に会費化すること自体、多様な価値観の会員がいることを無視し、募

金の趣旨にも反する」等との判決が出されました。

年度末を迎えましたけれども、新年度になりますと竜王町でも各種の寄付や会費の徴収がされます。そのたびに強制寄付との批判も出ているところですが、それぞれの自治会でも対応に苦慮されることと思います。町当局はこの判決をどのように捉えられているかについて見解を伺うとともに、この判決から町として各自治体に必要な指導助言をすべきものと考えますが、どのように対応されるのかをお伺いします。

○議長（寺島健一） 赤佐総務課長。

総務課長（赤佐九彦） 若井敏子議員の質問にお答えさせていただきたいと思いません。

まず、第1点目の甲賀市の住民が提訴されました問題についての判決に対する見解でございますが、この問題は、赤い羽根共同募金などを自治会費に上乗せして徴収するとした決議について出された判決であります。大阪高裁は8月24日に昨年11月の一審判決を取り消して、「事実上の強制で思想、信条の自由を害する」として、自治会の決議を無効とする判決を言い渡したということが新聞等で報道されたところでございます。

これらの報道によりますと、具体的には2006年3月の自治会定期総会において、年会費を6,000円から8,000円に増額する事を賛成多数で決議され、増額分を地元の小中学校の教育後援会や赤い羽根共同募金会、日赤、歳末助け合い運動などへの寄付金に充てるとされた事例でございます。また、議員が述べられましたとおり、この判決の中で「募金は任意で行われるべきで強制されるべきでない」とも言い渡されているところでございます。

こうしたことを踏まえまして、判決として出されたものでございますので、行政といたしましては、判例に沿うべく仕事をさせていただく必要があると考えるものでございます。

次に、自治会への指導ということに関してでございますけれども、現在町が進めております地縁団体の育成という立場からも、違法という判決が出されておりますので、同種のことが実際に行われておりましたなら、早急に改善いただくよう指導させていただく必要があると思うものでございます。また、先日開催させていただきました区長研修会におきましても、各種団体の会費徴収等についても意見交換をいただいておりますので、今後の対応の中で違法な行為が行われぬよう適切な指導助言を果たしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜り

ますようよろしくお願いいたします。

○議長（寺島健一） 11番、若井敏子議員。

○11番（若井敏子） 改めて質問をしたいのですけれども、今の回答でいきますと、このような同種のことが、地縁団体の育成という中でこのような同種のことが行われていたら指導をするというお話でありました。今それぞれの自治会でどのような方法で寄付が集められているかについて、既にご承知いただいているのかどうかをまずお伺いしたいと思うのです。

私の知っている範囲ではありますけれども、希望が丘なのですが、希望が丘でやられたのと同じようなことをしている地域が、私の記憶では1ヵ所あるかなと思っています。

それと、これは別の問題もありますけれども、一覧が配られます。今月の明細みたいなものが配られて、その中に「寄付」の項目が入っているのですね。支払いに行く時に、意識して「これはしません」と言って、抜いて合計を修正してするということが、普通一般はなかなかしにくい。となると、書いてあれば払わなくてはいけないという認識になって、強制的なものになっているのではないかと懸念があります。

もう1つは、「会費」という名目の寄付です。普通「会費」というものは、会員になって初めて会費を払うものですが、その「会費」という認識が、申込書を書いて会員になるわけではないものがあります。そういうものも私は会費というよりもむしろ寄付だと思うのですが、ここの判決の中にも同様の内容があったのではなかったのかなと思うのです。

例えば、教育後援会のことですけれども、この後援会に入った記憶はなくても教育後援会という、これも寄付という認識がされているのではなかったかなと思うのですね。こういうところについての町としての判断も一緒にお伺いしておきたいと思います。

○議長（寺島健一） 赤佐総務課長。

総務課長（赤佐九彦） ただいま再問という形で2点についてお話をいただいたと思います。具体的な状況はどうかということでございます。

お話がございましたように、それぞれの自治会での徴収形態というのはさまざまでございます。既にごうした部分を考えながら、別に自治会で袋を用意して、強制にならないようにということで配慮いただいている自治会もございます。

もう1点は、ご紹介いただきましたように、いろいろな費目が連署されました

中に「会費」が落ち着いていると。その中で、払わないという意思表示をすれば払わないということができるようなものになっているもの。あるいは、ちょっと実態はつかんでおりませんが、ひょっとすると、お話がございましたように、実際に会費の中に含まれているということもあるように今聞かせていただいたところでございます。

もし、そうでございますと、先ほどのように、会費の中に含んでおりますということになりますと、そのものは適法ではないという判断が立ちますので、そのあたり、そうならないように今後指導は申し上げてまいりまいたいなと思うところでございます。

なお、その実態につきましては、まだそれぞれの自治会へは具体的に調査は行っておりませんので、今、現段階では、それぞれが事務局を役場で預かっておりますもの等につきましては、一定調査をさせていただいたところでございますし、そうした中で、今後それぞれ基本的な考え方としては、それぞれの団体が出していただくことになると思いますけれども、基本的には、袋に入れていただくというような賛助会費的な方向に移行することが適当であるので、そういう方向で検討したいというのが大方の事務局の考え方であったと考えておるところでございます。

その辺で、一定今後整理をさせていただいた中で、違法とならないように適正に指導をさせていただいてまいりたいと考えておりますの、よろしく願いいたします。

2点目でございます。「会費」という名前の寄付ということに関してでございます。そのことにつきましては町内に、これもまたさまざまな団体がございます。その中で、先ほど申しました賛助会費というようなうたい方をされているもの、また募金という形で徴収されているもの、それから会費でありましても、全町民を対象として会員とされているもの等々さまざまでございます。この辺が非常にわかりづらいというようなお話であったのではなかろうかと考えるところでございますけれども、会費というのは、それらの団体の運営方針に沿って、その団体の活動費に充てる。そしてまた、その会費を決めることについては、それぞれの会員さん、あるいはまたその代表者がそのことを認めるということになって成り立っていくと考えておりますので、本来の会費の趣旨にあったような決め方、あるいは使い方がされるべきであろうと考えますので、先ほど申されましたような寄付なのか会費なのかわからないというようなことのないように、今後、団体

指導の中では、そういう説明をしていく必要があると考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○議長（寺島健一） 11番、若井議員。

○11番（若井敏子） 今のお答えの中で、地縁団体についても、その他団体についても、町として指導をしていくというお話かなと思ひますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

ただ、今の回答の中で少し気になったことがあるのですが、まだ役場で事務局を預かっているものというのがあるのですか。一時期、土地改良の問題が起こった時も含めて、役場でお金は持たないという話ができたとお思ひしているのですが、その後まだ事務局を役場で預かっているというのは、どのくらいあるのですか。

○議長（寺島健一） 赤佐総務課長。

総務課長（赤佐九彦） ただいま役場の方で事務局をお預かりしておるとお話でございますけれども、その団体指導も併せながらという部分もでございます。実質の会計は職員が持たないように切り離しをしていくという方向で整えておりますけれども、現在のところ、例えば、生涯学習関係でございますと、文化協会、あるいはまた青少年育成町民会議等につきましては、そちらの方に位置づけがされております。

さらには、産業振興の方でございますと、例えば、観光協会、あるいは桜を植えよう会、緑化推進会等がございますし、福祉サイドでは、社会福祉協議会の方でございますけれども、こちらの方では、共同募金会等々もございまして、相当な団体について、現在も団体指導を含めながら、事務局的な機能を果たさせてもらっている部局がございます。そうした中でも、先ほど申したようなことで、適切な対応指導をしてまいりたいと思ひしておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（寺島健一） 次の質問に移ってください。11番、若井敏子議員。

○11番（若井敏子） 阿智村に学ぶ住民参加システムということで、事前に皆さんには、この前、東京で開かれました「全国小さくても輝く自治体フォーラム」の一部をコピーしてお届けしているかと思ひます。ぜひご覧いただいて、ご一緒に考えていただければ幸いです。よろしくお願ひします。

11月24日と25日だったのでございますけれども、東京で開かれた小さくても輝く自治体フォーラムに参加してまいりました。今回は10回目、都市と農山村との共同・共生関係の中で、あらゆる交流を深める事の大切さ、農山漁村のもつ精

神的・文化的な価値から、都市に発信することの必要性などを学ぶことができ、大変充実したフォーラムでした。

今回、特に立命館大学の学生の報告がよかったと思いますので、それを紹介したいと思います。関連がありますので、竜王町と立命館大学との学術提携の経過・現状・今後の予定・成果についての所見を伺います。

さて、フォーラムですけれども、立命館大学の学生が阿智村の予算編成過程で住民の参加を進めているという事例について紹介いたしました。お配りしたのは、16・17・18ページと裏表に合計2枚お配りしていると思うのですが、18ページに予算編成のスケジュールというのがあります。

9月の段階で、自治会から予算要望をくださいということで要請があって、10月には自治会懇談会で各種団体の予算のとりまとめがされています。そのあとずっと、以下ご覧いただきたいのですが、17ページの方には、行政と住民の連携を図る専門組織として「協働活動推進室」というのが設置されていて、ここで自治会の要望がまとめられます。1月の後半には予算の原案ができて、それを説明する「自治会懇談会」が開かれる。その意見や議会の議論を反映される。そして、それがまた議会に対しても、予算の編成段階から常任委員会での議論がされて、議会と行政が討論する「政策検討会」も開かれています。予算がみんなで作られているということが、この図を見ますとよくわかっていただけるのではないかと思います。

竜王町では、平成14年から自律のまちづくりを進める上で、住民参加をどのように構築するかが1つの課題となっていると私自身は認識しています。今日までのこの問題での取り組みの内容、今後の計画についてお伺いしたいと思います。

私は、今日まで二セコの予算書も皆さんに紹介しながら、住民に一方通行ではなく双方向の関係を構築し、住民自治の花開く竜王町にすることを提案してまいりましたけれども、この阿智村にもぜひ学んでいただいて、竜王バージョンをつくっていただきたく、ご所見、見解を求めるものであります。以上、よろしくお願い致します。

○議長（寺島健一） 小西総務政策主監。

総務政策主監（小西久次） 若井敏子議員さんの「まちづくりへの住民参加」に関連しますご質問について、お答えをさせていただきます。

まず、立命館大学との学術交流協定等に基づく状況等についてお答えさせていただきます。5年前から学生の受け入れを行っておりまして、特に、この取り組

みの1つとしては、個性溢れるたくましいまちづくりの実現に向け、本町の魅力や今後のまちづくりの展開を探る上で、若者や学生、町外部からの視点での提案をいただくことをねらいに、具体的なまちづくりビジョンの政策立案を学ぶ立命館大学政策科学部学生との連携を図りながら、学生の視点から、大都市近郊の農村におきます若者定住政策の研究ということで、「竜王町のまちづくりについて」提言をいただいていたものでございます。

平成15年度においては、竜王町をゼミ全体の研究調査自治体として、「自然環境」「生活環境」「産業」「観光」の4分野の研究報告がされております。平成16年度においては、ゼミの竜王グループにより、JR路線バスの廃止の動きの中で、「公共交通の充実」をテーマに調査研究がされております。平成17年度は、人口減少時代の中、子育て世代をターゲットに「地域力を生かした子育て支援」を、また平成18年度は、個性あふれるまちづくりに向けた「住民参加」がテーマとして、調査研究がされております。

また、平成17年度・18年度の2ヵ年では、9月期にインターンシップの受け入れも行い、学生の行政職場体験研修を実施しております。本年度については、昨年のインターンシップ受け入れ学生により、自主的な中で竜王町のまちづくりをテーマとした調査研究が取り組まれております。

この間、各年度の調査研究の取り組みは、本町のまちづくりに応じたテーマに、一定期間内でありましたが、本町の実情や課題についての的を得た整理がされ、その提案内容については、実現に向けて、検討の余地はあるものの、意義ある提起であったものと感じております。また、それぞれの部門においても、事業推進の参考とさせていただいております。

今後の方向としましては、引き続き、このような恒常的な交流を通して、進展する地方分権のもと、地域経済の振興やまちづくり施策の展開等、多様化・専門化していく行政課題への対応に対して、「官学連携」も踏まえながら協力連携を深めてまいりたいと考えております。

続いて、住民参加の構築に向けての取り組みや今後の計画についてお答えします。今日の様々な経済・社会構造の急激な変化や人口減少時代の流れの中で、まちづくりそのもののあり方が問われてきており、「国から地方へ」、「主従から対等」へといわゆる分権型の「地方の時代」から、さらに一步踏み込んだ住民主導の「地域の時代」への転換に向かっていると考えられます。

この中で本町も、行政への住民参加の視点から、さまざまな手法で住民の意見



などをお聞きし、まちづくりに携わっていただくなど、試行錯誤をしながらその取り組みを進めてきております。政策推進の所管部門においては、平成16年度の住民2,600人を抽出した「まちづくりアンケート調査」、地域・企業・行政の3分野の若手で実施した「次世代型まちづくり構想研究会」、ワークショップ形式のまちづくりフォーラム、まちづくりの具体的施策の方向を検討した住民主体の「地域再生を考えるまちづくり懇談会」、32の全自治会を対象とした「地域再生まちづくりの地域懇談会」などを取り組みながら、住民主役のまちづくりに心がけてきたところであります。

また、教育・福祉・観光農業等、他の部門においても、行政サービスを受ける主体である住民の意向反映や実行主体として活躍していただけるよう、その仕組みづくりの工夫に努めているところであり、行政委員の公募も拡大を行ってきたところであります。今日的には、「地域の時代」への視点から、自治体でなく地域や活動組織へ提案や行動に対する支援へと制度設計の転換も進んでおり、制度的に自主的な活動への誘導が多くなされてきておりますのも現状であります。

今後の取り組みとして、行政の役割は、具体的に住民や地域の主体性を発揮したまちづくりをいかに作り出していくかであり、現実のところは、地域での問題が多様化・深刻化しつつあるにもかかわらず、地域の現場や住民一人ひとりの段階では、もっと危機感や関心は高めていかなければならないと感じております。現在、道州制や市町合併の議論が進む中で、新しいまちづくりや自治、行政のあり方が求められてきております。いずれにしても、それらにも対応できるまちづくりを、行政と住民が一体となって、私たちのまちにふさわしい仕組みづくりをつくり出し、竜王町としての力強いまちづくりを実践・実現させていくことが、今、一番大切なことと考えております。

具体的な例示をさせていただきませんが、まちづくりの主体となる人材や組織の育成・教育、そして、その人材を活かす住民参画・住民協働の環境づくりやサポート体制づくりが大切であると考えており、今後の行政執行にあたっては、この視点をしっかり反映していく考えであり、重点施策の実現にあたっては、そのような仕組みづくりの検討を行っているところでもあります。

このようなまちづくりに向かっていく上では、若井議員さんからもご紹介がありましたように、住民参加のまちづくりを進めていくためには、自分たちのまちを認識してもらい、自分たちのまちを一緒に作りあげていくという観点から考えますと、情報共有を介しての政策形成過程への住民参画は、大変重要なことと

認識をさせていただきます。現在進めていますまちづくりの実現や住民主導のまちづくりは、いずれにいたしましても、住民皆さんの理解と協力、そして住民皆さんとの協働で達成できるものであります。多くの方々の協力により、住民皆さんと行政・議会が共にまちづくりを分かち合い、支えあうことができるかが重要な鍵を握ると考えており、その実現に向けまして努力を傾注してまいりますので、若井議員さんをはじめ議員皆さまのさらなるご指導とご協力をお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 11番、若井議員。

○11番（若井敏子） このご紹介しました阿智村というのは、人口が6,500人のまちで、世帯数が2,074世帯、高齢化率が28.75%というところで、平成18年度の決算では、歳入総額が54億6,357万円、歳出が52億3,579万円というところなのですね。だいたい人口規模からいくと竜王町の半分ぐらいなのですが、財政規模はあまり変わらないところですね。財政力指数は、0.246というところですよ。

ここは合併しないでがんばっているところです。一度、「小さくても輝く自治体フォーラム」をここでやられましたので、行ったと思っているのです。町の職員さんも何人か来てもらいました。ここでは、今、第5次総合計画というのを進めておられるのですけれども、20年から29年までが第5次の総合計画なのですが、その柱は、第4次までの成果を踏まえて、住民主体の行政を継続発展させることで、集落を基本として、一人ひとりの人生の質を高められる持続可能な村づくりというのが基本理念なのです。

第4次までにどんなことをされてきたかということですが、行政の側から住民参加をつくり出すために、自治会組織の再編・活性化を図り、住民との協働の仕組みづくりをするなど、いろいろな取り組みをされてきたということなのですね。もう少し私自身もこういう言葉でしか、町長自身も発言されて報告は聞いたのですが、ぜひ具体的な中身が勉強できると参考になるかなという思いがあります。

皆さんにお配りした中にありますこの藤井えりのさんというのは、立命館大学の大学院の学生さんなのですから、非常にすっきりとした報告をされました。私は、竜王町が立命館大学と学術提携していますということをこの方に話したら、「ゼミとでしょう？大学としているの？」と言われて、今も報告がありましたけれども、立命との学術提携というのは何なのですかと聞いたら、どの年度にも出てくるのは1つのゼミ、高田さんのゼミだけとの交流なのかなという感じ

がするのですが、そもそも学術提携は大学との学術提携という、表向きと言うか、契約そのものは大学との学術提携だったかなと思いますので、ぜひその大学との学術提携ということで、この方にも一度来てもらって、どういうことなのかと教えてもらうのも勉強になるかなと、そんなことも思っているところです。

阿智村だけが日本の自治体の中で特に優れているということではなくて、たまたま私が事例として聞いたのが阿智村だったものですから、ぜひ、ここが何かやっているということならばそこも勉強し、あそこが何かやっているというなら、ぜひあそこも見ていただいて勉強してもらえたらなという思いがあります。

もちろん、そういう取り組みは今日まで町としてもいろいろなことをしてきましたというお話がありましたけれども、なかなかそれを根付かせるというのは難しいことで、一朝一夕にできるものではないと思いますが、やはりいろいろなことで足を踏み出すことが求められていると思います。ぜひ、そういう取り組みを強化していただきたいなということで、お願いをしておきたいと思います。

○議長（寺島健一） 次に移ってください。11番、若井議員。

○11番（若井敏子） 合併についての質問をします。あらためて合併は住民投票でしましょうよという質問であります。

現在、国では道州制ビジョン懇談会、地方分権改革推進委員会および第29次地方制度調査会などで、合併や道州制の議論がされています。道州制が実施されますと、憲法で保障された地方自治の原則や地方公共団体の機関や権能を根底から覆すことになり、地方自治体本来の役割である住民の福祉と暮らしを守り、住民の多様な要求にきめ細かく応えて、住民に身近で住民が直接参加して意思決定ができる制度を壊しかねません。

そこで、町長に道州制についての基本的な考えをまずお伺いしたいと思います。町長は、来年3月に合併結論を出すと表明されていますが、3月までのスケジュールについてお伺いします。担当課では、資料も作成されました。集落に回って説明する資料というものをつくられたわけですが、その資料の内容と趣旨をお伺いします。

第4点目に、すでに合併された市町について、その総括と認識をお伺いしたいと思います。担当課でつくられる資料も説明も、検討会議での議論も、「合併しかない」と言わんばかりですが、「合併しかない」という根拠、今合併しなければ解決しない課題は何か。その辺を町民に明らかにして、全町議論を巻き起こすべきだと考えています。所見をお伺いしたいと思います。

先ほども阿智村の話もしましたが、全国では小さくても輝く自治体が元気にまちづくりを進めています。地域の自然や文化資源を活かして、住民との深い協働によって地域産業と地域づくりを発展させています。

先日も町内の方からお手紙をいただきましたが、竜王町をこよなく愛し、この町の歴史を担ってきた高齢者や、今この町で青春を謳歌している青年や子どもたちは、合併せずに竜王町を残してほしいというお考えをたくさんお持ちです。まちの将来は町民が決めるという権利、自分のまちの将来は自分たちが決められるという権利を認めるべきだと考えますが、改めてご所見を伺いたいと思います。以上、よろしく申し上げます。

○議長（寺島健一） 小西総務政策主監。

総務政策主監（小西久次） ただいま若井議員さんからの「あらためて合併は住民投票で」とのご質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

少子高齢化、地方分権が進む中、国は地方自治体に対して、より効果的・効率的な財政運営の実現に向け自主的な市町合併を推し進めており、滋賀県では合併新法に基づくとところの推進指針として、「滋賀県における自主的な市町の合併の推進に関する構想」と「滋賀県新市町合併支援プラン」を策定しました。

市町合併は、まちにとって世紀的な課題であり、その方向を導き出すためには、しっかりとした議論が必要であると考えています。そのため、本年1月23日には、公募も含めた各界各層の委員さんによる「竜王町市町合併推進検討会議」を設置し、研修会の開催による現状の把握や意見交換会をしていただいております。今後におきましても、さらに議論を深めていただく予定であります。

また、10月15日に合併に関わる区長会の開催、さらに、11月30日に竜王町自治会連絡協議会主催のワークショップにおいて、区長の皆様方から市町合併の状況について御意見をいただきました。しかし、地域住民までまだまだ浸透していないのではないかとのご意見を多くいただきました。

そのことから、区長さんには、年末年始大変お忙しい中ではありますが、各集落へ町職員が出向き、今日の状況や国・県の考え等について説明をさせていただく場を、1月末を目途に設定いただけるようお願いしているところでございます。

また、竜王町市町合併推進検討会議からの考えを聞かせていただいた後には、改めて各集落に出向き、タウンミーティングを開く中で、住民皆様のご意見をお聞きしたいと考えています。

2点目の質問であります「道州制についての考え」でございますが、現在、国では道州制担当大臣の下に道州制ビジョン懇談会を設置し、道州制により実現される地域社会・経済社会等の姿や新しい国・地方の政府像等、道州制の導入に関する基本的な事項が議論されています。

そのような中で、道州制の全体像を見るときには大変難しいわけですが、その中においても、現状を見て見ますと産業・経済をはじめとする国の構造が中央に集中していることにより、中央と地方における様々な格差が広がっているのは事実であります。国と地方の役割が変わりつつある中、国自体の制度を変えることにより国全体の改革につながるのではないかと考えます。

次の質問でございます「合併検討の資料」でございますが、これは、住民の皆さまに市町合併を議論いただくため提供させていただき資料として作成し、町の基本的な考え方をはじめ、全国的に市町合併が議論される背景や地方分権の進展によりまちが果たすべき役割の変化、人口減少・少子高齢化の進展による人口構造の変化、町民さんの日常生活圏等、竜王町の現状を踏まえる中で、竜王町の未来を考える上での課題を記載しております。

4点目の質問でございます「すでに合併されたところについての合併の総括」でございますが、総理大臣の諮問機関である第29次地方制度調査会において、合併した市町村及び合併していない市町村の評価・検証・分析が審議されることとなっています。また、市町村の合併に関する研究会により試算されました市町村合併による効率化効果につきましても、合併後10年経過時の効果とされておりますように、合併された市町におきましては、まだ年数も浅く、その効果はすぐに出てくるものではないと考えられます。

次に「今、合併しなければ解決しない政策的課題を町民に明らかにし、全町議論を巻き起こすべき」についてでございますが、地方分権の進展により、国と地方の関係が見直される中、地方自治体として安定的なサービスを自らが決定・実行し、その責任を果たすと共に、その財源についても自らが賄うことができる基礎自治体の形成が求められています。その上で、近隣市町の動向とも合わせ、竜王町が将来に渡り基礎自治体であり続けられるのかを考え、議論する時期であると考えています。そのため、前段に申し上げました合併検討の資料につきましても、竜王町の現状と課題を示させていただいているところです。

6点目の質問でございます「住民投票実施」のことでございますが、その是非を含めて今後十分な議論が必要かと感じますが、今は住民皆さんとの話し合いの

場を広げていくことが大切であり、そのためには竜王町を取巻く状況等の情報を提供し、議論の場を設ける中で、丁寧に対応していくことが必要であると考えています。

行政といたしまして、さらに調査研究を深めながら、鋭意努力してまいりますので議員皆様方の絶大なる御協力をよろしくお願い申し上げます、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 山口町長。

町長（山口喜代治） 若井議員の質問にお答えします。

市町合併であります。この問題につきましては私も平成12年より議員各位と研修をいたしました。議員も特別委員会の委員として、各地域で研修・研鑽をして深めて来てもらったところでもございます。

当時より、各地域で合併が進んでまいりました。滋賀県でも約半分の町が合併されました。他の市や町が合併されたから竜王町も合併するのではなく、社会が大きく変わりつつある中、国および県からの補助金・交付金が削減される一方、少子高齢化・地方分権は急速に進んできておるところでございます。これからの将来を見る時、竜王町には地方債の残高も多くあり、さらには、大きな施設や学校など教育施設の修繕・改修も回ってきておりますが、それを町の財政規模1万3,000人の体力で支えていけるかと判断する時、県からお示しいただきました1市2町の合併についてもしっかりと議論をしなければなりません。竜王町にとって選択肢はいろいろあるかと思っておりますので、議会をはじめ住民皆さん方と一体となって慎重に取り組んでまいりたいと思っております。

タイムスケジュールであります。現在、職員の方で各集落を回らせていただいております。私といたしましては、1月・2月に議会合併調査特別委員会、また区長会、合併推進検討会議のご意見を受けた後、各集落に出向きましてタウンミーティングを開きたいと考えております。そして、3月定例会に一定の方向をお示しさせていただきたいと考えておるところでもございます。

また、道州制についてであります。道州制は国全体の改革であると思っております。私は、日本は産業政策を官僚主導型で進めてこられました。地方には生産工場、都市には税金が入る仕組みで東京に一極集中して来たことから、地方との格差が大きく出てきたことが現在であります。このことから、中央集権をやめ、国を分けて道州制をつくることのように考えます。

先立って開催された町村会の研修でも、改革は公務員改革と道州制の導入であ

り、第1は中央政府を小さくすることだとありました。道州制は国全体を変えることだと話されました。今すぐには進まないと考えておりますが、そんな時代が来るように感じているところでございます。

担当課の説明で、「合併しかないと言わんばかり」とされておりますが、これは合併しかないという説明ではなく、国の流れとまちの現況を説明させていただいているところでございます。これからも、地域に出向きまして住民の皆さんに現況・情報等をお知らせし、ご意見を拝聴させていただきたいと考えております。私といたしましては、住民の皆さんとの丁寧な議論を重ねた上で、この大きな課題に対する判断をしていきたいと考えておるところでもございます。このことから、現在、住民投票の実施については考えてはおりません。以上、若井議員への回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 11番、若井議員。

○11番（若井敏子） まず、道州制についてですけれども、11月17日に滋賀県知事がこの道州制のことについて、行財政改革についての県民と知事の対話というところでお話しておられまして、道州制は国の仕組みを変える大きな問題で、知事ですから県の問題なのですが、なぜ県をなくそうとしているのかということを見るとネガティブになると。「近江」というのは非常に一体感がある県で、知事の目の届く範囲で適正な規模だと思っているのだと。県民からも道州制に対して反対の声をあげてほしいと、こういう話をされています。

私は、本当にこの道州制をやられることが国の改革なのだ、あるいは格差をなくすために道州制がやられるのだというお話が課長からも町長からもありましたけれども、これは全く逆で、道州制によって格差がなくなるということは、まずない。これは認識の違いだと言ってしまうと終わってしまいますけれども、そういう認識を私自身は持っています。

質問した中で、いくつか答えていただいておりますが、道州制についてはそういう問題で、合併の総括なのですけれども、合併の総括は、第29次何とかがするのだという、他人事ではなくて、うちは新たに合併しようかなというふうに行っているわけですから、まず自分が近隣の町の合併の状況を調べる中で、竜王町として合併した町の状況を総括する必要があると私は思うのですね。

県下のいろいろな町で出されているピラを今日はまとめて持ってきたのですが、東近江市では、市税も国保税も介護保険料も値上げされて、もう値上げ値上げで市民は悲鳴を上げている。高島市では、高島の地域も文化も人々も何に

も知らない構想日本というところが市の事業を点検していて、これも廃止、あれも廃止という形で事業を切り捨てると、そういう提案をさせていると。長浜市では、合併前の市長が「地方交付税は合併前の地方交付税が10年間保障されるので、合併したら国の財政支援も受けられるし、何の心配もないのだ」というふうに説明していたけれども、合併で財政がよくなるはずが、来年度は12億円の歳入不足が見込まれて、市民サービスの切り捨てが始まっていると。全国知事会も、人件費や公債費を除いた政策に使える経費が、2003年と比べると46%も今減らされていて、地方交付税の削減で合併して規模を大きくした新市は、軒並み財政難に陥っているというふうに書いています。

実際、合併したところがその財政的によくなるのかといたら、そうではないということも、もう既に全国でも証明されていると思うのですね。

私は、町がつくったこの資料ですけれども、これは本当に無責任な資料だなと思いつつ見せてもらっているのです。ここには何が書いてあるかということですが、分権によって権限移譲で、町の仕事が増えた。人口は減る一方で少子高齢化が進む。それに伴って労働生産性が低下し、税収が減り、経済活力も低下する。少子化の対策費がたくさん要るようになって、高齢化福祉の拡充に予算がたくさん要る。伝統的な行事もできなくなる。買い物も仕事も学校もお医者さんも、みんな町外に行く。地方の財政は一層厳しくなる。自治体が自立しなければならぬ分権に対応した組織がつかれるだろうか」と、こういう問題提起をしながら、私はこれで逃げの展開だと思っているのです。

最終は、「竜王町が基礎的自治体としてあり続けられるか」と、これは、課長も先ほど一生懸命言われたのですけれども、「竜王町が基礎的自治体としてあり続けられるか」、これは自信がなくて、弱々しくて下向きで、行政運営を放棄している、こういうふうを感じる中身だと思っております。本当に無責任さを露呈している資料だと。だから、私は合併推進検討会議の中でも、「こんな資料で何を言うのか」という話が出てきたのだと思っております。

やはり住民感情とびったり、住民の皆さんと丁寧に親切に議論をしていくのだとおっしゃるのだったら、この議論から始まるのではなくて、今、住民の生活がどういう状況で、これが合併したらどうなるのかという、具体的な一人ひとりの住民の生活に基軸を置いた説明がなければ、やはり住民は議論に加わることはできないと思っております。そこら辺りをぜひ踏まえた形で取り組んでいただきたいということをお願いしておきたいと思っております。



この間、町会議員は議員研修会というのが近江八幡市であって、そこで県議会の副議長の角川さんがあいさつと言って来られて、もう議員の皆さんは聞かれたと思うのですが、この角川さんはもともと浅井町の町長だった人なのです。浅井町と長浜の合併について、「私の眼鏡は曇っていました」と言われたのですよ。「国は、地方交付税は減らさない、税財源は移譲する、誰にも不便はかけないと言っていたが、まんまと騙された。第2次の地方分権推進法は、住民のニーズを聞きながら対応すると言っていた。地方を変えていくのだと言っていた。合併によって、安物ではない、住民にぴったり合うものだと思っていた。ところが、ただの財政改革に過ぎなかった」と、今になって合併は間違っていたと言わんばかりのこういう話をされたのですよ。

私は、このことは本当に合併したまちを研修する上でも、しっかりとらえておかないといけないと思うのです。行政の職員サイドでまちを見ていくのではなくて、住民サイドでまちを見ていく、このことがとても大事だと思うのです。

特に、質問という形ではなくて、もう私の意見として申し上げておきますと、先ほども阿智村の話をしましたけれども、竜王町のような小さな自治体の存在意義は、本当にこういう町があるからこそ都市があるのだと。こういう町がなくなったら都市は安定的に存在することができないのではないだろうか。農村というのは変化しません。極端に変化しないと思うのですが、あるいは穏やかにしか変化しないけれども、その農村の存立が国の将来を決めるのだと、私はそのぐらい自信を持ってもいいと思っているのです。竜王町の存在意義がここにあるのだと私はそう思っています。

ご存知かも知れませんが、内山<sup>たかし</sup>節という哲学者がいます。実践的哲学者だそうなんです。群馬県の上野村に住んでいる人です。彼は『幸福の経済学』という本の中で、「経済的な豊かさと幸福感にはギャップがある。それを埋めるのが人々の政治的参加度である」と書いています。

いろいろな文献を読んでいますと、ヨーロッパでは、村で人口が増えているそうです。人は人間的な生き方を求めて、自然とともに暮らしたいとか、かけがえのない人間として生きたいとか、そういう思いを持っている人が村に集まってきているのです。村はそういう自治ができるということで、そういう村にフランスではたくさん人が集まってきているということです。小さくても輝く自治体フォーラムで学んできたことを、今日はずっと一貫してお話をしているのですけれども、本当にこのフォーラムに参加して、人々が幸せと感じる竜王町、住民の政治

的参加に膨らませていく、このことを一貫して、私は竜王町に求めていくべきではないのかなという思いをしています。

町長とは、少し視点がだいぶ違いますし、これから議論をしても噛み合わないという気はするのですが、少なくとも竜王町を消さないでという住民の皆さんの声がたくさんあって、その声には、真っ直ぐに向き合っていたきたい。そのためには、どうしても住民投票でなければ、住民の意思を確認することはできないのだということを強く申し上げて質問にしたいと思います。以上です。

○議長（寺島健一） この際申し上げます。本日の会議時間は、議事日程の都合により、会議時間を延長することとし、ここで午後6時まで休憩いたします。

休憩 午後4時52分

再開 午後6時00分

○議長（寺島健一） 休憩前に引き続き、会議を開きます。11番、若井敏子議員。

○11番（若井敏子） それでは、篠原駅の改修について質問します。

篠原駅の改修については、現在関係の市町でいろいろな協議がされているところだと伺っていますけれども、その協議の内容についてお伺いしたいと思います。

私は長年篠原駅を利用してきた者として、あの駅舎のたたずまいをぜひとも残してほしいと思っています。近代的なと言うか、橋上駅があちこちでできて、一旦上がってまた降りるといった非効率的なことを当たり前のようにさせる駅があちこちにできています。極端に言えば、篠原駅はあのままで、北側はのぼりのホームとつながっていて、南側は橋を使わなくても下りのホームに出られる、北と南をつなぐ橋は、ただ橋であるというだけのもの。ですから、北にも南にも車両の預かり所や小店ができる、そんなイメージの篠原駅の改修を描いているのですけれども、利用者や近隣住民の声はどのように反映されるのかをお伺いします。

次に、費用負担についての話し合いはどのように進んでいるのかをお伺いします。栗東市で新幹線新駅に絡む道路整備を起債で資金調達するという事案について、起債は認められないという判断がされました。この判決によって、竜王町が篠原駅整備に係る費用負担分を起債で調達することができないというふうに理解しているところですが、このことについてのご所見もお伺いしたいと思います。以上、よろしく申し上げます。

○議長（寺島健一） 小西総務政策主監。

総務政策主監（小西久次） 若井議員さんから、篠原駅の改修に関しましてご質問をいただいておりますので、お答えします。

篠原駅の改修に関しましては、近江八幡市・野洲市および竜王町の2市1町で構成されます「篠原駅周辺都市基盤整備推進協議会」が平成4年に設立され、篠原駅駅舎改修ならびに南口の開設および周辺地域の都市基盤整備を進めるために調査研究、JR西日本等関係機関との協議をしてきたところでございます。

また、早期実現に向け、平成13年度に竜王町では5,379名、平成15年度に近江八幡市で1万2,094名の皆さんから署名をいただいているところであります。

ご質問の1点目、「利用者や近隣住民の声がどのように反映されるのか」という点につきましては、平成18年12月に施行されました「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、いわゆる「バリアフリー新法と言われますこの基準によりまして、篠原駅舎のバリアフリー化の必要性が認められまして、昨年度、駅舎周辺のバリアフリー整備に向けて、2市1町の住民代表を含めた検討委員会を開催し、様々なご意見をいただく中で、篠原駅周辺移動等円滑化基本構想を策定したところであります。

また、推進協議会としましては、駅周辺整備事業に伴う調査計画設計業務を平成18年度から着手しており、今後、周辺自治会への説明会や、まちづくり委員会等を立ち上げ、検討を行う予定であります。その中でいただくご意見等につきましても、今後の詳細設計や関係機関との協議に反映させていきたいと考えております。

2点目の費用負担でございますが、平成18年度におきまして、近江八幡市50%、野洲市40%、竜王町10%という事業費負担割合が協議会で確認されておりますので、これに基づき今後、費用負担が生じていくことになると考えております。

また、費用負担に関連しまして、「篠原駅整備に係る費用は起債で調達できないのではないか」というご質問についてですが、栗東市の新幹線新駅に係る判決の場合は、JRが行う仮線建設費に対し市が道路建設の起債で賄うことが、地方財政法で要件とされる「公共施設の建設事業費」に該当しないという判断に基づくものでありましたが、篠原駅の場合は、自由通路など都市施設の整備に係る事業費の一部を起債で賄おうとするものであり、地方財政法の要件に該当するものであると考えられます。ただし、篠原駅舎は近江八幡市域に位置するため、竜王町として起債で対応することはできませんので、割合に応じて負担金として支出することになるとお考えられます。

以上、簡単ではございますが、若井議員さんのご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 11番、若井議員。

○11番（若井敏子） ただいまのお話によりますと、関係市町との協議は進んでいるということで、基本構想ができているという話でありました。それに基づいて、調査・計画業務にとりかかっているということで、周辺の人たちも含めて、まちづくり委員会というのをつくって、皆さんの意見を聞くような体制もできているというお話ではありましたが、具体的に竜王町の利用者がまちづくり委員会に入るとか、駅舎の建設に関わる意見を述べるような場所が具体的にあるのかどうかを、改めてお伺いしたいと思うのです。

それと、この基本構想というものは、竜王町の皆さんには提示している、議会では簡単な図面1枚もらっただけかなと思うのですが、この基本構想そのものを、議会や住民の皆さんに提示することを求めるところです。

あと、もう1つは、栗東の裁判を例にあげましたけれども、この裁判は、竜王町の場合も政策的な借金をたくさん抱えていて大変な部分があるわけですが、起債さえ起こせばどんな事業でもできるというふうな考え方に対して、そうではないのだということを表明したということでも、大変大きな裁判の結果だったと思っているのです。

訴訟代理人であります吉原弁護士によりますと、新幹線新駅問題に終止符を打った勝訴で、新駅を止めるべき、止めさせる完璧な最後の一撃だったと。しかも、今回の最高裁決定は、全国で初めて公共事業のあり方とか起債のあり方の根本を問うものとして重要な意義を持っていると。無駄な公共事業の財源として、地方債が「うちの小槌」の役割を果たしてきたけれども、起債差し止めの初の判例が確定して、全国にこんなことはだめなんだということが発信できたことは、滋賀の運動の誇りだというふうに、その裁判の結果で表明されているのですけれども、この中で、先ほどお答えがありましたように、今回も竜王町の地先の問題ではないので、竜王町としても起債を起こすことができないというふうに認識しているという話でしたので、それはそれとしてよかったのかなと思うのですが、この工事費の総額がどのぐらいのもの、基本構想ができているということは総額の予算が出ているということなのかなと。負担割合はお話がありましたけれども、総額どのぐらいのもので、しかも今、起債を起こそうとしている都市施設の一部と言うのですか、負担をすべき負担金として支出する都市施設の一部というのがどれ

だけのものなのか。数字が出せれば、報告をお願いします。

○議長（寺島健一） 小西総務政策主監。

総務政策主監（小西久次） 3点ほどご質問いただきました。

まず第1点目に、先ほど「基本構想なり駅の周辺移動円滑化基本構想に基づき」というご回答を申し上げました。この構想につきましては、先ほど申し上げましたように、バリアフリーの関係等、篠原駅を考えるとということから、竜王町から4名の代表委員会のメンバーに出ていただいております。特に、自治連の代表の方、老人クラブの代表の方、婦人会の代表の方、身障者の更生会の方等でいろいろご検討をいただいて、本年3月に構想をしていただいておりますという状況でございます。このことにつきましては、近江八幡市・野洲市・竜王町でさせていただきましたので、また議会にご提示もさせていただけると思います。

それから、2点目の「具体的に今後意見を言うために委員会等に入るのか」ということでございます。実は今現在、野洲市なり近江八幡市の地先にあります行政区の方に、近江八幡市・野洲市が自治会の説明に入っております。これから本格的にいろいろ説明に行くわけでございます。

また、次年度にいきまして、まちづくり委員会というものを立ち上げられる予定をしております。これは、先ほど言いました2市1町の協議会で立ち上げる予定でございます。その時にも、いろいろな住民の皆さんの代表の方に参加していただけるものと考えております。

それから、工事費の総額はいくらなのかということでございます。今現在、先ほど申しましたように、基本構想でございますのでアバウトな数字ということでございますけれども、すべてさせていただくということになりますと、概ね40億円ぐらいかかるのではないかなという想定でございます。概算でございますので、まだ若干、それにつきましては、当然JRに対する要望、それから国・県への負担要望、それから地元というふうになるわけでございますけれども、具体的にはまだ決まっておりません。今後、少しでも住民負担を低くするために、補助事業を何とか採択していただくという考え方をしております。

また、これにつきましては、わかり次第、議会の皆さんにご報告を申し上げたいと思っております。

都市施設にかかる費用というものでございますけれども、具体的に、例えば自由通路とか駅舎とか、それから駅前広場等があるわけでございますけれども、ちょっと用地の関係等がございますので、その割り振りについては今きちんとした

数字が出ておりませんので、わかり次第お答えをさせていただこうと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（寺島健一） 11番、若井議員。

○11番（若井敏子） 総額40億円というのは、大変アバウトな数字だけれどもということで出されて、JRの負担分、国・県にも補助してもらう、あとは地元が持つということになりますと、半分JRと国・県が持ったとしても、竜王町が出さなければならないのは2億円で、勝手に数字を出しているのですけれども、2億円というお金を単年度でぼんと出してしまうということは、負担金という形で出すのだという話ですけれども、実際は大変なことになりますよね。

それが年度としていつ頃になるのかということと、具体的には、今後の財政見通しみたいな話は何度もいろいろな場面で聞いていますけれども、来年・再来年に、「はい、2億円どうぞ」というふうな状況では竜王町はないということは何度も説明を受けているところですから、それを単年度で準備するのか、何年かの分割でいくのか、その辺のお考えも併せてお聞かせください。

○議長（寺島健一） 小西総務政策主監。

総務政策主監（小西久次） 若井議員さんの再度の質問でございます。

先ほど申しましたように、平成20年度に入りまして、まちづくり委員会を立ち上げまして具体的にこういうような計画をしていくわけでございますけれども、今後におきましては、当然、篠原駅の事業計画の作成と、それからJRとの協定締結等がございます。それをもちまして、現在のところ、最終的には平成25年ぐらいまでかかるのではないかなという想定でございます。このことにつきましては、もう少し時間がかかりますけれども、今のところは、25年度ぐらいまで時間がかかるという予定で進めております。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 1番、岡山富男議員。

1番（岡山富男） 今回で夜間議会3回目の一般質問ということで、執行部もだいぶご理解をされていると思ひますので、10名の議員が一生懸命言われまますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私から質問させてもらいます。学校給食に週5日間米飯給食をということで質問させていただきます。

竜王町へ他市町村の方が来町される際、まず最初に「緑と文化の町」で農業が盛んな産業のまちのように言われます。そこで、学校給食では、現在週3日間は

米飯給食を、2日間はパン・麺食をされていますが、子どもたちは炊飯器で炊かれている温かいご飯を食べており、毎回ご飯を残さずに喜んで食べているようです。

嘉田知事も竜王町の米飯給食にすごく興味を持っていただき、去る11月24日に行われた知事を交えた「子どもたちの食に関する懇談会」では、竜王町の米飯給食を取り上げていただいたと聞いています。その内容はどうだったのか、また、知事の反応はどうであったのかについてお伺いいたします。

また、現在、1ヶ月米代はいくらかかっているのか、5日間米飯にすれば米代はいくら上がるのか、人件費も上がるのかをお伺いいたします。

そして、5日間の米飯給食は可能なのかも伺いいたします。

○議長（寺島健一） 木村学務課長。

学務課長（木村公信） 岡山富男議員の学校給食に関するご質問にお答えいたします。

議員ご存知のとおり、去る11月24日、知事公舎におきまして新春座談会が計画され、竜王町学校給食センターもお招きいただき、所長が出席いたしました。そこでは、知事を含め8名の出席者により、4つのテーマをもとに対談が行われました。

そのテーマは 1つ、子どもたちの食の現状について、2つ目といたしまして、学校給食の現状と課題について、3つ目といたしまして、自治体や地域の生産者らで始まった食育の取り組みについて、最後4つ目といたしまして、子どもの食育に取り組むために必要な改革とは何か、また、取り組むことでどのような効果が期待できるかというものでした。

特に2番目のテーマであります「学校給食の現状と課題について」の話題で、竜王町における学校給食の中の米飯給食に関わる自校炊飯器の取り組みを説明させていただき、子どもたちが、炊飯器で炊き上げた家庭的な、炊きたての温かい、ほかほかのご飯を食べている様子を報告したと聞いております。この時、知事は、竜王町の自校炊飯器での取り組みを既によく存じておられた印象を受けたと聞いております。

また、出席された方々から、「そのように子どもたちが喜ぶ給食であるのなら、県下に普及を考えてはどうか」と知事に問いかけられた際、知事は、「各市町には、それぞれ特徴的な取り組みがある」とのお答えをされたと聞いております。

次に、2点目の「現行給食に係る米代等」について、お答えをさせていただきます

ます。平成18年度の米飯給食週3回の実績に基づき算出いたしますと、白米を1kg当たり355円で約11トン購入し、年間の米代は395万7,156円の経費となっております。したがって、給食を実施しております11ヶ月で単純に割りますと、1ヶ月の米代は約35万9,800円となります。

また、週5回の米飯給食にいたしますと、実施日を年間186日といたしまして、米代は約670万円となり、現行の米代に限り比較をいたしますと、単純な差し引きでは約274万2,800円の経費が必要となってまいります。

そして、一般財源から支出しております人件費につきましては、現在、米飯給食時に3人の増員をする体制をとっていることから、1日3人分で1万8,000円となっており、週5回の実施を行いますと、この部分の増額分は約136万8,000円となります。

3点目に、5日間米飯給食の考え方についてお答えをさせていただきます。現行の竜王町学校給食運営に至る経過につきましては、昭和29年に学校給食法が公布され、当町の学校給食は昭和42年より開始しております。当時は、週5日間ともパン食であり、昭和48年より、月2回の米飯日となっております。

昭和51年に、米飯給食の実施についての通達が当時の文部省より出され、その目的として「食事内容の多様化を図り、栄養に配慮した米飯の正しい食習慣を身につけさせる」とうたわれております。以来、昭和52年度より週2回、昭和59年度より週3回の米飯日を実施しており、この間、平成4年に米飯給食を推進するため、米飯日を週3回にする旨の通達が出され、今日では、週3回の米飯日が大半となり、これが県下全域に定着しております。

そこで、議員お尋ねの週5回の米飯給食の可能性についてではありますが、現行、学校給食法施行規則にも「栄養のバランスに配慮した、多様で魅力ある食事内容」とすることとたわれており、現在実施しております米飯・パン・麺等の多様な組み合わせが適切なメニューであると考えております。以上、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 1番、岡山議員。

1番（岡山富男） ありがとうございます。今、課長からは、栄養のバランスということをおっしゃってありますが、つい最近、課長も教育長も次長も一緒に学校給食を食べさせてもらいました。本当においしかったです。その時に、19年度5月のこの実施のこれをいただきました。県下でも3日間というところはあるのですが、先進みたいな感じで取り組んでいる各市町では、4日間というところ



があるのですよ。やはり米を食べさそうというように、一生懸命考えて町はやっておられるのですよ。

滋賀県も「早寝、早起き、朝ごはん」、この「朝ごはん」の「ごはん」はパンですか。違いますでしょう。「ごはん」と言っているのですよ。しっかりそこまで言っているのに、それを子どもたちは、朝もう遅いからといってパンを食べて学校に行っているのですよ。そしてまた昼もまたパン。栄養のバランス摂れていますか、課長。実際にそんなことがあるのですよ。

そこで日本人、「ごはんを食べなさい」、「ごはんを食べよう」と言っているのですよ。こういうことを県下からも言っていますよ。そういうことをどんどんやっていけばいいのです。竜王町の米はおいしい。実際に、子どもたちも言っていますよ。少し高くても、何とか農業の皆さんが子どもたちに食べさせてやろうと、その思いを持って一生懸命ごはんを提供していただいております。

先ほど、パン、昭和42年、この時と言われましたけれども、私は、聞かせてもらった身ですのでわかりませんけれども、第二次世界大戦、その時日本が敗れた、そのあと小麦粉を日本に出す時に、どれだけアメリカで生産されるものをどうやって日本人に食べさそうと言った時に、子どもたちに給食でパンを食べさせようという感じをされたみたいなのですけれども、これは町長、合っていますか。私は、そういうように聞いたのですけれども、違いましたか。私はそういうように聞いているのですよ。だから、そういうようにやっているのですけれども、もう今は小麦粉も高くなっている。やはり、それで米がどんどん生産が少なくなっている。食べないからですよ。もっともっと食べたら、農業の方も一生懸命つくっていただけるし、竜王町の米がおいしい、竜の舞がおいしい、日本各地にこれがずっといろいろ言われるのですよ。そのたびに、子どもがごはんを食べて、ごはんを食べて、その噛んだ粘り強さ、これが竜王町の子どもたちの粘り強さになるので、そこら辺から、やはり子どもたちにごはんを食べさせてやると。3日がそれを5日間にできないのですかね、教育長。回答よろしく申し上げます。

○議長（寺島健一） 岩井教育長。

教育長（岩井實成） 今、課長がお答えいたしました。週3日ということで今のところは考えているところです。

しかし、今、議員がおっしゃいましたように、非常に大事なことであらうと考えてもおります。前回、議員の皆さん方が竜王中学校に行って給食を食べていただいて、皆さんも「おいしい」という言葉を頂戴いたしました。今のことにつき

ましては、妥当な栄養士だとか、また児童生徒、親御さん、そういった方のご意見を聞きながら検討していきたいなと思います。

しかし、5日間ということにしていけますと、やはり栄養的なこともございますし、今、1月の第2日曜日ですか、成人のつどいの時には、式典のあと、卒業生が恩師を囲んで立食をするわけでございますけれども、その時に一番印象に残ったメニューは何かなということで、その時の一番印象に残ったものはあげパンということが残ってきました。やはりパンも大事でございます。麺を好む子どももおりますので、そういったことを十分考えながら検討していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（寺島健一） 1番、岡山議員。

1番（岡山富男） ありがとうございます。検討していただけるということのなのですけれども、たとえ1日でも、こうやって延ばしていただく、それによって人件費、これは一般財源から出てくると思うのです。やはり、そういうところから少々人件費が増えても子どもたちに食べさせてやりたい。町長も米の生産の方ですし、そこら辺から人件費が増えても子どもたちに食べさせてやりたい、そんな思いを持っておられるか、町長にお伺いいたしたいと思います。

○議長（寺島健一） 山口町長。

町長（山口喜代治） 今、岡山議員から給食問題でいろいろと話をされております。米の問題でございます。これはもう私は、今の時代にはふさわしくないと思います。栄養のバランス、しかし終戦後、当時これは栄養もバランスも何もありません。米がない、食べるものがない、そんな一時期がありました。こんな経験は二度とさせたくはありません。

そういうことで、今、食については大変な社会問題になっております。しかし、人間は、私は栄養のバランスも適当でございますが、日本の人間はやはり米飯であると思います。

こういったことにつきましては、やはり今後、町といたしましても、そして今、日本の国は米が余って仕方がないと。こんな時期に他の食事をするということがいかなものかと十分そのものは思っておりますが、社会の仕組みといたしましては、そのようなことばかりではいけないと思っております。

そうしたことにつきましては、米の需用については、バランス良く、適時使っていかなければならないと思っておりますので、この米飯給食につきましては、前向きに考えていきたいと思っております。

○議長（寺島健一） 2番、大橋 弘議員。

2番（大橋 弘） 私は、竜王町農業の振興についてお尋ねしたいと思います。

竜王町の基幹産業は農業であります。すでに全町ほ場整備事業によりまして、広大な優良農地が確保されております。しかしながら、昨今の厳しい農業情勢の中では、担い手や後継者の育成が困難な状況でございます。こうしたことにつきましては、竜王町だけでなく全国的なものでございまして、こうしたことは国もよくご存じでございまして、国においては平成19年度から「農村まるごと保全向上対策事業」をスタートさせました。

本町においては、多くの集落が、この事業を受けまして特定農業団体を立ち上げられまして大変がんばっておられます。しかしながら、聞くところによりますと、数集落が何らかの理由で取り組まれておられないそうでございます。今後の竜王町農業の持続的発展を考える時に、この未実施の地区について行政としてどのように今後指導推進しようと言われておられるのか、お伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（寺島健一） 川部産業振興課長。

産業振興課長（川部治夫） 大橋弘議員の質問にお答えします。

ご高承いただいておりますように、国におきまして平成17年3月に策定されました食料・農業・農村基本計画に基づき、戦後農政の根本見直しとして、担い手経営所得安定対策が平成19年度から新たな施策として実施されているところであります。

このような状況の中で、一昨年来から町・JA・農業委員会・各集落農事改良組合長等から、今後の竜王町の農業・農地・農村をこれからどのようにしていくのか話し合っていたいただき、各集落におきましても幾度となく協議をいただき、平成19年度からの国の新たな政策の実施に向けて、農業者の自助努力と集落の合意形成を図っていただいたところであります。

そうした取り組みの成果として、自らの農業・農地・農村は自らの集落で守ることを選択していただきながら、担い手の育成では、集落営農組織として特定農業団体が27集落中20集落の設立をいただき、また、農地・水・環境保全向上対策では22集落に取り組みをいただいたところであり、現在これらの施策に沿って取り組みがなされておるところであります。

この中で、現在特定農業団体として取り組まれております集落へは、法人化に向けての研修会等の開催などを通しての指導、同時に水稻の協業化に向けての指

導を行っているところであります。

議員仰せの、この特定農業団体が設立されていない集落につきましては、今回国が示しています品目横断的経営安定対策の対象となる面積要件20haに至らない、農業後継者など集落でのリーダーがいない、さらに耕作者の高齢化に伴い農地の流動により認定農業者による耕作が大半を占めているなどの、それぞれの理由によるものであります。

そうした中で議員のご質問にあります、竜王町農業の持続的発展のために、今後どのように指導推進しようと考えているのかであります。そうした集落の中で、要件を満たせない集落が3年後に自立することを支援することを目的に、JAグリーン近江農業協同組合が設立されました集落営農育成型法人(株)グリーンサポート楽農へ参加をされている集落があります。今後また推進すべき内容としては、現在既にいくつかの集落で見られますように、認定農業者への農地の利用集積(賃借または使用収益)を進めることにより、認定農業者の経営規模発展とともに、その集落での耕作放棄地の発生防止・解消を図れるのではないかと考えます。また、隣接する特定農業団体へ参画または合体により、面積要件を備えることを目指すことが考えられます。

今後、これらの取り組みにつきまして、農業委員会・JAをはじめとする関係機関との協議を行うとともに、現在、国におきまして農業施策の見直しがされており、これからの情勢も踏まえ町としての対応を検討してまいりたいと考えます。

以上、大橋議員さんへのご回答とさせていただきます。

○議長(寺島健一) 2番、大橋議員。

2番(大橋 弘) ただいま答弁をいただきましたところでございますが、当時は、国の規制も非常に厳しいものがございました。しかし、今現在に至っては、新聞紙上等で見ますと、若干見直しも加えているということでございますが、竜王町農業の持続的発展ということから考えますと、できることなら全集落が同じ歩調を合わせて、ひとつ取り組んでいける体制をとっていきたいなと考えるものでございます。やはり、リーダーシップ等については、JA・農業委員会等もございしますが、行政がひとつこのリーダーシップを発揮して取り組んでもらいたいと思っております。

また、各地区におきましては、いろいろな事情もあるかと思っておりますが、ただいまご答弁いただいたような方向で、ぜひ推進をしていただきたいと思います。お願いしておきたいと思っております。

なお、この農業団体につきましては、ただいま課長からも若干話ございましたが、5年以内に法人化することが求められているところでございますが、この法人化につきましては、各農業団体だけでなかなか立ち上げることは非常に困難なものがございますので、やはりこの法人化の立ち上げに向けましても、行政が主体となって、また関係機関が力を合わせまして、ひとつ全地区が法人化されるように指導推進を進める必要があるかと思っておりますが、この辺の法人化の立ち上げについての指導についてどのようにお考えになっておられるのか、お伺いいたします。

○議長（寺島健一） 川部産業振興課長。

産業振興課長（川部治夫） ただいま大橋議員さんから再質問をいただきました。

1つは、私ども今現在、農業行政の中で国の方で見直し等が行われているわけですけれども、今私が申し上げました答弁の中で、またこの立ち上げ、特定農業団体に取り組みをされていない集落が歩調を合わせてしていくために、できるだけJA、さらに農業委員会がありますけれども、行政としてのリーダーシップということを仰せをいただいております。これにつきましては、私ども町としても、これらの推進を図ってまいりたいと思っております。

質問の中で、特にこの特定農業団体につきましては、5年以内に法人化をするということがこの要件の中にございます。それぞれにつきましては、農業生産法人となることが、この今の特定農業団体を設立された折りに申請書に記載をいただいております。これは、そうしたことが今書類の中で求められておるわけでございますけれども、現在、町内では1集落が法人化に向けて検討をいただいております。具体的な説明会等、何回かもされておるところでございます。

そうしたことで、特にこの特定農業団体が法人化に向けての研修につきましては、今年、東近江地域管内の各市町、さらにはJA、県の振興局で組織をしております東近江地域担い手育成総合支援協議会というのを立ち上げさせてもらっているわけですけれども、そこで今年度3回にわたっての研修会を行わせていただき、特に全部の町内の特定農業団体さんが参加をいただいておりますけれども、法人化に向けて検討をしようというところが参加をいただいております。

なお、町といたしましても、今現在JAさんと相談する中で、年明けの1月か2月ごろに町内の特定農業団体さんすべてに来ていただいた形での法人化に向

けての研修を計画もしております。そうしたことで、法人化に向けて、今後引き続き指導をしてみたいと思っておりますので、ひとつご理解いただき、なおかつ大橋議員さんにつきましては農業委員さんでございますので、引き続きそういう立場でのご指導をいただくことをお願い申し上げさせていただいて、再問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 2番、大橋議員。

2番（大橋 弘） 法人化に向けましても、ひとつ、ただいま答弁をいただいたような形で、行政がリーダーシップをとっていただきまして、ぜひ5年以内に法人化が設立できまして、各団体の農業の安定が図れるように格段のお力添えをお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（寺島健一） 8番、蔵口嘉寿男議員。

8番（蔵口嘉寿男） 私は、今議会におきまして、全国学力テストの結果の分析と基礎学力を高める教育推進方策について質問させていただきます。

近年、日本の児童生徒の基礎学力が世界の先進の教育水準と比べ低下していると言われ続けており、これに対する教育方策が講じられてきたところでございますが、その成果が目に見えず、今日に至っているのが現状ではないかと思えます。

全国学力テストが全国の公立小学校の6年生と中学校3年生220万人が参加して4月24日に実施され、小学校で秋田県が全国平均を7ポイント以上も上回る第1位の結果が出て、全国でその取り組みが注目されていると報道されました。

また、びわこ放送の「教育ウィークリー」で、この全国学力テストの滋賀県の結果の概要が紹介されていましたが、学力においては全国平均の数値であるが、問題の活用や応用力が低いことがわかったと報じられていました。しかし、その後、NHKの近畿版の番組で、全国学力テストの結果で、滋賀県の小学校は全国第39位、同じく中学校は全国42位であったと報じられていました。

そこで、全国学力テストの結果の分析から見い出せた本町小学校ならびに中学校の教育課題と課題解決の方策をお尋ねいたします。併せて、基礎学力を高める本町の具体的な教育推進方策についてお尋ねいたしたいと思えます。以上、よろしくお願いたします。

○議長（寺島健一） 木村学務課長。

学務課長（木村公信） 蔵口議員の「全国学力テストの結果の分析と基礎学力を高める教育推進方策について」のご質問にお答えいたします。

議員ご高承のとおり、この調査は、国際学力調査の結果、児童・生徒の学力が

低下しているのではないかと問題となり、我が国の義務教育の機会均等とその水準の向上のため、現状を把握・分析することにより教育水準の改善を図っていくため行われたものであります。

そこで、議員ご質問の「調査結果の分析から見出せた本町小学校ならびに中学校の教育課題」でございますが、学力調査の正答率におきましては、ほぼ全国平均レベルでありました。

今回の調査は、国語、算数・数学という学力の特定の一部でありましたが、基礎・基本的な学習内容については概ね理解しているものの、その知識・技能を活用する力にやや課題があるという結果が見えてまいりました。特に、算数においては、基礎的な計算技能を積み上げ、応用力を高めていくことが課題であります。しかし、その応用力を高めるためには、文章を読み取る能力を高め、その文章の趣旨を理解する力を育てることが求められます。

それらの課題を解決する各学校の取組みに関しましては、全ての教育活動において、読むこと、書くこと、話すこと、聞くことに代表される言語活動を意識的に取り入れ、国語力のさらなる向上に努めることが第一にあげられます。また、体験的な学習を通し、自ら考え、主体的に学習しようとする姿勢や、学習することに対する興味関心・意欲を持たせることが重要であると考えます。

さらに、各校の分析結果にもあげられておりますが、生活習慣の確立と子どもたちの学力に大きな関連があることも、今回の調査結果から見られる大きなポイントと認識しております。つまり、適切な食事をしっかり摂り、学習に対する準備にも意欲を持って行き、家庭での学習時間は確実に設定し、発達段階に応じた睡眠時間もしっかり確保するという、学齢期における基本的な生活習慣を定着させる指導も、教育活動の大きな役割であると考えます。

滋賀県では、県総合教育センターに「検証改善委員会」を設置し、今回の調査結果の現状と課題を分析し、近く「手引き書」が出される予定でございます。

そこで、教育委員会といたしましても、竜王町立各小・中学校の現状と課題についての分析を行い、県の「手引き書」等を参考にしながら、今後の取り組みについてさらに具体的な手立てを考え、各校の実態に応じた授業改善・指導方法の工夫改善に対する指導・助言をはじめ、教職員の資質向上につながる多様な研修計画を構築し、それらの実施に努めてまいりたいと存じます。また、平成20年4月1日に施行される地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正でうたわれております教育委員会事務局における指導主事の配置につきましても、学校

の教育課程に対し直接指導・助言ができる人員ということで、その確保に積極的に努めてまいりたいと考えております。議員の皆さまをはじめ地域の方々の教育力も大いに活用させていただきたいと存じますので、ご理解、ご支援をよろしくお願いいたしまして、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 8番、蔵口議員。

8番（蔵口嘉寿男） ただいまご回答いただきまして、ありがとうございます。私は、再質問をさせていただきたいと思えます。

全国学力テストの結果から、教育委員会あるいは学校現場で、こういう取り組む過程におきましての中身をご披瀝いただきたいというのが第1点でございます。

それから、こういった学力テストの結果を、やはり子を持つ親として情報を共有するのが本来ではないかなと思うわけですが、この結果を滋賀県だけの公表ではなしに、竜王町の公立学校の結果を公表するお気持ちはあるのかどうかをお尋ねいたしたいと思えます。もし、その結果を公表されないとするならば、現状をどのように子を持つ親さんにお知らせするのかということが問題になるかと思えますので、2点目にそのことをお尋ねいたしたいと思えます。以上よろしくお願いいたします。

○議長（寺島健一） 木村学務課長。

学務課長（木村公信） 再質問にお答えさせていただきます。

先ほどの答弁では、一応の概要という形でお答えさせていただきました。算数・数学、国語の学力テスト等の結果につきまして、今一番必要とされているものにつきましては、先ほども述べましたように、県教育委員会でも強く推進を叫ばれております言語活動、国語力の向上の推進というものが一番大切ではないかと。先ほど申しましたように基礎・基本、数学・算数におきましては、計算の方法がわかっているが、その計算式の中身、なぜこのような式が立てられているのか。あるいは、問題に対する何が求められているのかということ、問題文から読み取って、それに対して答えていくという力が大変劣っていると言いますか、そういう結果が全国的にも、あるいは竜王町の場合にも出ておりますので、国語力の向上ということに關しまして強く推進をしていきたいと各学校の方も考えております。

そんな中から、先ほども言いましたように、「読む、書く、話す」の基本となる読書活動の推進に力を入れていきたいと。現在、朝読書の実施につきましても、



小学校におきましては週に数回、中学校におきましては始業前に毎日実施されております。そういう読書活動をやることによりまして、国語力の向上は望めますとともに、落ち着いた環境で授業に入れるというふうな結果も全国的な結果から出ておりますので、さらにこの取り組みについて進めてまいりたいと思います。

それから、基礎的な事項につきましては、各学校とも繰り返し学習を積み上げるという時間、それと応用力をつけるためには、その基礎的なものをさらに発展させて考える時間を確保するというふうな取り組みが必要ではないかなと。具体的な指導形態につきましては、ただいま各校でも実践されております少人数学級指導における工夫改善、学習形態を多様に組み変えた中で、子どもたちにきめ細かく指導できる、そういう体制をさらに考えていきたいという思いも学校にございますので、いろいろな様式、そういう提示を学校の方にもしてまいりたいと思っております。

それから、2点目の公表、いわゆる数値的な公表でございますけれども、各自の回答率・正答率と、全国的なレベルにつきましては、既に報道の部分におきまして各ご家庭で十分できるのではないかと。その中で、あえて竜王町の数値的な公表というものは、していかないという方針を持っております。

今の教育の中で、子どもたちの中で、自分と競争する、自分が過去のできと申しますか、言い方はおかしいですけども、自分がどれだけ成長したかということとを一人ひとりが見取った中で、一人ひとりがそれに対して充実感を得るというふうな教育、そういう方針を持っておりますので、数値的な公表はしないと考えております。以上、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 8番、蔵口議員。

8番（蔵口嘉寿男） 再度お尋ねいたします。

先ほど申し上げましたけれども、秋田県が小学校で全国第1位であったのですけれども、その秋田県の取り組みは県下一斉の学科別のテストをやっているということで、問題を解く力をつけるために、傾向と課題分析のために、これをチェックするために県下一斉にやっているということがNHKで言われました。

2番目には、学科別の教育推進プロジェクトをつくって、教育集団がその指導力をつけて、徹底して学ばせる教育を推進していくということが、これもNHKで言われました。

それから、3番目は、家庭学習の中で先生と児童、親がやはり家庭学習についてもその指導に入られているということに中において、本当に秋田県が全国トッ

プであったと言われておるわけです。

ぜひとも、そういうことをやっていただきたいのですけれども、やはりそのことに取り組むとすれば、どうしても、先ほど言いましたように、教育ウィークリーでは、びわこ放送では、県の提供であったので県の教育者の方も全国水準だというふうな放映しかされませんでした。実際NHKでは、小学校では39位、中学校では42位ということでしたので、やはりそういう実態をある程度公表して、親御さんと情報を共有した中で、そういうものを改善するのがいいのではないかなということで、なぜ公表されないのかということを決めておりますということではなしに、そういうような理由というものをお聞かせ願いたいと思うわけです。

そして、もう1つは、大阪が45位で、大変、NHKの番組でしたけれども、インタビューした人の約6割強は「ショックだった」と答えられているわけです。やはりそのことも重要に受け止めていただいて、特に大阪の方が言われているには、生徒が問題を解く力、国語力になると思うのですけれども、回答率が少なかった。と言うのは、その問題に真剣に取り組んで解こうとする力がなかった、問題に白紙が多かった、ということで、先ほども出ていますように、生活習慣で朝食や睡眠時間、家庭での学習時間、そういうことも上げられておりますので、それはやはり親さんに戻していくのだったら、そういう結果とそういうものを共同して公表しないことには、そういう問題解決はなっていないと思いますので、公表できない理由をお尋ねいたしたいと思います。

○議長（寺島健一） 木村学務課長。

学務課長（木村公信） 再度のご質問にお答えいたします。

個人あるいは竜王町の数値的なものについては公表しないということに対しましては、公表できないという視点からではなくて、個人の結果をもちろん児童生徒本人、それと学校側がしっかりと受け止めて、個人に対してきめ細かく、どこができていないのか、どこが足りないのかというふうな指導を行っていくという方針のもと、公表する必要がないという意味でございます。

○議長（寺島健一） 5番、山添勝之議員。

5番（山添勝之） 岡屋地先県有地開発について。

竜王インターチェンジ周辺の開発は、多くの町民が望むところでございます。その中で、三井不動産によるアウトレットモールの件については、着々と実現に向けて進行しているものと思っております。

そこで、その次にくるのが、この岡屋地先の滋賀県有地開発であると思うのです。この岡屋地先県有地開発については、平成2年、琵琶湖リゾートネックレス構想に基づいて重点地区に位置づけられながら、計画半ばにして頓挫してしまいました。しかしながら、今日に至って竜王町ではもはや過去を悔いている猶予はありません。一日も早い開発を望まれるところであり、執行部におかれては県に向けて要請活動を展開していただいております。

そこで、現在の県有地における開発計画はどのようなになっているのか、お尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（寺島健一） 小西総務政策主監。

総務政策主監（小西久次） 山添議員さんからの岡屋地先の滋賀県有地の開発に関するご質問にお答えいたします。

岡屋地先の県有地につきましては、昭和48年から県土地開発公社が用地取得に着手され、地元岡屋区のご理解、ご協力を得て、今日まで約75haもの土地を買収されてこられました。当初は工場用地として買収に着手されたところでありましたが、時代の変化により、当該地を含め一帯が「希望が丘地区」としてリゾート重点整備地区に指定され、リゾート開発を目的として追加買収もされ、既に計画用地のほとんどを買収されたところであります。

本町といたしましては、県の計画に非常に期待をしてきたところでありましたが、バブル崩壊の余波を受け、国民のライフスタイルが変化したため、全国的にもリゾート計画自体を見直さざるを得ない状況となり、県においても、県所有地の開発計画がストップし、具体的な計画もないまま放置された状態となっております。

このような放置状態から少しでも前進してもらいたいとの思いから、これまで毎年春には、地元岡屋町会議員・自治会区長様と町とが、県へ当該地の有効活用について要望をするとともに、機会あるごとに早期活用を強く要望してきたところであります。本年7月には、町長から嘉田知事に対し、当該県有地は名神高速道路竜王インターチェンジからのアクセスも数分と非常に立地条件がよい地所であるので、竜王町の活性化に資するようご検討いただき、滋賀県としての有効活用をできるだけ早く打ち出していただくよう要望したところでございます。

このような要望活動の結果、11月の滋賀県土木常任委員会において、これまでの地元からの要望や県の企業誘致施策の推進等を踏まえ、当該県有地における工業団地の開発に向けた事前調査に着手することが報告されたと伺いました。今

年度は、滋賀県土地開発公社が開発に係る概略設計や採算性の調査・検討を行うこととされており、有効活用に向けて動きが出てきたものと考えております。町としましても、事業実現に向け最大限の協力をしてまいりたいと思います。以上、山添議員への回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 5番、山添勝之議員。

5番（山添勝之） ありがとうございます。そこで、再質問として2点ばかりお願いしたいと思います。

経済産業省の平成19年6月11日施行の企業立地促進法、この目的としては、「地域の強みを生かして、特性を認識し、コスト軽減、迅速できめ細かい地方自治体への支援」という切り口で、国が基本方針を定め、当該地域にふさわしい企業の集積を図るために、企業立地マニフェストを作成しなければならないとされておるわけでございます。これに書いております。

そこで、竜王町にふさわしい企業の誘致を図るためには、どのような企業立地マニフェスト・方針をご提示なさるのかをお尋ねしたいと思います。

また、このような大規模の事業環境を整備し、企業誘致を行うとなれば、企業立地法の趣旨から申しましても、もはやこれはトップセールスでないが無理ではないかと思うのです。執行部におかれましては、どのように対応をお考えかと、お伺い申し上げます。

○議長（寺島健一） 小西総務政策主監。

総務政策主監（小西久次） ただいま山添議員さんから再質問をいただきました。山添議員さんからの竜王町におけます企業立地のマニフェストに関するご質問と受け止めさせていただきます。

竜王町といたしましては、たくましいまちづくりを進めていくためには、企業立地の推進が大きな施策の1つであると考えております。議員も申されましたけれども、国においては、経済産業省が本年6月に企業立地促進法を施行されました。この法律は、地域の強みを生かし、企業立地の促進に主体的にかつ計画的に取り組む地域を、1つには、企業の知と技の強化とコスト低減、2つには、迅速できめ細かい企業立地、3つ目には、がんばる地方自治体の支援という3つの切り口から、国が総合的に支援していこうとするものでございます。

町といたしましては、企業誘致の推進や竜王インターチェンジ周辺の活性化を図れるよう、現在この法律を積極的に活用すべく、県ならびに竜王町商工会と共同で法に基づく基本計画、つまるところの竜王町にふさわしい企業誘致のための

マニフェストづくりを進めており、実は、明日20日でございますけれども、第4号同意ということで、経済産業大臣の認証をいただく予定をしております。今回の同意により全国で40都道府県・54の計画となり、滋賀県においては、野洲市に続きまして、本町と長浜市の2市1町が認定を受けることとなります。

この基本計画の内容でございますけれども、地域の強みとして、軽自動車では日本のトップレベルの自動車メーカーの滋賀竜王工場を中核に、交通の要である名神高速道路竜王インターチェンジが持つ、「人、もの、情報」の交流機能を生かしながら、滋賀県の産学官連携基盤の有効な活用も図りながら、付加価値の高いものづくりの一層の促進に向けまして、自動車産業およびその関連産業の集積を図りたいと考えております。

その集積区域でございますけれども、竜王インター周辺地区の72haと、自動車メーカー工場を中心とする地区の214haと考えておりまして、町または県の土地開発公社によって工業団地の開発を誘発していきたいと考えております。

また、この計画を推進していくために、県の地域産業活性化協議会へ参画するとともに、本町と県・竜王町商工会を構成メンバーとする竜王町地域分科会によって取り組みを進めたいと考えております。以上、山添議員さんの再質問へのご回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 5番、山添勝之議員。

5番（山添勝之） ただいまのご答弁、20日、明日に承認をいただくと、大変喜ばしいことと思います。どうぞこれでぜひ前向きに進んでいっていただきたいと思っております。

続きまして、再々質問ということで関連の質問をさせていただきたいと思っております。それではもう1点、つまりこういうふうにいるいろいろな企業を招くことによって、アウトレットモールも開店、あるいは多くの企業の招致をすとなれば、自ずから竜王インターがもう今以上に混雑をするのではないかと思うわけです。

今日でも、ピーク時には大阪方面からは出られなくて菩提寺辺りまで混んでいると言われております。これは、開発していく上において付いて回ってくると言えばそうなのですが、しかしながら、やはりその解消に向けての手は打たないのだめかと思っております。

その解消の1つとして、スマートインターの設置を絶対に考えるべきだと思うところでございます。もちろん、相手、つまり国交省があるわけですが、設置に向けてさまざまな障害もあるかと思っております。この問題について執行部はどのよう

にお考えか、お尋ねしたいと思います。

○議長（寺島健一） 5番、山添議員、今の岡屋地先の県有地開発についてということで、関連でしたらいいわけですがけれども、スマートインターについては、ちょっとあれですので、もし質問がなければよろしく願いいたします。

○議長（寺島健一） 山口町長。

町長（山口喜代治） 先ほど小西主監から説明をさせていただきました企業の誘致の問題で、トップセールスとしてはどうかということでございます。

私も、この岡屋の県有地につきましては、議会にいた当時から、武村知事さんの時から、岡屋県有地はどうしてくれるのかということを議会として要望にずっとあがっておりまして、そして、武村知事さんから稲葉知事、またそして国松知事と、3代にわたって、この問題は私も続けてきました。

ところが、どの知事さんも、「いやいや、竜王町のあの土地は立派な土地だから、そう簡単にものをつくるとかしくなくてもよろしいではないか」という話がございますして、また先ほども答えさせてもらいましたように、今年7月に嘉田知事さんに、こんなことを言っていてはだめだ、もっとしっかりと知事に申し上げないといけないということで、知事の方に要望書を手渡し、またその中で担当課、また県議会の先生も同行していただきまして強く要望をしまりました。

そういった中で、先般、先ほども説明がありましたように、新聞紙上で岡屋の県有地を滋賀県の土地開発公社がこれから取り組んでいくという新聞記事が出ました。ああ、これはありがたいことだなというように現在思っております。

これも、もう既に着々と準備を進めてもらっておるということも聞いておりますし、ようやく岡屋の県有地も明るい兆しが見えてきたのではなかろうかなと思っております。私たちも喜んでおるわけでございます。

そして、また、トップセールスはどの県においても知事さんも相当セールスをされているということで、代表的なのは、今は知事さんではございませんが、三重県の前北川知事がシャープを誘致されたというのは、これはもう全国的に大きく問題になっております。

そういうようなことで、他のことは別といたしましても、竜王町といたしましても、私も、どの企業の誘致につきましてもトップとして取り組んでいく所存でございますので、今後とも議員方々の格段のご協力をご理解を賜りますようお願い申し上げます。お答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） この際申し上げます。ここで午後7時35分まで暫時休憩いた

します。

休憩 午後 7 時 2 1 分

再開 午後 7 時 3 5 分

○議長（寺島健一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10 番、小森重剛議員。

10 番（小森重剛） 私は、祖父川東部に広がる一団農地の地産地消を実践できる活動拠点の整備について、質問させていただきます。

祖父川の東部に広がる一団農地は、ほ場整備や用排水路の基盤整備が完了した優良な農地で、季節に応じ「美田」ともいべき美しい田園景観を創出しております。この美田を守る農家は、特定農業団体等を組織しつつ安定した経営形態を目指すとともに、より安全で安心な農作物の提供のため、水稻・そば・野菜等の環境こだわり農業にも積極的に取り組んでおり、この美田を後世へしっかりと継承していかなければなりません。

近年、「消費者に近い農業」として消費者の参加型農業がいわれる中、消費者の農作業への参加を受け入れ、ともに作業することによって、履歴のわかる安全で安心な農作物が提供できるものと考えます。農作物の販路を確保する農業から、地産地消へと進める取り組みが必要な中、この一団農地の生産者と消費者を結ぶ体制づくりと、参加型農業の受け入れ拠点や農作物の販売拠点が必要であると考えます。

生産者が楽しみを味わいながら取り組むことができる竜王スタンダードの新たな体系づくりとして、農家と消費者が一体となった農業形態を目指すためにも、各集落における特定農業団体等の自主的な取り組みの拠点として、南部の果樹を主体とするアグリパーク竜王に次ぐ新たな活動拠点として、祖父川東部の一団農地に整備する必要があると考えます。農業施策における町内のバランスが取れた施設配置について、町当局のお考えをお伺いするところでございます。この件についてよろしくお願いたします。

○議長（寺島健一） 川部産業振興課長。

産業振興課長（川部治夫） 小森重剛議員さんの質問にお答えします。

ご高承いただいておりますように、今日、消費者の農産物に対する安全安心志向の高まりや生産者の販売の多様化が進む中で、消費者と生産者を結びつける地産地消への期待が高まり、全国各地では、自治体・JA・農業生産組織などが、地産地消活動と都市農村交流を目的として新鮮な農産物を消費者に届ける農産

物直売所・ファーマーズマーケットが設置されており、直売所の数については正確な設置数の把握はされていませんが、これまでの任意な全国調査からでは1万ヶ所以上の設置があると考えられております。

また、地産地消の取り組みでは、学校給食センターでの地場農産物の使用拡大を推進する取り組みが全国各地で取り組まれております。さらには、消費者の参加型農業として、農業に対する理解と余暇活動の充実、農地の有効利用を目的に農作業体験農園ならびに市民農園が開設をされております。

本町では、県内市町に先駆け平成8年7月、町内山之上アグリパークに直売所を開設し、また、平成15年11月に道の駅竜王かがみの里に農産物の直売所を設けて、町内の農家で生産されました果樹・野菜・花木など新鮮な農産物を消費者に提供をいただいております。この両直売所は、消費者に農産物に生産者名を標示することにより、消費者の地場農産物への愛着心や安心感が深まり、それが地場農産物の消費を拡大し、ひいては地元農業を応援していただくことに繋がっております。特に本町では高齢者の営農意欲を高め、県内市町の中でも地場農業を活性化させ農業振興に大きな役割を果たしております。

しかし、この直売所が、現在集落営農として取り組んでいただいております特定農業団体等が、米・麦に続く農産物等の販売拠点になっておらないのが実情であります。議員仰せのとおり、これからの農業は、米・麦に続く新たな農特産物、竜王ブランドの作付けを行い、これらの活動拠点としてさらに拡大することを望むものであります。今後、このことが町としての大きな課題でもあります。

そこで、議員お尋ねの「農業施策における町内のバランスが取れた施設配置について」であります。現在、道の駅とアグリパークの直売所につきましては、野菜を中心とする農産物の生産量が不足をいたしてあり、各直売所では午前中に売り切れる状態になっていることから、消費者の需要に応えることができない状況であり、この状態を解消するための野菜等について、年間を通じた計画栽培により安定した供給体制を図ることが現在の課題であります。

そうしたことから、町といたしまして、現在、南北に消費者が重複しない適正な配置による直売所を設置いたしてあり、当面は先に申し上げました農産物の計画作付けと現施設の充実を期してまいりたいと考えており、現時点として新たな直売所等の施設配置の予定は考えておりません。

なお、消費者の参加型農業につきましては、今年度より田んぼのオーナー制度を新たな取り組みとして事業実施を行っておりますが、今後、現在、市民農園に



対するニーズが高まっております状況、さらには遊休農地等の有効利用などを踏  
えて、農業委員会などの関係機関と協議を行い、具体的な手法等について研究い  
たしてまいりたいと考えております。以上、小森議員へのご回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 10番、小森重剛議員。

10番（小森重剛） お答えをただいまして、現段階では、アグリパー  
ク・道の駅を充実させていって、東北部には今のところ施設的なものは考えてい  
ないというお答えであったと考えます。

当然、町当局から出されておる資料ですので、全部ご存じのはずですけれども、  
平成13年に第4次竜王町総合計画が出されまして、2001年から2010年  
の年間計画で出されております。それを受けて、第5次竜王町国土利用計画を今  
年3月に出されておる。それを受けて、また竜王町都市計画マスタープランが今  
年10月に出されておる。

この中で、ここの39ページですけれども、この中に、まさに私が今この質問  
状の中にあげさせていただいた、真ん中に田園地域ということで、この最初の計  
画をされた「田園文化薫る交竜の郷」という総合計画の中で、田園地域と言って  
まさしく、時間がございませんので読み上げませんけれども、39ページには、  
祖父川の東部に広がるこの田園をしっかりと守っていくのだということで掲げて  
ございます。

そこで、計画的にどの地図を見させていただいても、今、西の山の開発がだめ、  
インター周辺がだめというのではないのですよ。それは当然、税収確保、財源の  
確保でやっていただいたらいいと思うのですけれども、黄色の部分、このどの地  
図を見ても、黄色の部分、農業の部分ですね、この部分について何らどのペー  
ジを見ても、農業的に、いつもずっと百姓を、採算の合わない百姓をしていけよと、  
何かのてこ入れをするからという動きが見えてこないわけですね。その辺を、も  
うひとつ、「やらないよ」と言うだけではなしに、どういうふうに支援をしてい  
て、なぜ百姓のところは触らないのだということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（寺島健一） 川部産業振興課長。

産業振興課長（川部治夫） 小森議員さんから再質問をいただきました関係で、今、  
町の総合基本計画について、このマスタープランの中に、田園を守るということ  
で黄色く色を塗っておる地域ということで、これはまさに先ほどもご質問の中で  
答えましたように、全町ほ場整備をし、農地として保全をしていくという意味で、

今後とも引き続き残していこうという地域で計画づけをさせていただいておるところでございます。

そうしたことで、しっかり守っていくのは当然でございますし、併せて、今日の厳しい農業行政の中で、やはり採算の合わない農業を、いかに支援をしていくかというお話でございます。これにつきましては、先ほども大橋議員のご質問にもありましたように、今それぞれ地域で特定農業団体を立ち上げていただく中で、できるだけ集約を図りながら、効率のよい農業を図っていただくということも大事でございますし、併せて、私も回答の中で申し上げさせていただいた、いわゆる今後、米・麦に続く竜王町としての新たなブランドというものを何とかつくっていかねばならないということも、十分私も考えておるところでございます。そうしたことで、今後それらに向けて検討をしてまいりたいと思っております。

特に私ども、申し上げておられます農地は最大限守っていくという立場でございますので、今後開発等が出てくるとは思いますが、できるだけ優良農地は優良農地で確保しながらしていきたいと思っております。

支援につきましては、申し上げたように、今後、竜王町として新たな特産物やそういうものの開発を含めて検討もしてまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

○議長（寺島健一） 10番、小森議員。

10番（小森重剛） もうちゃんと最後の質問になるわけでございますけれども、先ほどの大橋議員の質問の中にもありましたように、特定農業団体につきましても、平成22年に法人化をなさないと、タイムリミットですよ。22年というのが何か、合併の話も22年だということで、何か22年がひとつのセクションであろうかなという気もします。

その中で、1つの例をあげますと、特定農業団体、高齢化してきて若者が百姓をしてくれない。この中で、ひとつ預かってくれないかと特定農業団体が預かせていただいて作業をしていた、水稻をつくった。さあ最終精算をするようになれば赤字だということで、この中で段々と特定農業団体が形成をしていけるのかな。やはり、ひとつ自分たちで自信を持って作付け、もちろん勉強もしないといけませんけれども、自分たちで考えて、竜王町ブランドをつくり、自分たちが自信を持って売れる、安心してお客さんに、消費者に提供できる。そしてまた、自分が自信を持って値段をつけられるというので、自分で販売していけるようなルート、これを強く打ち出していったいただかないと、特定農業団体も破産します

よ。

やはり、ひとつのてこ入れ、今ここでてこを入れていかないと、どんどん百姓をしていただく方はみんな老人、若い者は百姓しません、勘定が合いません。そういう中でしていくので、それと、もう1つは、今一生懸命取り組んでいただいている農地・水・環境の問題、この中身で、百姓をしている者だけ、耕作者だけではない、非農家でもみんながひとつ、我々の周辺的美田また土地は、全部で環境をよくして守っていこうという取り組みの中、何らかの形でこれをしてひとつがんばってくれよという支援策を出していただいて、やはり、この黄色の地図は、「儲からない百姓ばかりずっとしていけと言うのか」というような悲観的な提案ではなくして、「やっぱり町も一生懸命考えてくれているのだな」、これに町の賛同を得て、我々もがんばろうではないか。だから、また町に向かって我々がこういうようなブランド品をつくっていこうと、地元から立ち上げていこうというひとつの熱意の固まりをつくっていただくような支援方法をお願いしたいと思います。今のこれは質問ではないですよ。

これからずっとまた続く中身でございますので、これは推進していく推進状態等々を見定めながら、今後、次会また次々会に継続的な質問として、今回の私の質問は終わらせていただきます。以上です。

○議長（寺島健一） 9番、菱田三男議員。

9番（菱田三男） 私は、火災の事後処理についてご質問させていただきたいと思っております。平成14年9月18日に発生しました大字山中地先さくら団地自治会内火災の事後処理等についてお尋ねしたいと思います。

私は選挙を通じまして、多くの方々から火災の残骸について危険であると、危惧されている声を聞きました。お聞きしたところによりますと、当時540㎡の鉄骨倉庫があったそうでございますが、それが全焼し、隣接する2戸の民家の塀また窓ガラスに被害があったように聞いております。

私も、選挙中もともかく、また現場も見させていただきました。会社の倉庫でありながら残骸がそのまま放置されております。崩壊の恐れが大変あり、危険な状態になっておりました。今もそうであります。

また、隣には児童公園ですか、ブランコと鉄棒と滑り台という公園があります。小学生の保護者の方々は、子どもたちが入り込んで遊び場とすることを大変心配されておりました。心配されていると言うより、今でも入って遊んでいる子どもがおられると思っております。このまま放置するのは大変許されることではない

と私は思っております。

しかし、この土地は個人の所有地でありますので、即時に行政で対応とはなかなかいかないとは思いますが、やはり竜王町で今言われております安全・安心のまちづくりの観点から、どうしても放っておくわけにはいかないと思っております。この問題につきまして、今日までの行政の対応と経過と、今後の対応についてひとつ伺いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（寺島健一） 福山生活安全課長。

生活安全課長（福山忠雄） 菱田三男議員さんの質問にお答えします。

平成14年9月18日午前11時45分ごろ発生いたしました、さくら団地内の倉庫（鉄骨造 平屋建、折板葺）の火災は、540㎡が焼失し全焼いたしました。また、隣接家屋2棟がボヤとなり罹災者は2世帯5名となっております。ご高承のとおり、消失家屋（倉庫）の残骸は現在も建っておりますが、家屋としての形体は失われているように見受けられます。

残骸処理や安全に対する処置は所有者が当然行うべきものでありますが、今日まで放置されたままの状況であります。行政といたしましても、個人の所有権等があります不動産物件の指導の取扱いに対しましては、その対応に大変苦慮しており、関係機関（近江八幡警察・近江八幡消防署・東近江地域振興局の建築部局）と今日まで協議いたしておりますが、その有効な手立てが見出せておりません。

今後におきましても、警察署・消防署や関係機関の指導支援を頂きながら、さらにはさくら団地自治会さんとも連携を図り「安全で安心なまちづくり」に努める所存でございますので、一層のご指導をお願い申し上げまして、ご質問の「火災の事後処理について」のお答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 9番、菱田議員。

9番（菱田三男） 今、課長から言われました、協議をしたと。これは14年からですから、もうこれで5年経過しているわけでございます。5年間で、火事がいった当初はすぐにも検討されたということはわかるのですけれども、さくら団地の自治会の会長さん、私も自治会の役をしているので会合でも一緒になるのですけれども、何回も役場にどうかしていただきたいということは要望したということをお聞きもしました。

それで、役場に自治会からどうかしていただきたいという要望は何件ぐらい、毎年ほどしているということをお聞きしました。一方的に区長さんから聞いているものでございますので、それはちょっとあれなのですけれども、そういうこと

を聞いています。

そして、もう1つは、課長、この現場は最近、私が質問書を出してから見に行かれたかわかりませんが、何回か見ておられますか。それもお聞きしたい。

そして、もう1点は、現在の所有者の方、個人の名前なのですけれども、この方を課長はご存じですか。その3点をひとつお聞きしたいなと思いますので、よろしく。

○議長（寺島健一） 福山生活安全課長。

生活安全課長（福山忠雄） 再質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

さくら団地の自治会長さんの方から、再三町の方に要望したというお話でございました。本件につきましては、前任の課長等も確認させていただいておりますけれども、文書等での要望というものにつきましては、こちらの方にもそういう書類はございません。

ただ、平成18年、昨年度の初区長会の席上で、4月12日でしたけれども、さくら団地の区長さんから、さくら団地内に火災現場が放置されたままで危険であると、行政で危険のないようにしてもらえないかというご質問がございました。

その中で、当初、先ほども申しましたように、個人さんの所有地ということでも少しお話をさせていただきましたけれども、区長会で同席していただきました新藤竜王駐在所所長さんから、個人の所有地内なので行政指導はなかなか難しいというお答えもいただきました。

それから、現場の方には、私も生活安全課の方に寄せていただいて、昨年も区長さんのご質問もございましたので寄せていただきましたし、今年もパトロール等する時もございますので、現場は見させていただいております。先ほども申し上げましたけれども、個人の所有地ということで、なかなかその手立てがないわけですが、現在、所有者の方につきましては、土地の登記簿謄本がございます。これで、近くのお住まいは、甲賀市の方ということは確認しております。実際、その所有者の方とはまだ面談はさせていただいておりませんが、本土地につきましては、所有権以外の権利も設定されているということで謄本で確認されておりますので、所有者また他の権利の設定者ともお話をしていかななくてはならないかなと予想されております。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 9番、菱田議員。

9番（菱田三男） 今、課長は、所有者が謄本でわかると、まだ出会っていないと

言われました。今まで5年放っておいて、やはり今課長になって、生活安全課に行かれて何年かですけれども、5年経過していると。やはり区長さんから要望があったと、文書ではなかったと、口頭で区長会であったということが言われたけれども、やはり区長という立場で在所の代表でこうして言われておるのですね。だから、区長さんたちが言われることをもっと考えていただいて、ああ言っておられるし、また所有者にも会ってもいただいて、これは進行の状態だと思おうのです。ずっと継続進行して、この問題を解決しないといけないという課長という立場でおられるので、それはそういう考えでずっといていただきたいと。これからもまた所有者の方と面談もしていただいて、もうこれからずっと粘り強くひとつやっていたきたいと、かように思います。

あと、これに関連ですけれども、公園があります。現場を見ていただいたらわかるのですけれども、右側が倉庫ですね。公園とこの間は段がこれくらいあって、ブロックが立って、トタン張りなのです。トタンがめくれているのですけれども、ぼいっと上がろうならすぐに上がれるのです。中はぐちゃぐちゃです。1回皆さんも見ていただいたらわかるように、鉄骨が折れているのです。赤茶けて、さびて、年月が経っていますから。そういうところなのです。

そうしたら、私は今年の区長会でも、総務課長もおられるのですけれども、遊園地の整備云々で、この井口会長も区長会で言われました。子どもらに安心して遊んでもらえる遊園地にしようということで、この議員さんの中にも4人ほどおられるのですけれども、聞いておられると思います。そういう子どもたちを安心して遊ばそうと言って、区長会で決めているのです。この前の区長会でもあったのですけれども。

そして、一方、生活安全課では、もうそれは警察も言った、東近江署に言った、それでも今5年も経っても何も解決できていません。今課長が言われるのも、個人的なものには触れないと。それは確かにあると思うのですよ。それなら、やはり同じ役場で総務課と生活安全課、これだったらひとつ、これだけ保護者の方々が、子どもらが入って危ないと言われるのだったら、見に行き、それならと、よその土地に囲いはできません、ちょっとでもしたらやられますからね、ただ遊園地のこちらに30cmのU字溝が入っているのです。そのこちらに、さくら団地の自治会長さんと話をし、総務課もひとつ、これは危ないではないかと、それならひとつフェンスでも、フェンスは安いものですよ。私が加与丁で、遊園地に全部フェンスを加与丁の自治会でやったのです。簡単な安いものなのです。ちょ

っと並べてするとか、行政の人は、私はこちらだから、私はこちらだからと言っていること自体が、私たちは職員であって民間で仕事をしている者にしては、何をしているのかと。やはり協力して、子どもさんらのことを思っていないといけないと、そういうことをひとつ要望しまして、すみませんけれども、もう1回そういうことに対して、総務課長でもよろしいですから、よろしく頼みます。

○議長（寺島健一） 福山生活安全課長。

生活安全課長（福山忠雄） 再々質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

まず、法的なことばかり申し上げて非常に恐縮ではございますけれども、1点目に、今日までこのような状態が続いていたことにつきましては、法に基づく行政指導には無理があるというように思われております。しかしながら、建物につきましても、当然、所有者の責任において保全等しなければならないということでございますので、万が一、事故等が起きれば民法上の瑕疵はあると思われまます。当然、所有者にも責任は追及されるところであります。

しかしながら、問題解決につきましては、法律論争ばかりでやっても前には進まないと思っております。まず、さくら団地の自治会の中で、本案件につきまして自治会として協議いただき、そこへ行政と共々、土地・建物の所有者の方に現状をお話しさせていただく中で、今後の土地の利用等につきましてお話をさせていただいたらどうかと考えております。

もちろん、これにつきましては強制力がございませんので、私どもの方でお願いという形で、今後、土地所有者あるいは他の権利を設定しておられる方と面談等ができるようであれば、そのような形で検討も進めていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、本物件につきましては、複雑な権利関係もございません。今日までの経過もございません。しかしながら、安全・安心なまちづくりという本町の基本的な理念に基づきまして、私どもも今後、自治会さん共々、本残骸の処理につきまして対処してまいりたいと思っておりますので、皆さん方の格別なるご支援を賜りたいと思っております。以上でお答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 7番、貴多正幸議員。

7番（貴多正幸） 平成19年第4回定例会、2問目の一般質問として、「介護保険を利用しなくても生活できる施策の充実を」ということでお聞きしたいと思います。

平成12年の4月に介護保険制度がスタートし、当時の竜王町における第1号被保険者の介護保険料基準額は月額で2,680円でしたが、現在では月額3,119円と、439円上がっています。この背景には、施設の充実、また利用される方が増加傾向にあると思うのですが、やはり、介護保険を利用することなく健康で住み慣れた地域で生活することが、住民の願いではないでしょうか。そうした考えから、国におきましても自立支援・介護予防の強化を図る意味で、平成18年4月より介護保険法の改正をし、介護予防サービスがスタートしたわけです。

竜王町では、おたっしゃ教室を中心に介護予防のための地域支援事業を実施されておりますが、平成17年度で事業を終了されたすこやかサロンを利用されていた方からは、行く場所がなくなったと聞いたことがあります。今後、当町におきまして、おたっしゃ教室には体力的に参加することができず、また、介護保険の認定を受けるにまでは至らない高齢者の方を対象として、すこやかサロンのような閉じこもりを防止、また、自立支援を促すような事業をされる予定があるのかお聞きかせ願いたいと思います。

また、いきいき竜王長寿プランダイジェスト版の中に、「地域づくりのための高齢者サロンについて、企画・実践活動を支援します」とありますが、具体的にどのような支援をされているのか、お伺いします。

○議長（寺島健一） 北川住民福祉主監。

住民福祉主監（北川治郎） 貴多正幸議員さんからのご質問にお答えさせていただきます。

介護保険制度につきましては、超高齢化社会の到来を目前に控え、深刻化を増す高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして平成9年12月に介護保険法が制定され、平成12年4月から施行されました。制度が実施されて以来7年が経過しております。この間、要介護者、中でも要支援や要介護1の軽度の利用者数が大幅に増加し、介護費用も急増してきました。また、認知症やひとり暮らしの高齢者の増加などの課題に対する対応も必要になってきたところであります。

これを受けて、平成18年4月より介護保険法の改正が行われ、介護保険の制度本来の理念である「介護予防」「自立支援」を強化する形で、軽度の要介護の方に対しては介護予防サービスがスタートしております。

本町におきましても、介護予防事業の取り組みとして「活動的な85歳」を目指して、各地区ごとにおたっしゃ教室を、平成17年度のモデル地区4地区を皮切りに、平成18年度から全地区を対象に実施してきたところであります。これ



に伴い、社会福祉協議会に委託して実施しておりましたすこやかサロン事業は終了いたしました。

おたっしゃ教室は、転倒骨折予防を主とした運動機能の向上を目指して、各地区へ健康運動指導士などを派遣しながら、体力測定や体力づくりに取り組んでおります。平成18年度は、29の地区で取り組みをいただきました。平成19年度は、平成18年度に取り組みをいただきました地区について、継続して取り組みをお願いし、さらにはおたっしゃクラブへと自立していただくために、サポーターや協力者の養成を目的に、運営面での支援に現在努めております。平成18年度未取り組みの地区につきましても推進を図り、新たに1地区の取り組みを開始いただき、現在30地区において取り組みいただけるようになりました。

すこやかサロンがなくなり、行き場がなくなったとのことでございますが、おたっしゃ教室と併せて食事会など、従来のサロンの交流の場を持ったり独自の取り組みをいただいている地区も出てきております。再度、町におきましてすこやかサロン事業の立ち上げは考えておりませんが、既にいくつかの地区でサロンの取り組みをいただいているということは、行き場づくりの必要性を感じていただいております。このような自立した取り組みを支援していく方向で進めております。具体的には、体力づくりだけではなく、介護予防の視点を取り入れて、栄養指導や認知症教室などメニューの相談や講師の派遣協力などを実施しております。

また、どうしてもこういったものになかなか参加できない方につきましては、地域包括支援センターが直接ご相談に応じさせていただくなど対応をしてみたいと考えております。以上、貴多議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 7番、貴多議員。

7番（貴多正幸） すみません。お答えいただきましたことについて、少しまた深く聞きたいと考えております。

先日12月11日(火)に竜王町の公民館で開催されました平成19年度竜王町認知症シンポジウムに、私も出席させていただきました。用意されていた椅子が足りないくらい大勢の方が来られておりましたので、住民皆さんの認知症に対する関心度がかなり高まってきたかなというふうに、すごくいい傾向だなと感じました。

その中で、コーディネーターの滋賀県東近江地域振興局地域健康福祉副部長の

北川憲司さんは、竜王町に地域密着型のデイサービス、そしてまた、同じく地域密着型のグループホームがあるということは、竜王町の誇りだと思ってほしいとおっしゃっておられました。そういったことは、やはり認知症になったら専門の場所、専門の職員がおられるところが、この竜王町の中にあるということは、非常に私も誇りに思っております。

ですが、パネラーをされていた弓削メディカルクリニック院長の雨森先生は、認知症は病気だというふうにおっしゃっていました。ここにおられる皆さんも、認知症にはかかりたくないはずです。まして、今冬になってくると、風邪とか非常に蔓延してくるのですけれども、風邪にかかりたくない、病気になりたくない、家に帰ると手を洗ったり、そしてまたうがいをしたり、予防をするわけです。また、今年については、例年より早くインフルエンザ等が流行っておりますが、それについても予防注射をされて、皆さん病気にならないようなことをされているわけです。

竜王町においても、今、課長から言われていたのですけれども、すこやかサロンがなくなっておたっしゃ教室をしていると。おたっしゃ教室をしているところで、18年度事業が終わったところは、19年度に次の段階に行っている。そこで、そこに参加されない方については、また昼食会などのサロン等に出席してもらえばいいということだったのですけれども、具体的に、本当に町としてそういった予防事業に力を入れておられるのか。

また、先ほど聞いたのですけれども、参加できない方に対しては包括で対応するということがあったのですけれども、実際に認知症の初期症状が出てきてからは、なかなか治るといふ方向に進むのは難しいと思うのです。ですが、やはり認知症にかかるまでに、そういった具体的な策を講じないといけないと私は考えるのですが、その点についてのご所見をお伺いしたいと思えます。

○議長（寺島健一） 北川住民福祉主監。

住民福祉主監（北川治郎） 貴多議員さんから再度のご質問をいただきました。認知症になってからでは遅いということでございまして、それになるまでの予防対策はどのようにしているのかというようなご質問かと思えます。

前段も、先ほどご質問の中にいただきましたように、先般12月11日に、認知症のシンポジウムをさせていただきまして、公民館の3階の中ホールでございましたけれども、100名近くの方にご出席をいただいたというようなことでございます。議員さんのお話をございましたように、認知症に対する関心が非常に

高いのかなと私も感じるところでございます。

そういう中で、介護認定を受けられた中で、約半数近くが認知症の傾向があるというようなことを言われておりますし、認知症対策というのは、非常に重要であると考えております。予防として、また、もしもなられた場合には、やはりサービスを受けていただくということが非常に大事かと思っております。そういう意味で、行政の方もNPOとの施設整備につきましては支援させていただいております。今現在、デイとグループホームということで2ヵ所整備もさせていただいたということでございます。

平成18年の介護保険法の改正で、住み慣れた地域で暮らしていただくということが改正の大きな柱にありまして、その中心となりますのが、先ほどもご質問にありましたように、介護予防と自立ということでございます。

そういうようなことで、できるだけ健やかに生涯を過ごしていただくということが非常に大事かと思っておりますし、いつまでも元気でいたいというのが誰もの願いかと思っております。そういうようなことで、介護予防ということにもっと力を入れていかなければならないと考えておりますし、今まですこやかサロンということで、閉じこもり防止とか、そういうような形でさせていただいたわけでございますが、18年からはおたっしや教室ということで、全町的に取り組みをさせていただいておりますし、多くの方のご参加をいただきたいということでございます。

基本的には、元気なお年寄りをつくるということで、歳をいきますと、どうしてもやはり体力が衰えていくということで、特に筋力が弱まるということで、体力をつけていただくということでスタートしているわけでございますけれども、どうしても体力づくりというところには、体を動かすということが苦手なので行きにくいという方も実際はおられると。そういう中で、やはり前のサロンの方がよかったなという話も聞くわけでございます。

そういうことでございますので、体力づくり一本だけでは、地域の方に入っていけないと思っておりますし、できる限り多くの方にご参加をいただけるように、皆様のご意見を聞きながら、おたっしや教室というものが楽しくなるように進めていきたいと考えております。

今、町の方で考えておりますのは、先ほども答弁させていただきましたように、栄養改善をやっていきいたいと考えておりますし、認知症の勉強会も地域でやってきたいと考えております。栄養改善につきましては、竜王町の福祉保健計画の中でも、ハイリスクの高齢者が出現しているわけでございますが、その一番に

あがっておるのが、低栄養ということで、その部分をもう少しやっていかなければならないかなとは思っておりますので、そういうことで、そういったことを中心に進めてまいりたいと思いますし、また議員さんの方からも、いろいろなご提言もいただけたらありがたいなと思います。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 7番、貴多議員。

7番（貴多正幸） すみません。先ほど課長と言ってしまいました。訂正させていただきます。すみません。

今またお答えをいただいたのですけれども、この『生き生き竜王長寿プラン』ダイジェスト版の一番最後なのですが、「すこやかサロンはどうなるの」というふうに書いてあります。すこやかサロン利用者プラス一般高齢者。要介護認定等受けられますと、介護給付でデイサービスとか、新予防給付で要支援の方とかは、またデイサービスとか行けます。おたっしゃ教室に行ける方はおたっしゃ教室に行って、転倒予防とか、骨粗しょう症とかにならないように努めていただいていると思うのです。

地域でのふれあいいいきいきサロンなどということを書いてあるのですが、先ほどおっしゃっていただいた中の答えにも、29集落が18年度で終わられ、19年度で1つ終わられて、30の地区でおたっしゃ教室ならびにおたっしゃ教室の次の段階ということではされていると思うのです。

そうした中で、地域でのふれあいいいきいきサロンというところは、やはり各集落の福祉委員会さんが中心になってやられていると思うのですけれども、やはりこの30の中でも地域福祉委員会がない集落もあると思いますし、また逆に、30のおたっしゃ教室を終わられたところに関しましても、そういった、お茶を飲んだり気楽にお年寄りが寄れるようなサロン等をされているところは少ないと思うのです。そうした中に、町の職員さん、特に包括の方とか町の保健師さん等入っていただいて、今日はお茶をしますとか、段々そういった、町の方から入っていただいて徐々に地域の方に放してくという感じで勤めていただけたらありがたいなと思うわけです。

同じくダイジェスト版の10ページには、「地域で支える健康づくり」という中に、主な事業というところで、地域支援事業を活用した地域主体の仕組みづくり新規事業ですね、これはおたっしゃ教室です。運動機能低下予防サポーター養成事業、これはたぶんおたっしゃ教室とかに来られている方のサポーターを養成する事業かなと思うのです。次に、地域づくりのための高齢者サロン支援事業と

いうように3つしかないのですけれども、こういったところで載せておられるのならば、やはりそういったことにもっともっと力を入れていただきたいなと思うのですけれども、そういった点について、今後、町としてどのようなお考えがあるのかお聞きして、私の質問は終わりたいと思います。

○議長（寺島健一） 北川住民福祉主監。

住民福祉主監（北川治郎） 再度のご質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

基本的に、町の主導で進めている部分が多いわけでございますけれども、やはり、おっしゃっていただいておりますように、これは言い換えれば、自らの健康というのは自らの問題であると思うわけでございます。

そういうことから、一定の指導もさせていただくわけでございますけれども、やはり地域で自立をしていただいておりますというのが町の願いでございますので、町の方には包括支援センターが昨年4月からできておりますので、スタッフもおりますので、そういうスタッフが地域の方に入らせていただきまして、そういう指導をしてまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（寺島健一） 6番、圖司重夫議員。

6番（圖司重夫） 山口町長ご自身のことで質問させていただき、大変恐縮に存じますが、よろしく願いいたします。平成19年第4回定例会一般質問。山口町長の再出馬について。

山口町政1期目の任期も来年6月に迫ってまいりました。山口町長におかれましては、平成16年6月に就任されて以来、「若者定住のまちづくり」を基本路線として、健全な財政運営をはじめ、竜王町行財政改革集中プランの推進、竜王インターチェンジ周辺の土地活用構想ならびに竜王町中心核づくりの推進について、精力的に取り組まれてきました。また、少子高齢化が一層進む中、住民福祉の向上を図るため、幅広い福祉対策に取り組まれたことは、衆目の一致するところでございます。

一方、市町合併について、本年1月には「竜王町市町合併推進検討会議」を諮問機関として立ち上げをされ、町民の生の声を聞く場として、非常に重要な会議となっております。

以上のように、竜王町ならびに竜王町を取り巻く環境は一層厳しくなる中、今こそ地方自らの判断と責任において、地域の特性を生かした主体的なまちづくり

が求められているところであります。次期町長選が、早くも町民皆さんの間で話題となっており、山口町長の動向が最も注目されているところでございます。町長2期目の出馬について、所信をお伺いいたします。

○議長（寺島健一） 山口町長。

町長（山口喜代治） ただいま圖司議員より、町長選再出馬についてのご質問でございますが、年月の流れるのも早いもので、平成16年6月24日に就任をさせていただきます。早3年6ヶ月であります。残すところは6ヶ月となりました。

私も、今日まで多くの課題に取り組ませていただけてきました。議会をはじめ住民皆さん方に深いご理解とご協力を賜り、今日まで大過なく務めさせていただきましたことに、衷心より感謝を申し上げますとともに、厚くお礼を申し上げるものでございます。議員各位には大変おめだるい点ばかりで、お許しをいただきたいと思っております。

私は、就任させていただいて以来、若者定住、中心核づくり、竜王インター周辺整備、合併問題等々、山積しておりますので、現時点でこれらの問題に集中して取り組んでいる最中でございます。現段階では誠に申しわけございませんが、今少し時間をいただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げ、お答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 6番、圖司議員。

6番（圖司重夫） ありがとうございます。先ほども言われましたけれども、山口町長、今日でだいたい3年半ということで、町政、行政・財政はもちろんですけれども、こと町民の皆さんとの接触においては、私は山口町長さんほど接触されている町長さんはないかなというふうに思っているのですけれども、平成17年の11月から12月におかれましては、山口町長を囲む懇談会ということで全集落を回られましたし、また、先ほども本文で言いましたように、本年1月には、市町合併推進検討会議を立ち上げされております。大変重要な位置づけとなっております。

また、先ほど発言されましたように、来年1月から2月にかけても、また全集落を回られるという予定でありまして、私が思うところ、山口町長ほど町民の皆さんと接触して、接触されるということは町民の皆さんの意見・意向がほとんどつかめておられるのではないかと。これからつかまれるところもあるかもわかりませんが、そういったところで、この市町合併ひとつ取りましても、竜王町としては大変重要な転換期になるかなと思うのですけれども、その重要な

判断を近日中に下さなければならない時期が来るとしたら、私は山口町長以外には、ほかにおいておられないと思っております。

仮に、最終決断、また最終の方向づけをされましても、それからの1年、2年、3年というのは大変重要な時期、また竜王町にとって大変、下手をしますと混乱を起こすようなことになりかねない年であるかなと思います。

ということで、私個人の思いといたしましては、山口町長には引き続き町政を担っていただきたいと思っておりますけれども、再度同じ質問でお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（寺島健一） 山口町長。

町長（山口喜代治） ただいま圖司議員さんから、非常に身に余るお言葉をいただきまして、本当に敬意を表するところでございます。

しかし、今この私の問題につきましては、先ほども申させてもらいましたように、本当に重要な時代を迎えるわけでございますが、なかなかこういう問題に、現在も皆さん方のお力をいただきながら精力的に取り組んでもらっております。

しかし、私といたしましては、何回も申し上げますけれども、今しばらくお時間をいただきたいとしかお答えを申し上げられませんが、お許しをいただきたいと思っております。

○議長（寺島健一） 6番、圖司議員。

6番（圖司重夫） 町長におかれましては、来年6月まで時間はたっぷりとありますし、十分な熟慮をよろしくお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（寺島健一） 4番、山田義明議員。

4番（山田義明） 平成19年第4回定例会一般質問の2つ目の質問をさせていただきます。行財政改革について伺います。

私たちのまち竜王町がこれからも輝きを持続し、住みやすいまちであるためには、行財政改革もしっかり実行し、効率のよいまちの運営が必要です。そのためにも、限られた職員定数のもと、民間委託等の推進や外郭団体等の抜本的な見直しも大切であります。

私は、1年前に質問し、ほとんどが「調査・検討します」と答えられた次の事業改革について質問を行います。1.「国民健康保険医療業務」「学校給食業務」の民間活力の導入について。2.「アグリパーク竜王」「竜王かがみの里」の統合について。3.「観光協会」の運営改善について。4.「社会福祉協議会」「シルバ

「人材センター」の運営改革について。以上4件について、検討内容とその結果について伺います。

○議長（寺島健一） 小西総務政策主監。

総務政策主監（小西久次） ただいま山田議員から、行財政改革についてのご質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。特に、今回のご質問につきましては、1年前にもお尋ねをいただいたものであり、その後の進捗状況を踏まえた中で19年度の取り組み状況についてお答えをさせていただくものであります。

第1点目の民間活力を検討する業務として、「国民健康保険医療業務」ならびに「学校給食業務」について、お答えをしたいと思います。行政改革集中改革プランでは、「直営で実施している公共サービス部門（医療、給食など）は、今日的な役割を踏まえながら、平成19年度を目標に、民間活力のあり方について調査検討をすすめる。」と掲げております。そのため、昨年度には、国民健康保険診療業務については、関係者・関係部局に対して検討協議をしていただいているとお答えをさせていただいたところであります。

その後の状況についてであります。議員ご高承のとおり、国においておおきな医療制度改革が始まり、国民健康保険制度から高齢者を分離する後期高齢者医療制度の創設、併せて、各保険者においてメタボリックシンドローム該当者への直接的な健康指導、40歳以上の加入者全員に対する健康診断の義務付け等がなされてきたところであります。

このようなことから、「疾病管理や疾病予防活動」、そして、「健康増進活動」と「地域の保健、医療・福祉（介護）の機能」との連携・協働による地域包括医療ケアシステムを推進する拠点として、国民健康保険診療所の必要がさらに生じるものであります。ついては、このような状況も十分に踏まえまして、19年度中に計画の見直しも含めて、民間活力導入のあり方や形態等について十分な調査検討を進めていく必要が生じております。

また、「学校給食業務」については、運営状況に合わせながら、配膳・調理・洗浄等の業務の中から、段階的なアウトソーシングの実施に向けシミュレーションも行ってまいりましたが、配膳業務については、現況といたしましては民間委託にかかるコストと直営配送を比較いたしましたところ、直営配膳が安価であるとの結論を得て、本年度に給食配膳車を更新させていただいたものであります。

次に、調理の部分についてであります。現在の施設はウエット型の施設であ



るうえに老朽化してきております。公設民営という形で給食を民間に委託するためには、施設をドライ方式にして新築する必要があり、おおまかな建設経費ではありますが、そのために6億から7億の新規投資をする必要があります。現在の教育厚生基金の残高から考えますと、非常に厳しい状況にあるといわざるを得ない状況にあります。今後、新たな建設計画、民間委託を見据えた正規職員の採用抑制の現状、さらには、給食サービスを受けていただく町民皆様の願い等を踏まえつつ、慎重に結論を求めてまいりたいと考えておりますが、その結論が出ますまでは、当面の間は現状維持、直営業務はやむを得ないと考えております。

なお、これらの施設運営で共通する問題として、集中改革プランに示されております職員定数の削減という課題において、直営ということの難しさがあり、施設整備を除く経営という面では、大きな問題はないと考えております。

第2点目の第三セクター「アグリパーク竜王」と「竜王かがみの里」の統合ならびに、第3点目の「観光協会」の運営改善については、圖司議員からのご質問で具体的に回答をさせていただきましたとおり、すでに着手の段階へと進みつつありますので着実な成果を求めてまいりたいと考えております。

続いて第4点目の「社会福祉協議会」ならびに「シルバー人材センター」の運営改革についてのお答えをさせていただきます。社会福祉協議会の運営改革につきましては、法人の経営体質の強化を図るということから、町とも連携・協議をしながら、よりよい運営・事業内容となるよう継続的な検討が行なわれてまいりました。特に平成19年度からは職員の人事交流を図りつつ、具体的な経営改善に向けた取り組みを加速させていただいているところでございます。

中でも、介護保険事業につきましては、近年、NPO法人等の事業所が増加する中、介護保険制度の改正によりまして介護報酬が削減されるなど厳しい経営環境が続いております。こうした中で、社会福祉協議会の経営状況を改善するために、今年度におきましては新規事業の福祉有償運送の検討を行っており、既存の職員体制につきましては職員の不補充を原則としており、5名減の10名体制に削減するなど、福祉サービスの低下を招かぬ中での経営環境の改善に努められております。

しかしながら、実質的な経営改善となりますと、今日までの経営手法や他の町で見られるようなデイサービスセンターを社会福祉協議会が持っていないこと等の理由により、大きな収益をあげることは難しい部分があり、当面は町からの福祉事業の委託も柱に置きながら、経営の改善と住民の願いに添った社会福祉協

議会づくりを目指していただくことになると考えております。

また、シルバー人材センターについては、事業の発展と拡充に資することを目的に、平成19年度から平成22年度の4ヵ年の対象期間での「竜王町シルバー人材センター事業活性化計画」を策定され、現在この計画に基づき事業展開をされているところであります。

この中では、高齢期における就業意欲への対応や多様な就業機会の確保など、地域に根ざした魅力ある事業の展開を図ることはもとより、会員獲得や各種事業の取り組みの強化の達成目標を掲げており、今年10月からは事業評価制度を導入がされ、改善点を点検し、さらなる運営基盤の強化を図っておられます。

また、平成20年12月1日から国の行政改革推進本部が推進します公益法人制度の改革に基づき、税制上の優遇措置やシルバー人材センターへの信用性の確保・拡大に向けて、現在の社団法人から公益社団法人への移行に向けての検討がされているところでもあります。

以上4件について、計画目標との整合、昨年度にお答えしたことと今年度の取りくみという形で、現況報告を兼ねて説明をさせていただきましたが、行政改革については、今日までの様々な行政サービスにも大きく関わってくる課題でもございます。関係者各位のご理解やその意識改革を伴うものでございます。

併せまして、集中改革プランにつきましては、17年度・18年度が経過し、3年目も3四半期が経過いたします中、今後の計画については、その環境変化も多分に影響してきておりますので、一定の見直しをすることが重要であると感じております。まさに、PDCAサイクルでの見直しを踏まえた中での大きな計画目標の達成が問われていると考えております。町としても、さらにその目標に向かって、着実な推進に向けまして引き続き鋭意努力傾注してまいりますので、議員皆様方をはじめ、住民の皆様方のご理解とご協力、さらなるご指導とご協力を賜わりますようお願い申し上げます。山田議員さんのご回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 4番、山田義明議員。

4番（山田義明） 一応説明をいただきまして、本当にありがとうございます。

国民健康保険医療保険業務につきましては、いろいろと最近地域包括医療ケアとかということで、また新しい方向で取り組んでおられるという話をされましたのですが、19年度の計画において見直しをされるということでございます。ひとつ、見直しの内容がどのようなものなのか、お聞かせ願いたいのと、併せて、医

科の方でございます。先生の方が石部の方に休日診療に行っておられるということもございまして、実は、一応月曜日から金曜日ということで、9時から5時の仕事ということでございますが、地域としましては、やはり休日にも、またあるいは夜間にも、できることならば日中おられる人以外の方も対象に医療業務をやってもらいたいなと思っておるわけでございます。

併せて、歯科の方でも同じでございますが、そこらの点につきましてもどう検討されているのか、確認させてもらいたいと思います。

もう1点ですが、これは竜王町行政改革集中改革プランの中に載っておることでございますけれども、15ページでございますが、ここには、外郭団体のことで調査・研究段階での改革方向案ということで、強い経営体の外郭団体の確立ということで、TMOに当たるような国の補助事業の受け皿となれる事業体の創設・転換を図るということで、このようなことを研究されているというようなことが書かれております。こういったことにつきましても、いったいどういった成果があがったのか、お聞かせ願いたいなと思しますので、よろしくお答えを願いたいと思います。以上でございます。

○議長（寺島健一） 小西総務政策主監。

総務政策主監（小西久次） 山田議員さんから再度のご質問をいただきましたので、お答えさせていただきたいと思います。

先ほどご回答を申し上げましたように、国保診療所の関係の位置づけということでございます。特に、住民の健康保持と増進と疾病予防、早期発見・早期治療に努めながら、治療と予防、それから保健事業を軸に福祉事業を視野に入れた幅広い活動を行いながら、地域ケアとして健康教育・指導健診に取り組んでいただいております。

ご指摘のように、いろいろ勤務形態等につきましても、診療時間等につきましても、この方法につきましては、関係機関・関係者と協議をしながら、特に夜間・休日を含め幅広く関係機関と協議・検討を重ねていきたいと考えております。

それから、15ページの外郭団体の確立ということでございます。特に、TMOと申しますのはまちづくりをマネジメント、管理運営する機関ということで、外郭団体でございますけれども、今現在では確立はできておりませんが、このようなまちづくりに対しますマネジメントできるような機関を今後確立したいという考え方をしておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 4番、山田義明議員。

4番（山田義明） 今ちょっと、TMOの補助事業の受け皿づくりということでは、かなり進んでいるかなという方向で思っておったのですが、これから確立したいということでございますので、ぜひとも、こういったことで前向きに検討を願って、改革を進めてもらいたいと思います。

あと、アグリパーク竜王と竜王かがみの里の統合につきましては、観光協会と併せてやっていただくというような話を聞いております。

先ほど、圖司議員さんの質問の中には、観光協会のことにつきまして検討されたのですが、アグリパーク竜王と竜王かがみの里の統合と併せて、3社と同時期ぐらいに検討されているのか、その辺が回答の中になかったもので、その辺がうまく融合すればいいなとは思っておりますが、その辺の統合の時期が3社一体、あるいは事業団を含めて考えておられるのか、またお願いしたいなと思いますので、ひとつよろしくご返答願います。

○議長（寺島健一） 小西総務政策主監。

総務政策主監（小西久次） 山田議員の再度のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

圖司議員さんの時にご説明を申し上げましたけれども、株式会社アグリパーク竜王と道の駅につきましては、20年7月ないし8月には統合させていただきたいということでございます。観光協会につきましては、もう少し時間がかかるかなということを考えております。

そういうようなことで、2社先行、1社あとということになると思いますが、何とか努力していきたいなという考え方をしておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

地域振興事業団につきましても、今後、研究・検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思っております。

先ほど、圖司議員さんの時に、副町長もご答弁されましたけれども、特に今後におきましては、それぞれ事業団なり企業の存続のために、やはりまた指定管理者等のこともございまして、競合に打ち勝つための組織づくりが大切だというふうな基本的な考えがございますので、その辺も視野に入れながらいろいろ研究を重ねていきたいと考えておりますので、よろしくご理解をしていただきたいと思います。以上、ご回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 11番、若井敏子議員。

11番(若井敏子) お疲れ様です。最後の質問でございます。よろしく申し上げます。

皆さん、すでにご承知いただいていますように、来年4月から始まる75歳以上の高齢者を対象にした後期高齢者医療制度ですけれども、昨年6月に自民・公明政権が強行した医療改悪法で導入が決められたものです。これによりまして、現在家族に扶養されている人も含めて、75歳以上のすべての高齢者から、滋賀県では年額平均7万5,850円の保険料が徴収されて、大きな負担増になるとが問題となっています。

この制度の概要を見ましても、保険料の年金からの天引き、保険料滞納者からの保険証の取り上げ、保険で受けられる医療の制限など、後期高齢者の生活や健康を脅かす大変厳しい制度となっています。

そこで、この制度について、今からでも中止をすべきだということで、去る11月21日、滋賀県広域連合と交渉をしましてまいりました。それに関してまず、滋賀県広域議会の副議長であります町長に、後期高齢者医療保険制度についてのご見解をお伺いするものであります。

特に竜王町民の代表として、このお年寄りいじめの制度にしっかり物申していただけるものと思いますが、この点についてのご見解をお伺いしたいと思います。

この後期高齢者医療制度ですけれども、この制度の対象者は何人おられて、特に社会保険の扶養者で新たに保険料を負担しなければならない人は何人おられるのか。特別徴収となる人、あるいは普通徴収となる人が何人おられるのかについて、お伺いしたいと思います。

滋賀県の保険料について、積算の根拠となる見込み量、保険給付の見込みも含めてですけれども、その見込み量についてお伺いしたいと思います。

2年ごとに保険料が改定されることになっていますが、この2年ごとの保険料改定では、何がこの保険料に影響するのか、このことをお伺いしたいと思います。

保険料を払えない人には容赦なく保険証を取り上げるといふふうに聞いています。資格証明書の交付について、町として独自の基準をつくるおつもりはないか、お伺いしたいと思います。

後期高齢者の保険事業費のうち健診は自治体任せになるようですけれども、町としてどのように取り組みを進めていかれる予定かについて、お伺いしたいと思います。

後期高齢者の診療報酬を包括払いとすることが国では検討されています。これ

による問題点を当局はどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

この制度は、障がい者など75才未満の方も加入でき、特に65歳から74歳の方で一定の障がいのある方はこの制度に加入することもできるわけですが、それは障がいの程度によって負担が増えるなど、大変複雑な仕組みとなっています。被保険者一人ひとりがどのような対象なのか、自分はどこに該当するのか、加入する方がいいのか、しない方がいいのかなど、丁寧に一人ひとりに説明をしていただく必要があるかと思いますが、周知の方法についてお伺いしたいと思います。

町民一人ひとりが安心して医療が受けられるように、町として何ができるか、何をすべきかを十分なご対応いただきたいものですが、これについての見解もお伺いしたいと思います。以上、よろしく申し上げます。

○議長（寺島健一） 山口町長。

町長（山口喜代治） 医療制度改革について、若井敏子議員さんからご質問をいただきました。後期高齢者医療保険制度についての広域連合議会副議長としての見解とのことではありますが、私自身、今回の制度改革は、大変なことであると思っております。しかし、これまで誰もが安心して医療を受けることができ、世界最長の平均寿命や高い保険医療水準を達成してきた「国民皆保険制度」を今後も堅持し、持続可能なものとするための医療制度改革のもとに創設された制度であると認識いたしております。

私も、後期高齢者広域連合議員としてその運営が適切かつ公平に対処されるよう、適宜必要な意見を述べてきておりますが、さらに努力してまいりたいと考えております。

また、住民の皆さんが安心して医療が受けられる対応についての質問ですが、国民皆保険が存続していくことが、住民皆さんに安心していただけるものであると考えてもおります。また、健康であることが何よりの財産であることはご承知のとおりであります。国におきましても、日頃からの健康管理を行うよう、40歳以上の方に特定健診・特定指導を受けるよう制度化されました。町におきましてもこのことを十分踏まえつつ、町民皆さんの健康管理について対応してまいりたいと考えてもおります。

なお、ご質問の後期高齢者医療制度の内容詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしく申し上げます。

○議長（寺島健一） 山添住民税務課長。

住民税務課長（山添登代一） 若井議員さんから、後期高齢者医療制度が平成20年4月から施行されますことで、いくつか質問をいただきましたので、お答えいたします。

まず初めに、後期高齢者医療制度の対象者についてのご質問でございますが、11月末時点での人数で申し上げますと、1,260名の方が後期高齢者医療制度へ移行されることとなります。この内訳としまして、国民健康保険に加入の方は801人、社会保険に加入の方が459人となっておりますが、社会保険の被扶養者数や年金特別徴収となる対象数は、現時点では正確な数値の把握にいたっていない状態であります。平成20年4月からの制度が円滑に実施できるよう現在準備をいたしているところでございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、保険料設定の根拠や額につきましてのご質問でございますが、保険料設定にあたりましては、医療費の伸びが大きく関係いたしておりますが、医療費の伸びにつきましては、国が示しました伸び率をもとに、平成18年から平成20年の伸びを4.8%、平成20年から平成21年の伸びを5.6%で試算しております。滋賀県広域連合での保険給付等の関係諸費は、平成20年度で約980億円、平成21年度で約1,120億円が見込まれております。

このうちの約1割を保険料として納付をお願いすることとなりますことから、税率を所得割率6.85%、均等割額が3万8,175円と決定されたところでございます。1人当たり平均賦課額は年額7万2,955円、月額換算で6,080円と見込まれております。

また、2年ごとの保険料の改定につきましては、この制度が少子高齢化が進む中、国民みんなで支えあっていく制度として構築されたものでありますので、公費負担、現役世代からの支援、被保険者からの保険料でその費用を負担することとなっております。医療費が増加する場合にはそれぞれの負担が増えていくこととなり、持続可能な制度とするためにも、状況に合わせ一定の改定が必要であると考えております。

次に、資格証明書の交付につきましては、保険料納付の促進を図るために、1年以上の滞納があった場合に広域連合が交付いたします。ただし、資格証明書の交付に際しましては、広域連合においても、『高齢者の生活実態や心身の特性に鑑み、機械的に交付するものではなく、高齢者の生活実態をよく把握している市町と連携し、今年度末を目途に検討していく』としておりますことから、本町と

しても、この資格証明書の交付につきましての検討にあたりましては、今後、適切な意見を述べていきたいと考えております。

次に、後期高齢者の健康診査についてですが、法律では「努力義務」とされたところですが、広域連合としては、後期高齢者それぞれに合った生活の確保や介護予防の観点、さらには生活習慣病の早期発見のためにも健康診査は重要であると考え、引き続き実施することとされました。

実施方法につきましては、住民皆さまに健康診査を受診していただくのに最も利便性がある各市町での受託による実施となったところでございます。その実施方策につきましては、平成20年度から始まります特定健診と同様に、従来から町が行っております集団健診で対応していきたいと考えております。

次に、後期高齢者の診療報酬でございますが、中央社会保険医療協議会において、国全体の診療報酬体系についての議論がされているところでございます。現段階では診療報酬が具体的に示されていないことから、本町としても、その方向を見守っていきたいと考えております。

次に、75歳未満の障がい認定を受けておられる方への対応についてのご質問でございますが、現在加入されている健康保険と後期高齢者医療保険のいずれかを選択できることとなっております。対象の方には、選択をできる旨、通知をさせていただくように考えております。一概にどちらが得と言えるものではございませんが、それぞれの立場によって違いますので、メリット・デメリットを示しながら対応してまいりたいと考えております。

以上、若井議員さんのご質問の回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 11番、若井議員。

11番（若井敏子） 当初、町長がお答えしていただいたのですが、その前段で、「後期高齢者医療保険制度」とおっしゃっているのですね。私も実は、皆さんにお配りしている質問の通告では、「保険」という言葉を入れておきまして、きちんと制度を見ましたら、「保険」という言葉は実は入っていないのですね。町長さんの最初のお話の「保険」は、取っていただかないといけないと思うのですが、町長は、この制度、大変なことだと思っているとおっしゃっている一方で、国民皆保険を継続するために必要なものだという見解を述べておられるのですね。

ところが、今も言いましたように、これは保険制度ではないのですね。本当に保険制度ならまた考えもあるのかなと思うのですが、保険を取られてしまったの



ですね。ですから、本当にこの制度は国民皆保険制度を継続するためのものでも何でもないので、私自身はそのように認識しています。

本当に大変な状況はどこから起こってくるのかということですが、まず保険料の問題です。保険料については、今、課長から説明がありまして、医療費の伸びが影響するのだというお話がありました。この保険料には、医療費もありますし、安定化基金への拠出金もありますし、保健事業もありますし、葬祭費もありますし、そういったものが全部ひっくるめて保険料に跳ね返ってくるのです。医療費が伸びれば保険料負担は増えるのです。

先ほど課長は、それぞれの負担が増えるというふうにおっしゃったのです。これは違います。それぞれの負担が増えるということではなくて、後期高齢者自身の負担は、当初1割からスタートしますが、経過年数によって、負担そのものが12%、15%と上がっていきます。ですから、この制度は、医療費が伸びれば後期高齢者の負担は増える。事業費が増えれば、また負担が増えてくる。どっちにしても、後期高齢者自身の負担が増えていく制度だと私自身は考えているのです。保険料が本当に際限なく上がっていく制度だという点で、非常に大変な制度だということ。

2つ目に、今、資格証明書の問題ですが、資格証明書については機械的に交付するものではないとおっしゃっていただいていますので、ぜひこれは広域の議会でも、きちんとその運用を明確な形で示すように努力していただきたいとおもうのです。町の国保でも、資格証明書については特別な事情がない場合に交付するのだという交付要件というのがあると思うのですが、特別な事情というのは、やはりどういう場合が特別な事情なのかということをおきちんと明記しておく必要があると思うのです。

資格証明書が発行される対象者というのは、先ほど数字がよくわかりませんでしたけれども、普通徴収になる人、特に年金年額の少ない人、あるいは無年金の人、年金から保険料を引かれたら年金受給総額の半分を超える人については普通徴収になるのですけれども、この辺の層が一番保険料が払えない層ではないかなと思うのです。この人たちが病気になられたら、もう本当ににっちもさっちもいなくなってくる。こういうことがないような制度として、ほかに特別な事情の1つとして、その辺もきちんと明記する形で、資格証明書が発行されてお医者さんへ行けなくなるというような事態が起こらないような制度の運用を進めてほしいなと思います。

包括払いについての見解は、診療報酬との関係で、まだ十分なものではないのだというふうにおっしゃっておられましたけれども、この包括払いの制度について言いますと、長浜の公立病院のお医者さんがこんなふうに言ってらっしゃるのですね。とてもこの包括制度について心配をされていまして、通常、出来高払いから包括払いになりますと診療抑制がかかると。本当に医療を必要としている人、そういう人に対しての治療あるいは検査など、そういうサービスが低下することも考えられると。医療に対する財源に限りがあるということはわかるけれども、昨今の産科医の不足、あるいは奈良でありましたように救急医療の実態などを考えますと、現在のこの低医療費政策をずっと続けていいものかどうか。これをもって国民的な議論をしていただきたいと思っています。国民の医療のレベルを変えるのは政治ではないかと思っていますと、こんなふうにお話しになっていらっしやいまして、この包括払いについては懸念する声が広がっているということも、ぜひこの際ご承知おきいただきたいと思うのです。

そこで、先ほど言いました保険料の算定の問題で、本当に加入者、後期高齢者に負担がどんどん増えていくという制度であるというふうに私は認識しているのですが、その辺についての見解と、もう1つ新たに事務方として、今事務を進めておられる担当課として、来年の実施にあたってどんな問題点があるのか。特に実施にあたって不安はないのか。その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（寺島健一） 山添住民税務課長。

住民税務課長（山添登代一） ただいま若井議員さんから4点の再質問をいただきました。

保険料の算定でございますが、医療費の高騰、保険料の部分で医療費の増減のみが原因と申し上げておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、医療費総額につきましては、医療諸費のほかに安定基金の拠出、あるいは保健事業の部分、葬祭費の経費などが含まれるわけでございます。そちらから国庫負担金、あるいは県負担金、町の負担金、あるいは後期高齢者の交付金、支援金でございますが、その分を差し引いた残りを、全被保険者の方で割り戻した部分での保険料というふうになるわけでございます。

2点目の資格証明の交付につきましては、町が交付をするわけではございません。後期高齢の方が交付をするということで、先ほども申し上げましたとおり、交付にあたっては、市町村との連携をしながら検討してまいりたいということで、後期高齢の方がこれから検討に入るわけでございます。

この運用にあたりましては、私どもも適正な方法の意見を述べさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

それと、包括払いの制度でございますが、議員もご承知のとおり、一部この包括の支払いの方法も現実に行われているというようなことでございまして、この包括支払いが行われますと、過小診療が行われまして、診療の抑制という部分での観点からは非常に有効な手段ではございますけれども、過小診療という部分になる可能性が高いということでの問題点があるというようなことも聞いております。今回、中央審議会の方でも審議をいただいておりますので、引き続き、その見解につきまして見守っていきたいなと考えております。

20年4月1日からの施行にあたっての問題点はないかという部分でございますが、住民皆さん75歳以上の方への広報ということで、いろいろと8月ぐらいから町広報ないし老人クラブ連合会さんなどにもお話をさせていただく中で、いろいろと広報をさせていただいております。2月には、全戸配布のチラシも用意をさせていただいております。この制度が隔々までPRできます部分について、これからも広報活動について力を入れていきたいなと考えております。

以上、4点につきましての回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 11番、若井議員。

11番（若井敏子） 改めてお伺いしたいのは減免の制度です。先ほども言いましたけれども、保険料を確定する要素というのは、医療給付費の話もしましたけれども、後期高齢者の人口が増えればまた負担が増えるのですよね。制度の財源割合というのは、先ほど話をしました後期高齢者の保険料の10%、ほかの医療保険からの支援金が40%、公費50%で始まるのですけれども、後期高齢者の人口が増えるのに応じて、後期高齢者の保険料の財源割合も引き上げられていくと、こういう制度になっている。

だから、どっちにしても保険料が下がることはまずなくて、上がる一方というのがこの制度だと認識しているのです。後期高齢者医療制度でも7割・5割の法定減免の対象となる低所得者の高齢者に対しては、保険料の均等割を免除するなど独自の減免制度を設けて、新たな保険料負担が生じないようにすべきだと考えています。

広域連合に対して、こうした独自の低所得者の減免制度の実施を町として求める考えはないのか。町としても独自に減免制度を設けるべきではないのかと。このことについてお伺いしたいと思います。

後期高齢者医療制度に伴って特別会計が創設されると聞いているのですけれども、ここに一般財源を繰り入れることは制度上問題がないと考えているのですが、このことについてのご所見をお伺いしたいと思います。

私は、実は広域連合に交渉に行きました時に、全国の保険料の試算一覧をもらってきたのですが、その中で、葬祭費が空白のところがあるのです。保険料も空白のところがあって、まだ確定していないから空白というのもあるのですけれども、東京がその葬祭費のところ「なし」と書いてあったのです。東京は、なぜ「なし」かわかりますか。わかれば教えてください。

○議長（寺島健一） 山添住民税務課長。

住民税務課長（山添登代一） 若井議員さんからの再質問にお答えさせていただきます。

減免につきましては、災害等国民健康保険と同様、減免措置が設けられています。広域連合で滋賀県として追加をしておりますのは、収監でございます。留置場に収容されている方につきましては、減免の規定の中に入るとのことでございます。

東京都の葬祭費の部分につきましては把握をさせていただいておりませんので、ご了解をいただきたいと思います。

また、減免の部分の一般会計からの繰り入れということになりますが、軽減の部分については、国・県・町がそれぞれ負担するということになってございます。減免につきましては、それぞれの広域連合の方で持つというふうになってございますので、繰り入れ等々につきましての情報につきまして、今現在つかんでおりませんが、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（寺島健一） これをもって一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。大変ご苦労さまでございました。

散会 午後9時34分